

令和 2 年 第 2 回

# 大崎町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 2 年 6 月 3 日

閉会 令和 2 年 6 月 17 日

大 崎 町 議 会

令和2年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和2年6月3日（水）から

15日間

令和2年6月17日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月3日	水	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案・陳情等上程
4日	木			委員会	付託案件の審査
5日	金				予 備
6日	土				休 会
7日	日				休 会
8日	月				予 備
9日	火				予 備
10日	水	10	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
11日	木				予 備
12日	金				予 備
13日	土				休 会
14日	日				休 会
15日	月				予 備
16日	火				予 備
17日	水	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

## 令和2年第2回大崎町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月3日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 行政報告	5
東町長報告	5
6. 日程第4 報告第1号 令和元年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
東町長提案理由報告	7
上橋総務課長	7
7. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度大崎町一般会計補正予算(第8号))	8
東町長提案理由報告	8
上橋総務課長	9
8. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について))	11
東町長提案理由説明	11
本松税務課長	11
中倉広文君	15
本松税務課長	15
中倉広文君	15
本松税務課長	15
9. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	16
東町長提案理由説明	16
本松税務課長	16
稲留光晴君	17
本松税務課長	17
10. 日程第8 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第2号)	18

東町長提案理由説明	18
上橋総務課長	18
11. 日程第9 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	20
東町長提案理由説明	20
相星保健福祉課長	20
12. 日程第10 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について	20
東町長提案理由説明	20
相星保健福祉課長	21
13. 日程第11 議案第27号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を 改正する条例の制定について	22
東町長提案理由説明	22
14. 日程第12 議案第28号 大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例の制定について	23
東町長提案理由説明	23
15. 日程第13 議案第29号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条 例の一部を改正する条例の制定について	23
東町長提案理由説明	24
16. 散 会	25
第2号(6月10日)(水)	
1. 開 議	31
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	31
3. 日程第2 一般質問	31
児玉孝徳君	31
東町長	32
児玉孝徳君	33
東町長	34
児玉孝徳君	34
東町長	34
中村農林振興課長	34
児玉孝徳君	35
東町長	35

児玉孝徳君	35
東町長	36
児玉孝徳君	36
東町長	37
児玉孝徳君	37
東町長	37
児玉孝徳君	37
東町長	38
児玉孝徳君	38
藤井教育長	38
児玉孝徳君	39
藤井教育長	39
児玉孝徳君	39
藤井教育長	40
児玉孝徳君	40
藤井教育長	40
児玉孝徳君	40
藤井教育長	41
児玉孝徳君	41
藤井教育長	41
児玉孝徳君	41
東町長	41
児玉孝徳君	42
東町長	42
児玉孝徳君	42
東町長	43
児玉孝徳君	44
児玉孝徳君	44
東町長	44
児玉孝徳君	44
東町長	44
児玉孝徳君	45
東町長	45
児玉孝徳君	45

東町長	46
児玉孝徳君	46
東町長	46
児玉孝徳君	47
富重幸博君	47
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	49
富重幸博君	49
東町長	50
富重幸博君	50
東町長	50
富重幸博君	51
東町長	51
富重幸博君	51
東町長	52
富重幸博君	52
東町長	52
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	55
東町長	55

富重幸博君 .....	55
東町長 .....	56
富重幸博君 .....	56
東町長 .....	57
富重幸博君 .....	57
東町長 .....	57
富重幸博君 .....	57
東町長 .....	57
富重幸博君 .....	58
東町長 .....	58
富重幸博君 .....	58
東町長 .....	58
富重幸博君 .....	58
東町長 .....	58
富重幸博君 .....	59
東町長 .....	59
富重幸博君 .....	59
東町長 .....	59
富重幸博君 .....	59
東町長 .....	60
富重幸博君 .....	60
東町長 .....	60
富重幸博君 .....	60
吉原信雄君 .....	60
藤井教育長 .....	61
吉原信雄君 .....	61
藤井教育長 .....	61
上野教委管理課長 .....	61
吉原信雄君 .....	61
上野教委管理課長 .....	61
吉原信雄君 .....	61
上野教委管理課長 .....	61
吉原信雄君 .....	61
東町長 .....	62

吉原信雄君	62
東町長	62
吉原信雄君	62
東町長	63
吉原信雄君	63
東町長	64
吉原信雄君	64
東町長	65
吉原信雄君	65
4. 休 憩	66
中山美幸君	66
東町長	67
中山美幸君	67
東町長	68
中野企画調整課長	68
上橋総務課長	68
中山美幸君	68
東町長	68
中山美幸君	68
東町長	69
中山美幸君	69
東町長	69
上橋総務課長	69
中山美幸君	70
東町長	70
中山美幸君	70
東町長	71
本松税務課長	71
中山美幸君	71
東町長	72
中山美幸君	72
東町長	72
中山美幸君	73
東町長	73

中山美幸君 .....	73
藤井教育長 .....	74
中山美幸君 .....	74
藤井教育長 .....	74
中山美幸君 .....	75
藤井教育長 .....	75
中山美幸君 .....	76
藤井教育長 .....	76
中山美幸君 .....	76
藤井教育長 .....	77
中山美幸君 .....	77
東町長 .....	78
藤井教育長 .....	78
中山美幸君 .....	79
藤井教育長 .....	79
中山美幸君 .....	79
藤井教育長 .....	79
中山美幸君 .....	80
東町長 .....	80
藤井教育長 .....	80
中山美幸君 .....	81
東町長 .....	81
中山美幸君 .....	81
東町長 .....	82
中山美幸君 .....	82
東町長 .....	82
中山美幸君 .....	83
中倉広文君 .....	83
東町長 .....	84
中倉広文君 .....	85
東町長 .....	85
中倉広文君 .....	85
上橋総務課長 .....	85
中倉広文君 .....	85

上橋総務課長	86
中倉広文君	86
東町長	86
中倉広文君	87
上橋総務課長	87
中倉広文君	88
上橋総務課長	88
中倉広文君	88
東町長	89
中倉広文君	89
東町長	89
中倉広文君	90
上橋総務課長	90
中倉広文君	90
上橋総務課長	90
中倉広文君	90
東町長	90
中倉広文君	91
東町長	91
中倉広文君	91
東町長	91
中倉広文君	92
東町長	92
中倉広文君	93
東町長	93
中倉広文君	93
藤井教育長	94
中倉広文君	95
藤井教育長	95
中倉広文君	96
藤井教育長	96
中倉広文君	97
藤井教育長	97
中倉広文君	98

藤井教育長	98
中倉広文君	98
藤井教育長	99
中倉広文君	99
藤井教育長	99
中倉広文君	100
藤井教育長	100
中倉広文君	101
5. 休 憩	101
稲留光晴君	101
東町長	101
稲留光晴君	102
東町長	102
中野企画調整課長	103
稲留光晴君	103
東町長	103
稲留光晴君	103
東町長	103
稲留光晴君	103
東町長	104
稲留光晴君	104
東町長	104
稲留光晴君	104
中村農林振興課長	105
稲留光晴君	106
東町長	106
稲留光晴君	106
東町長	107
稲留光晴君	107
東町長	107
稲留光晴君	108
東町長	109
稲留光晴君	109
東町長	109

稲留光晴君 .....	110
6. 散    会 .....	110
第3号（6月17日）（水）	
1. 開    議 .....	117
2. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....	117
3. 日程第2 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号） .....	117
神崎総務厚生常任委員長報告 .....	117
上原正一君 .....	118
神崎総務厚生常任委員長 .....	118
4. 日程第3 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第1号） .....	119
神崎総務厚生常任委員長報告 .....	119
5. 日程第4 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について .....	120
神崎総務厚生常任委員長報告 .....	120
6. 日程第5 同意第1号 固定資産評価員の選任について .....	121
東町長提案理由説明 .....	121
7. 日程第6 同意第2号 農業委員会委員の任命について .....	122
東町長提案理由説明 .....	122
8. 日程第7 同意第3号 農業委員会委員の任命について .....	124
東町長提案理由説明 .....	124
9. 日程第8 同意第4号 農業委員会委員の任命について .....	126
東町長提案理由説明 .....	126
10. 日程第9 同意第5号 農業委員会委員の任命について .....	128
東町長提案理由説明 .....	128
11. 日程第10 同意第6号 農業委員会委員の任命について .....	130
東町長提案理由説明 .....	130
12. 日程第11 同意第7号 農業委員会委員の任命について .....	132
東町長提案理由説明 .....	132
13. 日程第12 同意第8号 農業委員会委員の任命について .....	134
東町長提案理由説明 .....	134
14. 日程第13 同意第9号 農業委員会委員の任命について .....	136
東町長提案理由説明 .....	136

15. 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命について	138
東町長提案理由説明	138
16. 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命について	140
東町長提案理由説明	140
17. 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命について	142
東町長提案理由説明	142
平田慎一君	142
東町長	143
千歳副町長	143
平田慎一君	143
千歳副町長	143
18. 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書	145
19. 閉 会	145

第 1 号

6 月 3 日 (水)

# 令和2年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月3日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和元年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- (総) 日程第 8 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 9 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第10 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第27号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第28号 大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第29号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 平 田 慎 一  
2番 富 重 幸 博

7番 吉 原 信 雄  
8番 中 山 美 幸

3番 児玉孝徳  
4番 稲留光晴  
5番 神崎文男  
6番 中倉広文

9番 上原正一  
11番 諸木悦朗  
12番 宮本昭一

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小野光夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	中村富士夫
副町長	千歳史郎	耕地課長	竹本忠行
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	西高和義	農委事務局長	川畑定浩
総務課長	上橋孝幸	水道課長	高田利郎
企画調整課長	中野伸一	教委管理課長	上野明仁
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	相星永悟	税務課長	本松健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本高秀俊
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和2年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会議を開きます。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び3番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月17日まで15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和2年第2回議会定例会にあたり、諸般の行政報告をいたします。

まず初めに、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症について報告いたします。令和2年の年明け早々、中国において感染を確認との報道から、瞬く間に日本国中に感染が拡大し、鹿児島県におきましても、3月26日に、初めての感染者が確認されたことを受けまして、本町でも、翌27日に感染防止のための対策本部会議を招集し、関係各課で情報を共有するとともに、感染予防のための周知啓発を強化いたしました。町民の皆様方に対しましては、消毒用酸性電解水の配布、また、医療、介護施設や認定こども園等に対しましては、マスクや高濃度エタノールの配布を行ったほか、庁舎をはじめとする町有施設に、消毒液や飛沫防止用のアクリル板を設置するなど、感染予防対

策に努めているところでございます。県内では、本日まで、10件の感染事例が確認されておりますが、幸い大隅半島4市5町の地域では、確認されておられません。このことにつきましては、不要不急の外出の自粛、マスク着用や手洗い等の徹底など、御不便をおかけしながらも感染予防に努めていただきました、町民の皆様の御協力のためものと感謝しております。今後、懸念されている第2波、第3波を最小限に食い止めるためにも、新しい生活様式の実践をお願いしたいと思います。町におきましても、引き続き、防災無線、広報誌、ホームページなどあらゆる広報手段を用いて、町民の皆様への情報提供をはじめとする、公衆衛生対策に努めてまいります。

また、複数の企業から、マスクや高濃度エタノールといった、感染予防用の物資を寄贈していただくなど、各方面から、様々な御支援を賜り、感謝しているところでございます。寄贈していただいた物資は、必要な施設等に、有効に活用させていただいております。続きまして、総務課関係でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、特別定額給付金事業について報告いたします。本町においても、感染防止に留意しつつ、迅速かつ的確に町民の皆様へ給付できるよう進めているところであります。給付関連に係る、現在の状況でございますが、申請件数は、5月末日現在で6,382件、申請率94.6%、給付額については、6月3日給付予定分までで12億2,400万円。申請件数に対し、給付率99.4%となっている状況でございます。今後も引き続き、申請がなされていない方々への対応と、迅速な給付に努めていきたいと思っております。

次に、企画調整課関係でございます。平成27年に、本町をとおして、国の地域経済循環創造事業交付金が交付された松本商会株式会社の状況と、今後の見込みについて報告いたします。去る5月11日、京都地方裁判所により、松本商会株式会社に関する、破産事件に関する破産管財人の選任決定通知があり、破産手続きが開始されました。裁判所からの通知及び破産管財人によりますと、現時点において、財産の処分による配当が、可能か否かについては不明とのことですが、令和2年9月9日に予定されております債権者集会において、破産処理に関する結果が報告されることとなっております。なお、破産管財人より、大崎第一中学校跡において、事業の承継を希望する事業者との間で、機械の売却及び廃ビニールの処分について、協議が進められているとのことで、今後、本町に対しても、当該事業者による事業計画等の説明及び土地の賃貸、もしくは売却に関する契約申し出があるなど、状況の変化が見込まれますことから、今後も、機会あるごとに報告させていただきます。

次に、社会教育課関係でございます。6月21日に、町総合体育館で開催予定で

ありました「燃ゆる感動かごしま国体」のデモンストラレーション競技であるドッジボールは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、中止となったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第4 報告第1号 令和元年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第4、報告第1号「令和元年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、プレミアム付商品券事業など、8つの事業に係るものでございますが、これらは、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）で議決をいただいております繰越明許費のほか、令和2年3月31日付で、専決処分いたしました一般会計補正予算（第8号）の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。この報告第1号は、ただいま、町長から説明がございましたとおり、令和元年度内に、事業の全部が完了しないために、令和2年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、プレミアム付商品券事業でございますが、翌年度繰越額は140万1,000円でございます。本事業は、消費税増税に伴う影響緩和及び地域消費喚起を目的とした国の施策でございますが、プレミアム付商品券の、3月末までの利用に対し、換金等に時間を要したことから翌年度に繰り越したものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、産地パワーアップ事業でございますが、翌年度繰越額は4億8,013万5,000円でございます。本事業は、植物工場の施設整備に対する補助金でございますが、資材供給の遅れや人材不足等により、工期が延長されたことに伴い、翌年度に繰り越したものでございます。

次の、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業でございますが、翌年度繰越額は254万円でございます。こちらは、野生動物侵入防止用の資材等の調達に時間を要するなど、事業進捗の遅れにより繰り越したものでございます。

次の、農地耕作条件改善事業でございますが、翌年度繰越額は178万円でございます。本事業は、神領池尻地区の排水路を改修する事業でございますが、事業進捗の遅れから、用地購入及び登記委託料に係る事業分について、翌年度に繰り越すものでございます。

款9教育費、項2小学校費、学校ICT教育環境施設整備事業でございますが、翌年度繰越額は2,961万円でございます。本事業は、町内の小学校に、無線LAN等を整備する事業でございますが、国の補正予算であります公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の採択を受けましたことから、翌年度に繰り越したものでございます。

項3中学校費、学校ICT教育環境施設整備事業でございますが、翌年度繰越額は877万円でございます。小学校費と同じく、国の補正予算に伴い、繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費でございますが、翌年度繰越額は6,432万8,000円でございます。

次の、項2公共土木施設災害復旧費の翌年度繰越額は4,334万円でございます。いずれも、昨年の集中豪雨による災害復旧事業でございますが、国の災害査定に時間を要したことや資材及び人材不足等により、工期が延長されたことに伴い繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、報告は終わります。

-----○-----

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号））

○議長（宮本昭一君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額から772万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億8,884万6,000円にするものでございます。補正の主なものは、利子割交付金、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。今回の補正は、事務事業実施に係る国・県支出金や地方債等の特定財源の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主な部分について御説明いたします。

それでは歳出のほうから御説明いたしますので、補正予算書の12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14地方創生費116万1,000円の減は、地方創生支援事業の実績に基づく減でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費159万8,000円の減は、通知カード、個人番号カード、関連事務交付金の実績に基づく減でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、317万4,000円の減でございます。これは、プレミアム付商品券事業の決算を見込みまして減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費900万2,000円の減は、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整が主なものでございますが、このうち主なものは、節8報償費、ふるさと納税の謝礼9,390万4,000円の減と、節12役務費のうち、事務に係る手数料6,896万1,000円の減、節25積立金1億5,692万9,000円の増は、寄附金の確定に伴うふるさと応援基金積立金の増でございます。

なお、令和元年度のふるさと納税の実績でございますが、寄附件数は19万4,443件、金額は28億4,110万4,130円でございます。

14ページをお願いいたします。款7土木費、項5住宅費、目3特定優良賃貸住宅管理費148万7,000円の減は、事業費の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金の減でございます。

15ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費966万円の増は、事業計画の変更に伴い工事請負費を増額するものでございます。

最後に、予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

次に、歳入について御説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

款3利子割交付金から、1番下の欄の款14使用料及び手数料までは、各種交付金や使用料などの額が確定したことに伴い増減するものでございます。

9ページをお願いいたします。款15国庫支出金から、次の10ページに移りま

して款16県支出金までは、それぞれ説明欄に記載してございます負担金、補助金などについて事業費の確定や、国、県の決定に基づき減額するものでございます。

款18寄附金、目1一般寄附金889万6,000円の減は、ふるさと納税寄附金の実績により減額するものでございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2,100万円の増は、財源の調整でございます。

11ページをお願いいたします。款22町債につきましては、説明欄にございます各事業の実績に伴い、地方債の借入額が決定したことによる増減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正でございます。款3民生費、項1社会福祉費、プレミアム付商品券事業でございますが、決算見込みによる事業費の減額に伴い繰越明許費の金額を140万1,000円に変更するものでございます。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業でございますが、事業計画の変更に伴い工事費の増額が見込まれることから、繰越明許費の金額を6,432万8,000円にするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。これは起債の目的欄の過疎対策事業の限度額を、事業費の確定等に伴いまして、補正前の額から、補正後の額に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、16ページに給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号））」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第8号））」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴いまして、町税条例の一部を改正するものでございます。改正する内容は、個人町民税の寡婦控除等の見直しと、固定資産税の課税上の特別措置、新型コロナウイルス感染症等の地方税の猶予等が主なものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年3月31日をもって、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（本松健一郎君） 今回の主な税改正につきましては、先ほど、町長からもありましたとおり、個人町民税における未婚者のひとり親に対する所得控除の適用及び男性、女性に係る寡婦控除の見直しと、上位法の地方税法の一部改正による、固定資産税の課税上の課題を解決するための措置をするものと、新型コロナウイルス感染症等の影響に対しての、地方税の猶予制度等について、条文を整備するものでございます。

条例案につきましては、17ページほど提出してございますが、その次でございます新旧対照表のほうで、御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。条例第24条から、4ページ第48条までは、個人町民税に係る、未婚者のひとり親に対する税上の措置と、女性男性係る寡婦控除の見直し等で、すべてのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無に対する不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平感を同時に解決すること等と、これに伴う人的非課税措置の見直し、法人町民税の申告納付等について、上位法であります租税特別措置法の改正等により、文言の整備を行うものでございます。31年度の実績でいきますと、母子世帯138世帯、父子世帯20世帯ということで、158世帯が影響を受けるものと考えております。

続きまして、4ページの下段を御覧ください。第54条から10ページの第75条までは、所有者不明土地等に係る固定資産税について、全国的に登記記録上の所有者が死亡している場合に、現所有者に対して、調査をするわけですが、通常、相続人を立てて処理をかけるところが、相続人がわからないと、時間をかけて労力を要しても不明になるケースがございます。固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等の理由により、課税側が調査を尽くしても、なお、所有者が一人も明らかとならない場合等があり、固定資産税を賦課することができないといった課題等が生じております。こうした課題に対応するため、今回、地方税法等の改正において、実際の使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、その旨を使用者に通知した上で、固定資産税を賦課することができる税制上の措置の整備を行うものでございます。

続きまして、10ページの中段を御覧ください。第94条から13ページの98条までは、たばこ税の激変緩和を図る関係で、地方税法において、重量比例課税の適用をされている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を段階的に設定する本数課税方式への見直しと、経過措置期間中の0.7グラム未満の葉巻たばこを、0.7本の紙巻きたばことみなして課税する緩和措置の整備を行うものでございます。

続きまして、13ページの中段にあります第131条は、先にありました第54条等の固定資産税に係る所有者不明土地等の関連する文言の整備を行うものでございます。

続きまして、13ページの下段を御覧ください。附則の第3条の2から15ページの第3条の3までは、利子税還付加算金等の割合の引き下げによるもので、国税に関する特例を定めた、租税特別措置法の改正に伴い整備を行うものでございます。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思います。第5条の2の2でござ

いますが、医療費控除のセルフメディケーション税制の特例による整備を行うものでございます。現在、昨年の実績からいきまして、医療費控除の対象者が382件でございます。これにつきましては、このセルフメディケーション税制に係る部分は、ほとんど、ございませんで、実際の医療機関にかかった部分の控除がほとんどでございます。

続きまして、16ページ第5条の3の2から17ページの第6条でございますが、租税特別措置法で特例を定めた住宅借入金等特別税額控除等、肉用牛の町民税課税の特例に係る適用期間の延長による改正に伴い整備を行うものでございます。現在、住宅借入金控除を受けている世帯が209件でございます。肉用牛にかかわる特例を受けている世帯が約300世帯ということで見込んでおります。

17ページのほうを御覧いただきたいと思います。第8条から26ページの第13条の2の7までは、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置等を行うもので、平成30年5月に施行されました生産性向上特別措置法、いわゆる、わがまち特例の適用期間を延長するものと、対象設備の追加等の特例でございます。

軽自動車に係る、環境性能割非課税の措置等も含まれておりますので、適用期間の特例に伴い、地方税法の一部改正を引用し、文言を整理するものと、昨年度、新元号が制定されました、令和に読み替える整理を行うものでございます。現在、平成30年度からわがまち特例で申請のある部分が、3法人、件数にしまして8件上がってきております。一応、この期間につきましては、今年度の令和3年3月31日までとなっておりますが、これの延長が出ているということでございます。

あと、環境性能割につきましては、昨年の10月から、環境性能割の車両が登録されてきているわけですが、現在まで、登録、新車、中古車、登録台数544台。非課税になる車両がほとんどでございます。非課税にならない車両が、全体の7.3%にあたっております。その部分が、町の収入ということで、環境性能割で町のほうに入ってきている形になります。金額にしまして79万1,600円ということでございます。台数で約40台ということでございます。

続きまして、26ページ第14条を御覧いただきたいと思います。先ほど、お話をいたしました環境性能割も含めてでございますが、自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割が新設されております。現行の自動車税は、軽自動車税種別割と名称を改めまして、ハイブリッド車等の種別の特例に係るものについて、租税特別措置法の改正に伴い引用して条文の整備を行うものでございます。

続きまして、29ページを御覧いただきたいと思います。第15条でございます。30ページ第15条の2までですが、上位法であります租税特別措置法の改正に伴い引用している条文の整備と、固定資産に係る、認定長期優良住宅に係る税額

の減額措置等の延長に伴い、条文の整備を行うものでございます。本町の認定長期優良住宅につきましては、昨年受付分が6件、延べ、全体で今26件の認定長期優良住宅を認定しております。延長につきましては、3年になります。

続きまして、31ページの第18条から第19条までは、昨年、制定されました新元号の令和に読み替える整備を行うものでございます。

続きまして、31ページから32ページにかけての第20条でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による、事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者または特別徴収義務者が、納期限内の納付が困難であると認められるときは、その申請に基づき、その納付期限から1年以内の期限に限り、その徴収を猶予すると、できるようになったということでございます。地方税法の一部改正に伴い引用して条文の整備を行うものでございます。

続きまして、改め文の第2条ということで、32ページの19条を御覧になっていただきたいと思えます。48ページの52条までですが、地方税法の一部改正に伴い、地方税共通納税システム等の関係する条文の整備と、法人町民税の連結納税制度の見直し等及び損益通算の仕組み等の見直しと、電気供給業に係る標準税率の見直し等により条文の整備を行うものでございます。

続きまして、48ページの中段を御覧ください。先ほどありました第1条の、第94条の経過措置後のたばこ税の税負担でございます。1グラム未満の葉巻たばこについて、1本の紙巻たばこで、換算する見直しの整備を行うものでございます。これは、経過措置後の話になります。

49ページの第8条から第8条の2第20項までは、さきにありました、第61条等の固定資産に係る所有者不明等の関連した文言を整理することと、地方税法等の一部改正に伴い引用している条文の整備を行うものでございます。

続きまして、50ページの第21条から22条まででございます。新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置等で、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金控除の特例及び住宅借入金特別控除の適用期間延長等がされ、条文の整備を行うものでございます。延期される住宅借入金特別控除につきましては、令和15年から令和16年に、1年延長されるということになっているものでございます。

続きまして、改め文の第3条の改正でございます。ページで、51ページになります。第3条から56ページの第8条につきましては、昨年制定されました、新元号令和に伴う読み替え等で、それぞれの経過措置等の条文の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○6番（中倉広文君） 確認になりますが、1番最初のページ1ページの部分です。寡婦を、ひとり親に読み替えるという部分ですが、租税特別措置法の改正ということで、それに倣ってするということでしたけれども、この場合に、この男性のほうの寡夫、この方については、対象から漏れるということの認識でよろしいですか。

○税務課長（本松健一郎君） 今まではですね、女性のほうの寡婦控除に、たくさん控除がついていた形になります。現行の控除でいきますと、これは必ず扶養家族が伴うということが条件になるわけですが、35万円の控除がついておりました。現行の男性の父子家庭につきましては、これも扶養家族がいることが原則なんです、27万円の控除ということで、差がついておりました。その差をなくして35万円にそろえるということで、今度の改正がなされているような形でございます。

○6番（中倉広文君） としますと、その現行である男性のほうの寡夫、この方については、子どもさんがいらっしゃるのが条件ということになりますかね。そこを確認です。

○税務課長（本松健一郎君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（宮本昭一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号は「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて**

**（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（宮本昭一君） 日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正する内容は、軽減措置に係る軽減判定所得の見直しと、医療及び介護納付金に係る課税限度額の見直しでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年3月31日をもって、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（本松健一郎君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部改正をする条例の制定について、御説明いたします。今回の改正は、地方税法及び国民健康保険施行令の一部改正に伴い、大崎町国民健康保険税条例の条文を整備するものでございます。条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。アンダーラインの部分で、御説明いたします。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る、賦課限度額についての規定でございますが、医療分の基礎課税額限度額を61万円から63万円に改め、同条第4項は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が負担する介護納付金課税額の限度額を、16万円から17万円に改めるものでございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございますが、本文中にあります基礎課税額の限度額である61万円を63万円に、介護納付金課税額の限度額である16万円を17万円に改めるものでございます。

続きまして、2ページになります。第23条第2項は、5割軽減の対象となる世帯の、軽減判定取得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を28万円から28万5,000円に改めるものでございます。

続きまして、3ページになります。第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を51万円から52万円に改めるものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、今回の改正による施行期日等について御説明いたしますので、条例案を御覧いただきたいと思っております。

附則の第1項でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行し、第2項は、改正前、改正後それぞれの適用区分について、規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○4番（稲留光晴君） 今、説明ありました1ページの新旧対照表の中の、今までは基礎課税額が61万円からですね、今度、これは医療分ということで、2万円増えているということですね。それで国保税の計算で、上限額最高限度額は98万円になるということですので理解していいんですか。

○税務課長（本松健一郎君） 現行の、改正前の限度額を申し上げます。医療分が61万円、支援分が19万円、介護納付金が16万円、合計で限度額96万円です。今度の改正案につきましては、医療分63万円、支援分据え置き19万円、介護納付金17万円、合計いたしまして99万円になります。増加分につきましては、合計から差し引きまして、全体の3万円が負担増ということになります。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第24号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、97億9,884万8,000円にするものでございます。歳出の主なものは、保育所等緊急整備事業補助金、農地耕作条件改善事業に係る測量設計委託料などでございます。

歳入は、国庫支出金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。初めに、歳出の主なものにつきまして、御説明いたしますので、補正予算書の9ページをお願いいたします。

なお、今回の補正において、各種事業や会議等の中止に伴う減額を計上しておりますが、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴うものでございますので、説明を省略させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉センター管理費143万4,000円は、老人福祉センター内に設置してございますエアコンの故障に伴う費用でございますが、整備手法により、それぞれ修繕料と備品購入費に支出科目を分けてございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金5,625万円は、大丸保育所の建て替えに伴う補助金でございます。なお、保育所整備に係る補助率は、国が2分の1、町が4分の1となっております。また、事業期間が2カ年を要することから、後ほど債務負担行為のところ、再度、御説明させてい

たきます。

10ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目11土地改良事業費300万円は、農地耕作条件改善事業として実施しております、神領池尻地区の排水路改修に伴いますボーリング調査費用等でございます。

款8消防費、目2非常備消防費、次の11ページをお願いいたしまして、節18負担金、補助及び交付金73万5,000円は、9名の消防団員の退団に伴う、消防団員退団慰労金補助金でございます。

款9教育費、目4学校給食センター管理費42万5,000円は、3月の臨時休校に伴い、発注が停止されました給食食材のうち、学校臨時休業対策費補助金の対象となるパン及び牛乳加工事業所に対する補助金でございます。

これで、歳出の説明を終わります。次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。款15国庫支出金から款16県支出金までは、各事業の執行を見込み及び決定等に伴う増減でございます。

款19繰入金、目4人材育成基金繰入金100万円の減は、人材育成基金を財源に計画しておりました、青少年一般海外派遣研修の中止に伴う減でございます。

目5ふるさと応援基金繰入金510万円の減は、東京オリンピック事前合宿誘致委員会負担金等の減額により、財源として充当しておりましたふるさと応援基金繰入金を減額するものでございます。

款20繰越金、目1繰越金2,180万円は、財源の調整によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。保育所等緊急整備事業補助金でございますが、これは、大丸保育所の建て替えに対する補助金でございます。工事の規模等により、工期が2カ年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。なお、12ページに給与費明細書を添付していただきますので、御参照いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第25号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,771万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億326万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、令和元年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、7ページの歳出から御説明いたします。款6諸支出金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料3,771万9,000円の増額でございますが、令和元年度分の介護給付費確定によります、精算に伴う介護給付費負担金や地域支援事業交付金等の国及び県からの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。款7繰越金、目1繰越金3,771万9,000円の増額でございますが、令和元年度分の介護給付費等の確定に伴いまして生じた償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第26号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険法施行令及び介護保険の

国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料について、所得の段階別に軽減を実施しておりますが、昨年10月から消費税率10%への引き上げに合わせて、令和元年度の保険料軽減に加え、令和2年度の保険料を、さらに軽減するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたため、第1号被保険者で低所得者の介護保険料軽減をさらに図るべく、第1段階から第3段階までの保険料を改正するため、大崎町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表で御説明いたしますので、議案書の次の、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。介護保険条例第2条第1項は、保険料率が適用される期間の改正で、平成31年度と令和2年度の2カ年度にわたる期間でございますが、これを令和2年度のみで改めるものでございます。

第2項は、第1段階の対象者で、同じく、平成31年度と令和2年度の2カ年度の期間を令和2年度のみとし、保険料2万9,250円を2万3,400円に改めるものでございます。

第3項は、第2段階の対象者で、同じく、平成31年度と令和2年度の2カ年度にわたる期間を令和2年度のみとし、保険料4万8,750円を3万9,000円に改めるものでございます。

第4項は、第3段階の対象者で、同じく、平成31年度と令和2年度の2カ年度にわたる期間を令和2年度のみとし、保険料5万6,550円を5万4,600円に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして第1項におきましては、この条例は、公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するものでございます。

第2項におきましては、保険料についての経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定

により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第 1 1 議案第 2 7 号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮本昭一君） 日程第 1 1、議案第 2 7 号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町肉用牛特別導入事業基金条例に定めている基金の運用から生ずる収益を、基金に繰り入れたことにより、同条例第 2 条の基金の額 1,664 万 6,642 円を 1,666 万 4,856 円に改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 2 7 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 2 7 号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 7 号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 2 8 号 大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第 1 2、議案第 2 8 号「大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、デジタル技術を活用し、行政手続きなどの利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化を図るため、デジタル関連法令が改正され、本条例が準用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称及び条項の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 2 8 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案 2 8 号「大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 8 号「大崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 3 議案第 2 9 号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第13、議案第29号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、半島振興法に基づく、本町の産業振興促進計画が、本年4月に国に認可され、計画に基づく固定資産税の不均一課税の対象業種が拡大されたことから、これに伴い条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第29号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午前11時03分

第 2 号

6 月 1 0 日 (水)

## 令和2年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	11番 諸 木 悦 朗
5番 神 崎 文 男	12番 宮 本 昭 一
6番 中 倉 広 文	

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 小 野 光 夫

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農委事務局長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

### 5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、稲留光晴君、及び5番、神崎文男君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○3番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。私は、通告に従い、まず、新型コロナウイルス感染対策についてお尋ねいたします。

毎日のように、新聞、テレビでは新型コロナに関するニュースが報道されています。中国の湖北省武漢市で、昨年12月に、原因不明の肺炎にかかる患者が相次ぎ、1月9日に、患者から新型コロナウイルスが見つかりました。日本の厚生労働省は、1月16日に武漢から帰国した日本人で、初めて新型コロナウイルスの陽性反応が出たことを発表しました。その後、感染者は爆発的に増え、昨日までで、今や全世界で感染者713万9,000人、死者40万7,000人、日本でも1万7,900人余りの感染者が確認され、死者数も936人に及んでいます。鹿児島県でも10人の感染者が出ました。現在は、全員退院されています。

そんな中、4月7日には埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡県に、5月6日までの期間、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。4月16日からは、全国に拡大、期間も5月31日まで延期されました。三密のリスクのあるお店などは休業の要請、学校は休校となり、県をまたいでの往来や不要不急の外出を控えるよう要請されました。

感染が落ち着いていると、5月14日に緊急事態宣言は39都道府県で解除されました。残る都道府県も、25日には解除されました。緊急事態宣言は解除されましたが、政府は、治療薬やワクチンが開発されるまでは新型コロナウイルスの根絶は難しいと、感染リスクをコントロールするため新しい生活様式を求めています。実際、緊急事態宣言解除後も、北九州ではクラスターが発生し、学校でも集団感染が発生しております。感染増加が懸念され、東京では、東京アラートも発令されて

います。

新しい生活様式では、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える、ソーシャルディスタンス、いわゆる身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど、そして3つの密、換気が悪くなる、人が密に集まって過ごすような空間、不特定多数の人が接触するおそれが高い場所を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底しましょう、と呼びかけています。

この新型コロナの感染拡大を防ぐため、休業要請が出され営業できなかったところや、ホームステイが推奨され客が減少したり、中国の工業が生産を停止しているため部品や製品の納品が不透明な状態になるなど、サプライチェーンの破綻で売上が落ちたりしている事業所がたくさんあります。また、移動の制限や感染拡大防止のため大会やイベントなどが中止されるなど、多くの国民が何らかの影響を受けています。

今回のコロナ対策としては、政府は、特定定額給付金を国民1人当たり10万円交付することを決めました。また、中小事業所の倒産を救うために持続化給付金で対応しています。持続化給付金とは、コロナウイルスにより影響を受けたところに、事業継続の支えとして支給されるお金のことです。中・小法人は200万円、個人事業者は100万円の支給を受けることができます。ただし、条件として、2019年度から売上があり、今後も営業をする意志のある会社で、前年同月比で売上が50%以上減った事業者が該当します。ほかに、休業中も従業員を解雇せず、給料を支払った事業所には雇用調整助成金などがあります。

そこで、これらを踏まえ、本町での売上が減少しているところへの対策は十分かを、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 売上が減少している事業者等への対策が十分かとの御質問でございますが、5月の臨時議会で御可決いただきました町独自の支援策の現状を御説明いたします。

まず、現役高校生までの世帯に、1人当たり2万円を給付する大崎町子育て世帯臨時給付金でございますが、6月8日から申請を開始し、1回目の振込を7月20日に予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きかった飲食店の支援策として、約6,000枚を配布いたしました500円クーポン券チラシでございますが、6月4日現在の見込みで、約1,500枚、25%程度の利用状況となっております。

次に、15%から50%未満収入が減少した第3次産業事業者に、一律30万円

を給付する大崎町経営持続化給付金につきましては、6月4日現在で55件、1,650万円の給付となっております。

次に、商工会加入者に対して、一律5万円を給付する事業者支援交付金につきましては、6月4日現在で257件、1,285万円を交付済みであると、補助対象先である商工会から報告を受けております。

また、事業者への対策が十分であるかとの御質問につきましては、業種によりそれぞれ状況が異なりますので、評価が分かれるところかと存じます。本町といたしましては、4月16日に鹿児島県に緊急事態宣言が発令される以前の7日に、企画調整課内に事業者向け相談窓口を設置いたしまして、商工会あるいは個別に電話等にて事業者へのヒアリングを実施し、ただいま申し上げた各種施策を講じてまいりました。

現在も、庁舎内関係各課において、インターネット環境のない事業者への相談支援など、可能な限りの対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 今、町長からお答えをいただきましたが、500円のクーポン券の分はですねDMと勘違いされたりした方がいらっしゃいました。これはもう少し事前にですね防災無線などで、郵送するから、活用して飲食店を応援してくれ、と通知されたほうがよかったのではないかと考えております。

その他の対応ですね、事業所に15%から50%の助成金を贈られるということで、それと、子育ての方には2万円支給されます。これはですね非常に内容もすばらしく、対応も早かったと思います。

6月1日の南日本新聞にもですね鹿児島県の市町村の独自支援策が載っていましたが、本町は本当にこの中でも特出して、すばらしく対策ができていたと思います。これも、町長をはじめ企画課とか総務課とか、職員の皆さんの頑張りで大変ありがたいかと思っております。

しかし、いずれも一時的なものです。飲食業など密を避けられないところは客足が遠のき、緊急事態宣言が解除されてもいまだに影響を受けているところが数多くあります。今後、第2波、第3波が襲ってくるといわれています。そうなれば、現段階ではぎりぎり持ちこたえているところも、さらに売上が減少し、倒産するところが相次ぎ、失業する方も出てくるのではと危惧されます。

そこで、その対策を今のうちから検討すべきだと思っておりますが、早めの対策は大変重要だと思います。政府の支持率が落ちてきているのも、対策が遅いとの批判があるからだと思っております。逆に、具体的な対策を素早く打ち出している大阪の吉村知事は大変に評価されております。

そこで、町長は、今後の対策をどのように考えていらっしゃるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） まず、はじめに、クーポン券の発行事業につきましては、もうちょっと事前の周知が必要だったんじゃないかという御質問でありましたので、クーポン券という意味がなかなか理解できなかつたりという方々もいらっしゃるのかなと想像したところではありますが、こういったことでこういった事業をやりますということをよく理解していただいた上で御協力ということがありますから、これから、ほかのことにつきましてもやはり周知の在り方等ちゃんと考えた上で対応させていただきたいと思います。

それから、第2波が発生したときの対策ということでございます。第2波が発生しないことが一番望ましいということでもありますけれども、そういった第2波の発生いかんにかかわらず、国の補正予算及び本町の状況を見きわめながら、何らかの手だてを講じてまいりたいと考えております。

現在、国においても第2次補正予算で2兆円追加するという臨時交付金が審議されておりますけれども、現時点でどういったところが手が届いてないのかという情報も、各担当課はとりつつありますので、そういったことも事前に取り組ながら対応させていただきたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 手の届いていないところへ今後は対応するというところで、本当に、今、町長がおっしゃったとおり、第2波、第3波が起こらないことが一番なんですけど、やはり、北九州でもクラスターが発生したということを考えますと、我々の住んでいる鹿児島県にも第2波が襲ってくるという懸念もありますので、十分にその辺はですね検討されてほしいと思います。

では、次に、価格低迷が懸念されている畜産農家への対応についてお尋ねいたします。

コロナの影響で焼き肉店などの需要が減り、牛の価格が低迷しています。本町の基幹産業である畜産農家も影響を受けていますが、まず、肥育農家の件数と牛の頭数、繁殖農家の件数と頭数を教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、繁殖農家、肥育農家の戸数、頭数についての御質問でありましたので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） ただいまの御質問ですけれども、令和2年1月現在ですけれども、肉用牛の農家戸数が302戸でございます。そのうち、肥育農家は10戸でございます。総飼養頭数が1万87頭、母牛頭数が4,087頭、肥育牛頭数が3,035頭、子牛の年間出荷頭数は、これは予想でございますけれども、3,140頭ということになっております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 本町でも多くの牛が肥育されたり繁殖をされたりしております。ここの価格低迷ということが懸念されているわけですが、他の市町村ではですね支援金が支払われているところもあります。例えば曾於市ではですね子牛導入の落札額の10%、上限2万円の補助などがあります。本町には何かないのか、それから、次からどのような対策を考えていらっしゃるかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 価格低迷が懸念される畜産農家への対策ということでございますが、現状におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド事業の激減やイベント自粛などでロース肉など高級肉の消費が停滞し、外食事業の減少等に伴い国内の牛肉価格が低下しています。一方で、豚肉、鶏肉については、量販店や生協宅配などの内食需要が高まっていることにより、好調な動きを示しているようであります。

本町の畜産農家数は、高齢化により年々減少してきており、先ほども答弁したところではありますが、令和2年1月現在で、肉用牛は302戸となっております。うち、10戸が肥育農家でございます。

最近の肉用牛子牛の価格動向についてでございますが、令和2年5月、子牛せり市における曾於地区の平均価格は、雌が57万3,000円、去勢が65万2,000円となっております、総計平均価格は62万円となっております。昨年同月の曾於地区平均価格は、雌が69万9,000円、去勢が81万1,000円、総平均価格が76万5,000円であります。差額にして、雌子牛が12万6,000円、去勢子牛が15万9,000円、総計で14万5,000円の安値となっております。

これと同様、本町におきましても、ことしの2月から価格が低迷している状況でございます。これに伴う対応としまして、現在、国の持続化給付金を活用していただくよう周知しているところでございます。また、町単独の支援策につきましては、状況を踏まえた上で何らかの支援を講じてまいりたいと考えております。

さらに、肉用牛の肥育農家につきましては、素牛価格や配合飼料価格の高どまり等から、収益性は非常に厳しい状況にありますので、肉用牛肥育経営安定交付金に上乗せした形で支援する考えであります。

○3番（児玉孝徳君） 畜産農家が減ってきているということですので、その点からも持続化給付金だけでなく、町単独の支援策も今後考えていただきたいと思っております。

次にですね、今まで事業所などについてお尋ねいたしました。町民の皆さんのほとんどがですね、新型コロナウイルスに何らかの影響を受けています。特に医療関係や介護職、保育園の学童の先生などに従事している方は、業務の多忙化や感染予

防のマスクや消毒液、エプロンなどの防護服が不足したり、風評被害を受けたりしています。またですね、この辺には大学がありませんけど、大学に子どもを進学させているところは、授業料や家賃などを仕送りされていると思います。それが大変なので、子どもが気を使ってアルバイトなどをしているところが多くあります。コロナの影響でバイトがなくなった方も大勢いらっしゃるかと放送されております。政府も、この問題で、学びの継続のための学生支援緊急給付金、家庭から自立して、アルバイト収入により学費等を賄っていたり、その収入が大幅に減少した学生等に対して10万円、非課税世帯は20万円を支給する緊急特別無利子貸与型奨学金の創設、アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が、緊急的に新たに有利子奨学金の貸与を希望する場合、利子を国が補てん、実質無利子化ですね、や住民非課税世帯及び、それに準ずる世帯の学生などには、高等教育の就学支援新制度などが創設されました。

しかし、これで足りるのかということ、先が見通せない中では不安もあると思います。そこで、今言いましたこのような方々に対する何らかの支援ができないかということをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 多くの医療機関や介護施設におきましては、施設内での感染を未然に防ぐために、今まで以上に慎重な対応のもと、あらゆる感染予防対策をとっておられることと思います。このような状況の中で、医療、介護現場では、欠くことのできないマスクや消毒液の在庫不足を心配される事業所が多くあったことから、本町では物的支援として、備蓄あるいは寄附をしていただきましたマスクや高濃度エタノールを、速やかに配布いたしました。今後、不足が生じた際には随時配布する予定でございます。

経済的な支援では、医療、介護従事者に対しましては、国の第2次補正予算であります。慰労金を給付する事業があるとのことですので、そちらでの対応をお願いしたいと考えております。

差別等の事案につきましては、医療・介護従事者等に対する差別事象の報道が多くなされているようでございますが、本町では、現在のところ、そのような差別事案に関する相談はございません。

次に、本町出身学生への支援については、という御質問でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本町出身の学生の支援につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、国の補正予算及び本町の状況を見きわめながら、何らかの手だてを講じてまいりたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 何らかの手だてを講じるということで、町長お約束されましたので、是非それは行っていただきたいと思っております。

では、次に、感染防止の今後の対策をどのように進めるのか、お尋ねいたします。

スーパーやドラッグストア、コンビニなどは、レジ前の密集を避けるために間隔を空けて並ぶ印をつけたり、レジ前に透明のシートなどを貼って対応されています。しかし、食堂や飲食店などはできていないところもあります。確かに、狭い店などでは、なかなか対策が困難な面もあります。ただ、感染拡大のできる限りの対策を講じるのは、営業をする店側の責任でもあり、その具体的な対策内容は関係業界団体などが作成している場合もありますが、町としても指導していかなければならないと思います。この点はどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 感染防止のための飲食店への指導をどのように考えているかということでございます。

新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が5月に公表され、食事の場面では、対面を避ける、パーティションで区切るなどのガイドラインも示されているようでございます。これまでの日常生活とは全く異なる様式のため、非常に戸惑う機会も多くなると想定されますが、感染防止と経済活性化の両立のためにはやむを得ない対策と思われるので、広報等を通じた普及啓発に努めてまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今ありましたように、経済活動も行っていかなければいけないということで、広報を通じてそういった感染防止をまた周知していただきたいと思っております。

次は、今後の対策についてですねプレミアム商品券を発行する考えはないかお尋ねいたします。他の市町村ではですね50%のプレミアムつきの商品券を発行しているところもございます。本町で発行する考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、国の補正予算及び本町の状況を見きわめながら、何らかの手だてを講じてまいりたいと考えております。

プレミアム商品券につきましても、大変ありがたい御提案として承っておきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 是非ですね多くの飲食店、事業所などが困っていますので、そういったプレミアム商品券を発行して、また、町民の方もそれを利用することでありがたいと思われるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に、予想される今後のコロナ対策ですが、鹿児島県も梅雨に入りました、これから災害シーズンを迎えます。菱田川堤防も、再三県へ早期の復旧をお願いしておりますが、1年経った今でも補修工事が仮設のままで、補修のプレコンバ

ックも破れていて、町からもお願いしてもらい、先日やっと再度の補修が行われました。

しかし、このままでは、ちょっとした大雨により堤防が決壊し、避難が予想されます。その場合の避難場所でのコロナ対策をどのようにするのかも、今後の課題となります。国交省の方針で、避難施設へ財政支援、新型コロナウイルス感染症予防のため、密集対策を後押しするといっています。

そこで、本町では、受付での対応、密にならない対策、分散避難や縁故避難などをうながす、また、感染をおそれ、車中避難をされる方も多く出てくると思います。この場合のエコノミークラス症候群への注意喚起なども周知徹底してほしいと思いますが、これらの対策はできているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 避難所における感染防止についてでございますが、避難所では密閉、密集、密接の3密が生じやすく、集団感染が発生しやすい環境に陥りやすいことから、住民の方々には、災害時の避難先について、避難所だけではなく、安全を確認した上での在宅避難や知人や親戚宅などを頼る縁故避難、車中避難など、多様な形態による分散避難をお願いしたいと考えております。

その中で、避難所で避難される方については、感染防止対策としてマスク着用と手指消毒の徹底や、健康状態を確認するために受付時に検温や問診を行い、体調が悪い方など感染の疑いのある方については、健康な方と区分するため、別途避難所を設ける予定でございます。また、避難スペースも、従来のは必要になると思われれます。

災害の規模等にもよりますが、従来利用している避難所だけでは不足する可能性もあるため、柔軟な対応がとれるよう準備を進めてまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今、町長は、従来の避難場所の倍ぐらい必要なんじゃないかなと言われましたけど、テレビとか報道では3倍必要だといわれますので、また、そのような場所の確保をお願いしておきます。

次に、児童・生徒の学習の遅れについてお尋ねいたします。

本町の小・中学校でも感染防止の観点から休校が続きましたが、授業時間の不足をどのようにしていくかは、各市町村の教育委員会で決めることになっております。その対応は、夏休みを利用して行うのか、あるいは行事などを取りやめ、土曜授業などで行っていくのかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えいたします。

夏休みについては、例年の期間より短縮して授業を行うことを考えております。各学校では、もともと自然災害やインフルエンザ等の感染拡大防止による学校学級閉鎖を想定した予備時数を、各学年年間50時間から70時間程度、日数で計算す

ると10日から15日程度設定しております。そのため、この状況のまま学校が継続的に経営される場合には、数の上では夏休みの利用は不要と考えております。ですが、今年度はまだ始まったばかりで、今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波だけでなく、台風やインフルエンザ等を含む感染症拡大防止策による学校学級閉鎖が想定されます。また、これまでの休業による子どもたちの生活リズムの調整など総合的に考えますと、夏休みを利用した学習を行うことが必要かと思えます。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 今お答えしていただいたことをですよ子どもたちにちゃんと周知されているんですかね。この前伺った子どもは、夏休みも授業があると決め込んでいて、半分ぐらいになるんじゃないかなとか言っていましたけど、その点はどうですか。

○教育長（藤井光興君） まだ、学校の校長さん方から聞き取りをしています、全部回りました。大体予定を考えておりますが、今のところ、新聞等でご存じのとおり、いろんな状況等やら、それから関係機関との話し合いを進めて、そして、できるだけ早く設定したいと思っておりますが、授業をするとすれば1週間から2週間程度かなと考えております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 子どもたちもですね夏休みがなくなるのかどうなのかという不安というか、いろんなことを考えて過ごしているみたいです。その辺はですね現段階ではこうだとかですね、やっぱり方針を示していかないと、不安に思っている子ども、親御さんたちがいると思いますので、その辺の周知をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策をですね十分に講じて学びを保障することが、教育委員会の努めです。どうなるのか、皆さん、本当に不安に思っています。保護者の理解と協力を求めて、安心・安全を得られるようお願いいたしております。

それでは、次に、甲子園やインターハイが中止になりました。中学生の中体連をはじめ、多くの大会が中止になっております。本町にも、野球、サッカー、バレー、テニスなど、部活を懸命に取り組む子どもたちが多くいます。中には、スポーツ特待で鹿児島市内などの強豪校に進学したいと考えている子どもも多くいます。2年生のときまでに実力を認められている子どももいますが、ことしの夏にかけて努力してきたのに、その実力を発揮する場がなくなった、地方大会だけになったということで、目標がなくなったり、気力が途切れたりする子がないのか、さらには、勉学にまで影響していないのか、心のケアなど精神面の対策は十分にできているのか。そして、実力を発揮できなかった、発揮する場がなくなった子どもたちの

ために、高校への申請に向けて、その子のこれまでの取組を十分に相手方に伝えられているのかお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、これまで部活動等を頑張ってきた生徒の努力の成果の場が失われることは、非常に胸が痛む思いであります。特に最終学年の生徒においては、なおさらであります。

そこで、曾於地区の中学校総合大会につきましては、中止でなくて、3年生を中心とした選手構成により、規模を縮小して延期という形で、7月28日、7月29日に実施の予定となっております。なお、一部競技、水泳とバドミントンですが、については、肝属地区と合同で開催することを確認しております。

運営の仕方を工夫し、陸上競技等では全国大会もおこなわれるということが報道されております。子どもたちにとっては一生に一度の経験を、可能な限り確保できるように対策をとっていきたいと考えております。さらに、校内行事においても、最終学年の子どもたちがリーダーシップを発揮し、思い出深い1年を過ごせるように、学校を指導しております。

それから、先ほど、推薦の問題がございましたが、これについては中学校のほうではちょっと動けないところで、例えば高校側さんから、陸上競技なら陸上競技、野球なら野球ですけど、競技によっては優秀な子はいませんか、と問い合わせがあって、来られて、そこで誰か推薦していただだけませんかと来たときには、学校内で話し合った上で推薦することになるかと思っています。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 今お答えいただいたことは、高校からの問い合わせがなければ、こちらの学校から、いい子がいるよという提案はしないということですか。

○教育長（藤井光興君） 通常は、まず、こちらから、こんな子どもがいますから高校にとってくださいということはないと思います。高校の監督さんとか、学校を回ってこられて、大会等を見ながら、そして、あそこの学校にはこんな子どもがいるからと情報を持ってこられる場合もありますし、何も情報がなかった場合は、学校のほうに、学校内で優秀な力の子どもはいませんかと回ってこられて、あるいは問い合わせがあったりして、そこから始まることだろうと思っています。

○3番（児玉孝徳君） 今まではそうだったかもしれないですけど、県大会などが行われない現状で、県体などで頑張ろうと思っていた子どもたちのためにですね、そういった提案というか、学校側とか教育委員会で行えなくても、担当する部活の先生とかそういった方々からですね知り合いの高校の部活の先生とかそういったので、いい子がいるからは是非お願いします、推薦していくという方法をとれないものかな

と思っておりますが、どうでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 例えば、学校の先生と向こうの監督さんが親しい関係、友達関係だったら、うちの学校にはこんな子どもがいますがねとか情報交換をするかもしれません、まず、やっぱり向こう側から何かなければ、ちょっと、こっちから、何も無い子どもにポツと宣伝とかそういうことは多分なかるうと思っております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） いや、そこを行ってほしいと言っているところですけど。

やはり、中学校の先生なんかもですねいろんな学校、大学を出てきていらっしゃる。やっぱりそういったつてというか、知り合いの方はいらっしゃると思いますので、知り合いの知り合いを通じてもいいですので、生徒が望んでいたらですよ、例えば野球で行きたい、野球で鹿児島実業に行きたい、バレーで鹿商に行きたいという子がいると思います、そういったときはですね鹿商の監督は知らんけ、とか、鹿商の校長は知らんけ、とかとってそういうところも加味していただいて、なるべくそういった推薦枠をスムーズに受けるように、そういった方策も必要じゃないかなと思っております。どうでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 学校から情報提供することはあると思います、こんな子どもがいますよと、走り幅跳びでこれだけの記録を持っている子どもがいると。そこあたりについては情報提供をすることがあるかと思っておりますけど、そこはやっぱり監督さんと向こうの先生との関係等で個別に、ということはあるかもしれませんね。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 是非ですねそういった推薦も行ってほしいと思います。子どもの夢を叶えるために行って行ってほしいと要望しておきます。

それでは、次の質問に入ります。

庁舎のバリアフリーについてですが、本町も高齢化が進む中、多くの方が利用される耕地課や農業委員会などが2階にあります。相談に訪れる方が上がり下りが大変だと聞きますが、その対策は考えてられないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 耕地課や農業委員会等は2階にあり、相談に訪れる方が上り下りが大変だと聞くが、その対策は考えられないかとの御質問でございますが、現在、保健センターの2階には農林振興課、耕地課、農業委員会があり、転作関係や農地の貸し借りなど様々な手続や相談に来ていただいているところであります。また、来庁者の中には高齢者等も多く、階段の昇降には大変苦勞されている方もいらっしゃると思います。

現在の対応としましては、階段昇降の困難な方につきましては、1階入口にイン

ターフォンを設置して、呼出がありましたら職員が1階へ下りて対応をしており、特に大きな問題もないところであります。

また、エレベーターの設置につきましては多額の費用を要することでもありますので、今後も、住民の皆様の理解を得ながら、今までと同様、インターフォンでの対応で取り組んでいきたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） インターフォンで対応しているということですが、そういったですねインターフォンでの対策をしているということですね皆さんに、職員が下りっくっで上っこんでよかたっど、とかですね具体的にわかりやすく周知してほしいと思っております。

では、本庁舎のほうですが、高齢者や障害をお持ちの方などのためにエレベーターの設置はできないのか、お尋ねいたします。

今回のコロナの相談など、企画や総務課などに窓口があります。これは2階にあります。本議場もですね3階にあり、興味のある方など、傍聴に来てくださいと勧めても、どきあつとな、3階ですよといえば、3階は足が痛てし、無理じゃ、と言われます。この庁舎もですねエアコンや照明も入れかえたばかりです、耐震工事も行います。もうしばらく、この庁舎を使わなければいけません。

そこでですねエレベーターの設置はできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 庁舎へのエレベーター設置についてでございますが、高齢者や障害者の方々が庁舎の2階や3階を訪れる場合、エレベーターがないため、大変御不便をおかけしていると感じております。

車椅子の場合、公民館裏から渡り廊下を通過して2階までは行き来することができますが、3階へは自力で行くことができません。このようなことから、庁舎におけるエレベーターの必要性を常々感じているところでございます。

しかしながら、設置につきましては、本庁舎が築44年を経過し、老朽化が進んでいることと、構造上の理由により大規模な改修が必要になることから、設置には至っておりません。

昨年9月の議会定例会でも同様な御質問をいただき、その中で答弁いたしました。が、車椅子で3階まで移動する事案が発生した場合は、管理課が所有している階段昇降車の利用等を含め、手すりのない部分への補修など、対応可能な方策で対応したいと考えております。また、高齢者や障害者の方々が訪れた場合は、職員が声をかけ、担当が受付まで出向き対応するように、ソフト面の配慮を行う体制を、これまで以上に徹底してまいりたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） ソフト面の対応をこれまで以上に徹底していくということ、また、本庁舎がですね大変古くて大規模改修が困難だとおっしゃいましたけど、志布

志市に海洋団地というのがあるんですけど、これも大変古うございます。5階建てでしたが、後づけでエレベーター設置を、各棟の各階段の前に後づけで設置してあります。そんなにたくさん乗れるエレベーターじゃないんですけど、そういったのだったらですね大規模改修を行わなくても外付けのエレベーターができていますので、そういった対策というのか、ところの検討はされたんですか。

○町長（東 靖弘君） これまでも何回もエレベーターの設置ということは各議員さんから質問がありました。そのたびに、なかなか難しいと、構造上の理由があるとかお答えしているところでもあります。建物が老朽化していることが1つに挙げられることと、それから、外付けでということも考えたんですけども、やったときに、今の建物では相当な事業費がかかるという大まかの試算は、これぐらいの事業費ということは聞いているところでもあります。

ただ、さっき児玉議員がおっしゃったように、一昨年、この庁舎のLEDとか空調機器とか全部整備しましたので、補助金の適正に関する法律の中では、8年間は動かさないという形になりますから、それが10年ぐらいとなってきたときには、やはりどこかの時点でエレベーターをつけて、住民の利便性の向上に資するということはやらなければいけないと考えております。それが、今年か来年かという、なかなかですけど。

それと、財源的なことと申しますと、事業費の財源の確保が難しいということもあるんですが、旧川越商店の裏、現在、大野商店がありますけれども、そちらのところに城内共有地の墓地が上のほうにあります。非常に台風災害とか地震災害とかいうときに、崖崩れのおそれが非常に高いという状況が発生しておりまして、樹木等もときどき除いたりしているんですけど、やはり、ここを緊急に何とかしないとイケないということで、墓地の所有者等に対して、現在、総務課のほうで所有者に対して墓地移転の相談を申し上げているという状況でございます。今のところ、御同意いただくような状況があって、あと、少数、所在がわからない方々がおられますが、そういったことがあって、これを早急にのこしたいというのがあります。そうすると、進入路が今度は必要になってくるので、それらもあわせて、公民館裏のそういったところの用地買収もやっていって、民間の方々に災害を及ぼさない対策を早く軽減しないとイケないというのがありまして、事業費はなかなか、今のところは不明確ですけど、そっちのほうを急がさせていただきたいということと、それから、公民館の雨漏りの修復は終わったんですけども、先般、内部を職員が調査いたしましたら、やはりホールの天井裏に非常に鉄骨の腐食が見られるということが発見されまして、こちらのほうも早急に補修するかということも出てきているものですから、あれもこれもやりたいというものがあるんですけど、今のところ、こち

らのほうを急いでいかないといけない。ただ、両方とも、墓地のことも公民館裏も目視した状況だけでありますので、必要な予算等については今後、上げさせていただきたいと思いますが、そういったことがあるものですから、なかなかやりたいと、エレベーターをつけたいという思いがありますけど、もうちょっと我慢していただけたらと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今、いずれかにおいてはやらないといけないと考えているということでしたので、今日も大勢の傍聴の方がいらっしゃっています、この方々も、やはり3階まで上ったり降りたりするのは大変でしょうから、なるべく早くのですね、どうにか財源も見つけていただいて、ちょっと考えて、予算も要らないところは削って、こちらのほうにも回していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 児玉君、3番の中学校跡地が残っていますけど。

○3番（児玉孝徳君） 大変済みません。ちょっとですね昨日と一昨日、同級生が亡くなってですね葬式やらなにやら、全然こっちの原稿を確認できてなかったもんですから、申し訳ありませんでした。

それでは、最後にですね中学校跡地についてお尋ねいたします。

町長は、合宿所を休止すると、3月議会で言われました。この菱田中学校跡地についてですね、今まで、私は四、五回お尋ねしています。用途についても、幾つか提案もいたしました。しかし、陸上を中心としたスポーツ施設ということで進めるということでした。この合宿所は白紙の状態ということでよろしいのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） このことにつきましては、さきの議会でも、整備につきましては休止という状態で置かしていただきたいことをお願いしたところであります。

○3番（児玉孝徳君） 休止ということは、また進める可能もあるということですか。

○町長（東 靖弘君） 菱田中学校の校舎を解体して、相当な敷地ができました。解体したときの跡地に合宿所をつくりたいということでPFI方式でつくっていききたいとか、そういった提案をさせていただいていたんですが、その後、利用者が非常にジャパンアスリートトレーニングセンターが多くなってきていて、民間のホテルにおいて増設がどんどんなされてきて、一応それで足りるような状況が出てきているというのが休止に至った現状であります。

あと、全くつくらないのかということになるのかという質問でございますが、整備していくことによって、近隣の町のホテル等の民業圧迫ということをやはり考えたときに、ちょっと消極的になっていたということもあります。先のことはよくわかりませんが、新型コロナウイルス感染症の関係で合宿所が全て閉鎖されているような状況で、ここ3月、4月、5月、活動している状況が見られないことから、非

常に予想を立てにくい状況でもありますので、一旦は休止という形をとらせていただいたということでもあります。

○3番（児玉孝徳君） 私も、この跡地についてはですね、先ほど言いましたように提案もいたしました。合宿所ということで最終的に決まってですね、合宿所をつくるんだしたら、早くつくってくれというふうにですね要望をいたしました。他の市町村、志布志市などにも幾つかホテルが建設されますよと、早くしたほうがいいのではと再三言ってきたんですが、結局は、ほかにできたからやらないという、町長が決めたことですから無責任ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 民間のホテルが進出してきて、そして木造の二段ベッドを備えた施設を整備されてきておられます。十分な対応ができるような施設になってきております。そしてまた、ジャパンアスリートトレーニングセンターに合宿に来ている生徒たちも、志布志市のホテルを使っているという状況があります。その中で、新たに合宿所をつくったときに、当初の計画の中では、それをつくって、近辺の活力を見出していきたいという思いでそういった計画を発表したんですけど、現在の状況の中では、かなりの施設が整備されてきていて、そしてまた、それを公的にホテルを整備していったときに、今度は、宿泊者の調整とか、調整ができるものではないんですけど、それで空いた部屋が相当出てくるということも考えられたときに、民間業者が整備している状況を確認しながら、新たにつくって民業を圧迫していくところには、ちょっとどうかなという思いがありましたので、自分で計画を立てて、勝手にやめるのはどうかということの御質問だったんですけど、そういった状況の変化というところを御理解いただければと思います、現段階ではですね。

○3番（児玉孝徳君） 現段階ではとおっしゃっていますが、ほかのホテルはできているわけですから、結局は中止ということだと思うんですけど。菱田中学校跡地はですね合宿所だけではなくて、いろんな可能性があると思っております。

実はですね菱田校区の公民分館で、今月、地域住民を集めて、中学校跡地の活用についてですねいろんな意見をお伺いしようと思って、計画も6月の初めということで立てていたんですけど、新型コロナウイルスの感染症のためにですねちょっと延期しないといけないということですね、10月、11月ぐらいにまた行う予定です。そういった中で、校区民の皆さんから提案されたことを、また12月議会とか、それができた時点でですね町長にはまた提案をしたいと思うんですけど、交付金もいただいて事業も行っているということでした。

そこで、私のほうから1つ提案ということですね、人口減少が進む中で、菱田小学校の今年ですね新入生は、たった4人でした。それも、全員、上の子がい

て、下の子ということですよ、長子の子はいませんでした。そこで、人口増加を考えたら、子育て世帯に定住してもらうため、20年ぐらい住んだら土地と家は差し上げますとか、家をつくって永住するなら土地は差し上げますとか、そういった条件つきです。定住住宅施策はできないのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 児玉議員もご存じです、中学校を解体した後にそういった関連する施設をつくるということで国庫補助金の交付金をいただいております。それをやらなかったときに、また返済をしなければならないという条件がついているわけです。幾分かは、例えば駐車場敷地とかそういった、ジャパンアスリートトレーニングセンターと関連した駐車敷地をつくるなりとか、そういったことは対応していかなければならないという状況であります。

ただいま、住宅政策を提案していきたいということでありますので、それは校区の方々と協議の上で、また提案されるものでありますので、またそれも整備の手法であるというふうには認識したいと思っております。どのような提案になるかわかりませんが、そういったときには担当課も交えさせていただいて話をさせていただければと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今、町長も、担当課も交えてということですので、そういったときは呼びますので、是非いらっしゃってください。

人口増加対策ということがですねやっぱり大崎町の人口が少なくなるということで大変重要なことだと思いますので、交付金の返納という問題点もありますけど、そこは町長が推進してきたことですから、一角に駐車場をつくる、スポーツに関連した施設をちょっとつくるというようなことで対応していただければと思います。

また、12月に質問しますのでよろしくお願いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○町長（東 靖弘君） 一応、児玉議員は閉めていただいたので、あえて言うのはどうかと思ったんですけど、実は、ジャパンアスリートトレーニングセンターがかなりの合宿が来られて、そしてことしはオリンピックがあるという、事前合宿とかそういったものでたくさんの方々に来ておられましたので、あの近辺に飲食店が少ないということがありまして、やはり、そこに店舗の設置とか必要であると、利用された方々から買い物が不便ということもありましたので、一応、ある企業を通してそういう御相談もしております。

その中で、ジャパンアスリートトレーニングセンターの利用者の利便性を図るために、国道220号線の歩道改良の計画を国のほうでされております。ことしも8,000万円ほどの予算がついておりますけど、まだ、今、用地交渉か用地買収の段階でしょうから、歩道が3.5メートルとか整備される予定でありますので、

それらが整わないとなかなか進出が難しいということでもございました。状況待ちということではありますが、今まで何らかの活性化ということを考えながらやってきたということで、そのことは御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 今、町長からですねアスリートセンターを使われる方の利便性を考えて、そういったお店も必要だと考えているということでした。我々も思ったんですけど、コンビニとかですねスポーツ用品店とかですねちょっとしたそういったところをつくっていただければなと思っておりました。また、その辺も進めてほしいと思います。

中学校跡地も草ボウボウになっていたんですけど、先日ですね役場の職員の方がですね一生懸命草刈りもしていただいて、きれいになっています。消防詰所跡地も、私どもで花壇を整備してですねきれいにしました。草ボウボウでそのままほったらかしになっていると、やっぱり町民の皆さんも、あっこはいけんとな、とかいう声が聞こえてきますので、そういった管理のほうもですねしっかりしていただきたいと思います。

それでは、本当に以上で質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、2番、富重幸博君の質問を許可いたします。

○2番（富重幸博君） 私は、さきの通告に基づいて、国民健康保険税の納期限の見直しについて、公共施設屋外トイレの管理状況について、及び災害避難所の新型コロナ対策について質問してまいります。特に新型コロナ対策については、町民各位の真摯な取組に敬意を表しますとともに、今後の景気の低迷が懸念されるところであります。今回は、災害避難所の対策に焦点を絞って取り上げた次第でございます。

それでは、質問に入ってまいります。最初に、国民健康保険税の納期限の見直しについてでございます。

最初に、これに当たりまして納付状況についてお伺いいたしますが、今回、質問の1番目に、この見直しの問題を取り上げたところでございますが、同様の質問が過去、平成16年6月議会定例会において、先輩議員によりなされております。これを見ると、国民健康保険税の税率改正による大幅引き上げに係る負担感の軽減に直接影響することとして、せめて納期を6期から8期に増やすことにより、1回に支払う金額を少なくできないかという内容のものでありました。結果として、翌年度から、国民健康保険税の納期が現在の年8期制になったことにより、納税者にとって国民健康保険税について幾分負担感の軽減につながったのではないかと思います。国民健康保険税については、一段の高齢化による生活習慣病の増加、医療技術

の高度化による保険給付費の増加が懸念され、国民健康保険事業の財政運営が厳しさを増すことが想定されます。

半面、保険税率の引き上げには慎重にならざるを得ず、令和2年当初予算において、保険給付費14億2,025万5,000円と、昨年比で1,841万4,000円の減額となっておりますが、歳入面においては一般会計や基金などの繰入金について、前年度に対して5,984万6,000円増の2億1,974万8,000円となっております、予算編成上の工夫の跡が見受けられます。

今回の一般質問では、通告書にございますように、国民健康保険税について、平成17年度以来の年8期から10期に改正できないかということが趣旨であります。この本題に入る前に、納期の改訂は、平成30年度決算書を見るとわかることではありますが、通告に示しますよう課題を明らかにする意味から、国民健康保険税の納付状況について説明を求め、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の納期を含めて、平成30年度の保険税額の納付状況についての御質問でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険税の納期限は、他の徴税と重複しないよう、また納税者の負担が偏らないよう配慮してございます。富重議員のおっしゃるとおり、平成16年6月議会定例会において国民健康保険税の納期限の見直しについて御検討いただき、現行の8期制に改正したのが、平成17年度からでございます。平成16年度当時は、5月に暫定賦課した後、8月に本賦課し、8月から12月までを納期とする年6期制としておりました。その当時、納税者から、5月の暫定賦課の納税額と8月本賦課後の納税額が急激に上がるなどの厳しい御指摘もあり、その課題等を克服するための改善策でございました。

現行の本賦課の時期を、町民税と同様に6月に合わせ、6月から翌年1月までの連続8期制で構成し、8期納期分の保険税の平準化を図った経緯があります。

厚生労働省は、市町村別収納率の人口5万人未満の国民健康保険税徴収率平均値を92%から93%と公表しております。本町の状況は、平成28年度が94.4%、平成29年度が93.96%、平成30年度が93.55%と、過去3年間の実績からも、全国の平均値である92%から93%を達し、その数字を目標に努力しているところでございます。

○2番（富重幸博君） 国民健康保険税の徴収率は、おおむね全国平均並みの、今お聞きしますと94%前後とのこととあります。この場合でも、毎年約6%前後は未納額が発生することになります。このことを念頭に入れながら、次の、滞納処分の状況はどのようになっているかの質問に入ります。

地方税法第331条によると、督促状を発した日から起算して10日を経過した

日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと規定してあります。差し押さえは、事前連絡や納税者の同意を必要としない正当な行政処分として位置づけられておりますが、実態としては、できるだけこのような手続に至る前に、納税特例など働きかけていくことが重要になってくるかと思えます。このあたりはどのような努力をされ、未納者に対する債権や給与、不動産、預貯金など、滞納処分等の実施状況についてはどのようになっているか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の未納者に対する滞納処分等についての御質問でございます。

現在、国民健康保険税の未納者についての対応としては、4月、7月、11月、12月、2月の年5回に分けて催告書を通知しております。それに加えて、地道な調査及び訪問等を続けながら、分納誓約書を取り交わして計画的に納付するように事務処理を行っております。

未納世帯にある傾向として、社会保険を取得してから医療機関を受診することに対して影響が出ないことをいいことに過去の保険税分に応じない方、納税意識の低い方、住所地が特定できない方、生活保護の申請を考えている生活困窮者など、状況は様々でございます。このようなことから、納付時期になっても応じない悪質な状況が続く未納者については、金融機関等の預金調査等を行った上で、預金差し押さえを実施しております。

保険税関係の預金差し押さえの実績については、平成28年度から平成30年度までの延べ件数でいきますと、266件、金額にして1,017万6,000円になります。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、滞納処分の状況について御説明いただいたところでございます。

それでは、次に、本題に入っておりますが、国民健康保険税の納期の見直しを行う考えはないかについてお尋ねします。平成30年度における国民健康保険事業特別会計に関する決算書の保険税収入状況は、後期高齢者支援金、介護納付金を含んだものですが、これによりますと、平成30年度の国民健康保険税を前年度と比べてみると、調定額で5.3%減の約4億700万円余りですが、内訳として、現年度分約3億2,000万円、滞納繰越分約8,700万円となっております。この現年度課税については、収入済額が約3億年弱で、先ほど町長からお話がありましたように、93.6%の収入率となっておりますが、残りの約6.4%、金額にして2,000万円を超える収入未済額が現年度で発生しております。

一方、滞納繰越分については、収入済額約1,300万円弱で、収入率が14.8

%であります。収入未済分は、率にして85.2%で、その金額は7,000万円を超え、不納欠損額367万4,100円となっております。これにより、現年度分と滞納繰越分とあわせた収入未済額は9,100万円を超え、1億円の大台を超えるのも時間の問題ではないかと懸念しております。特に収入率で、現年度分93.6%に対して過年度分が14.8%となっていることは、大きな問題であります。結果として、現年度分と滞納繰越分をあわせた収入未済額約9,100万円のおよそ77%を滞納繰越分が占めていることになり、残り23%の現年度分約2,000万円が、次年度予算の中で実績では14.8%の収入率である滞納繰越分として予算計上され、また、一部については不納決損処理が繰り返されていくこととなります。まさに悪循環に陥っていくことになるわけですが、滞納繰越分について徴収率が低すぎることにはどのような原因があり、今後、町長としてどのようなお考えかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 滞納繰越分の徴収率の低さと、滞納繰越分として予算計上され、収入未済額が時効成立後に残った場合、不納欠損額として処理されることに対する御質問でございます。

納期内納税者との公平性を保つためにも、滞納処分の強化を推進しておりますが、まずは、滞納者に対して経済状態の面接が重要と考えております。滞納の原因が生活苦で、消費者金融から借金を重ねたことで保険税が後回しになる事例もあるようですので、面接など聞き取りの強化と、そのほか、失業や病気、災害等により納税ができないことも想定できますので、国民健康保険税の減免及び軽減等も考慮して対処したいと考えております。

今後も、国民健康保険に加入している方の医療費等に充てる重要な財源である保険税でありますので、容易に不納欠損をしないよう、収納率向上に努めてまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） 監査委員によります平成30年大崎町決算審査意見書においても、保険税の滞納については、善良な納税者との関係も考慮し、安易に時効完成による不納欠損処分が生じないように実態と内容を十分検討し、効率的で効果的な徴収を行うなど、最大限の努力をされたい、とあります。このようなことを踏まえ、本町においても、1期当たりの負担額の低減を図るためにも、納期を8期から10期に改定するための条例改正を行い、町民の納税負担の軽減を図るために、国民健康保険税の納期の10期制を速やかに行うべきではないかと思いますが、町長としてお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の納期を、年8期制から年10期制に改定するための条例改正を行い、町民の納税負担の軽減を図るために納期の年10期制を速

やかに行うべきではないかとの御質問でございます。

納期回数を、年8期制から年10期制にすることで、年間の保険税額が高額な納税者は、2期回数が増えることで1期当たりの税額が軽減するメリットは大いにあります。

1年を通して、ほぼ毎月、保険税の支払いがあることで、そのほかの税金との併用が、かえって納税者に負担になるおそれや、期割が増えることで納め忘れも心配されるところであります。

6月前の4月と5月の暫定賦課については、平成30年度の国保制度の改正に伴い、全国的に廃止傾向にあり、大隅地区4市5町でも制度改正前の暫定賦課を実施しているのは、20年近く改正していない1市2町だけとなっております。また、3月まで納期月を含めてしまうと、もし納付がない場合、年度内の徴収が難しく、督促を交付する期間をとれないことから、4月滞納繰越分として調定を起し、過年度分の扱いになりかねませんので、もう少し内容を精査し、見直しについては慎重に検討させていただきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） ただいま、町長答弁で、連続9期制という場合は可能性があるという回答をいただいたところでございます。この場合、具体的な実施に当たっての解決すべき課題は何か、また、これを踏まえた方向性として、どのように町長として考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 納税者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の納期の見直しは可能性があるのか、方向性として、町長の考えをお示してくださいということでございます。納税者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の納期の見直しの可能性と、今後の方向性についての御質問でございます。

国民健康保険税の1世帯当たりの保険税平均年額は12万6,000円であり、現行の年8期制で試算すると、1期当たり1万5,700円ですが、例えば、これを年9期制で試算すると、1期当たり1万4,000円の保険税額になります。その差1,700円の軽減にはなりますが、本町の国民健康保険税世帯の7割は、保険税年額10万円未満の世帯層が占めておりますので、実施に当たり、まずは賦課の処理においてシステムの改修等、及び、期割が増えることで印刷物の構成等に時間と予算措置が必要になると思っております。

また、平成30年から、業務の効率化と賦課事務に係る予算を圧縮して、賦課処理後の納付書及び通知書等は印刷会社に業務委託していることから、納品等の計画と予算等に当たる事務経費等の負担も増えることが予想され、全体的な費用対効果を精査・分析した上で、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） ただいま、町長から問題点の中でいろいろ御指摘ございませ

て、全体的な費用対効果ということでもお話いただいたところでございますが、最後に、ここはもう要望としてですが、令和2年4月1日、大崎町国民健康保険税の一部を改正する条例施行により、結果として、国保税の最高限度額が、従前の96万円から99万円に引き上げられました。納税者の中には、最高限度額に準ずる高額納税者も段階的におられるわけでございます。一般的な平均額で納期を増やすメリットは、先ほどお話のように大きくないかと思いますが、そういう高額納税者に準じる方々にとりましては、納期が増えることは大変歓迎すべきことであります。

いろいろと解決すべき課題もあるかと思いますが、十分検討を進めながら、町民の皆さんにとって納税しやすいような環境づくりに努めていただきますよう要望申し上げます、この質問を終わります。

続きまして、通告の2番目、公共施設屋外トイレの管理状況について質問してまいります。

最初に、公共施設トイレの管理の状況はどのようになっているのかということでございますが、屋外トイレを指して進めてまいります。

公共施設は、町民相互の福利厚生や町内外との交流を通じた社会教育及び体育の向上に寄与し、また、我が町の情報発信の場として活用されているところであります。今回の質問においては、特に不特定多数の利用に供される可能性の高い公共施設屋外トイレの衛生管理面について、苦情が寄せられているということから取り上げた次第でございます。

この質問に関係する屋外トイレを有する公共施設を管理している課としては、公園関係を担当する建設課及び耕地課、名称は異なりますが、運動公園や運動場などを管理する社会教育課が上げられます。そこで、これら屋外トイレの管理については、それぞれ事業者等に委託されていることと思いますが、管理の現況はどのようになっているのか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本町の公共施設の屋外トイレは、都市公園や運動公園等の10施設に14箇所あります。週2回から3回の清掃を、シルバー人材センターや造園業者に年間委託している状況でございます。

○2番（富重幸博君） 今、現況についてお話いただきました。

公共施設トイレの管理について、住民はじめ、利用者からの苦情や相談はないかについて伺います。

○町長（東 靖弘君） 耕地課、社会教育課関連施設ではございませんが、建設課施設の公園におきましては、これまでに、大便器の詰まりや、便器・ドア等の破損、トイレトーパーや糞尿のまき散らしなどの苦情や通報があり、その都度、早急な対応を行い、管理業者と清掃状況や管理体制について協議を行っているところでござ

ざいます。

○2番（富重幸博君） 現況で、1つの課で該当するところで、ということでございます。共通する課題として、やっぱりとらえていく必要があると思います。

管理の在り方について、どのような課題を考えているかということでお尋ねいたしますが、公共施設の屋外トイレについては、屋内施設設置の場合と比べて不特定多数による多様な利用形態が考えられます。このようなことを踏まえて、どのような課題を考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 屋外トイレは、不特定多数の方々が利用することから、トイレの安全、清潔、快適性や利用者のマナー向上、また業務委託の在り方、管理費用などの課題があると考えられます。

○2番（富重幸博君） 時代の変化の中で、比較的若い世代層では、家庭でも洋式になじむ機会が多い半面、やはり、和式を好む方々がおられるというのがありますが、特に、利用者からトイレの洋式化への要望などありませんか。

○町長（東 靖弘君） 今現在においてはございませんが、以前、洋式化の要望があり、改修を行ったところではありますが、衛生面から、洋式便座に座りたくないとの意見等もございましたので、洋式とトイレのすみ分けを行い設置いたしました。

○2番（富重幸博君） 今、そのような形で御説明いただいたところでございますが、利用形態として、屋外でのスポーツ大会などが雨に見舞われた中で行われる場合や、農業地帯である本町においては、設置場所によっては農作業の途中で利用されるケースなど、過去の同僚議員の一般質問でも取り上げられた記憶が、私もございます。このような実態があれば、お示してください。

○町長（東 靖弘君） 芝や泥等により、トイレ内の床面が汚れることはたびたびございますが、その都度、担当者もしくは管理業者に連絡して、清掃を行っている状況でございます。

○2番（富重幸博君） 施設の管理面でいいますと、清掃や必要なペーパーの補充など、担当課としても苦勞が多いことだろうと思います。

各担当課の所管されている施設ごとの年間管理状況を見ると、清掃で入る週当たりの回数や、年間の回数について、それぞれ施設規模などの違いや予算の関係もあるでしょうが、年間管理回数を増やすことが、一見、簡単な解決方法ではありますが、そうとも言えない部分もあるかと思いますが、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおり、毎日清掃を行うなど、回数を増やすことが改善の一番の解決方法ではございますが、限られた予算の中で効果を出すことが必要でありますので、今後については、管理業者とも協議を行い、最善の策を検討したいと考えます

○2番（富重幸博君） 新型コロナウイルス感染症予防の観点から新しい生活様式が提案されている中、消毒液や手洗い設備を含めて、公共施設トイレの管理面の課題というものがあればお示してください。

○町長（東 靖弘君） 感染対策といたしましては、消毒液等の設置が望ましいところですが、屋外で管理者が常駐でなく、また、不特定多数の方が利用しますので、消毒液の盗難や、中身の危険物の混入なども考えられることから、現在、設置の予定はなく、利用者御自身による予防対策をお願いしている状況でございます。

○2番（富重幸博君） 私も、実際に関連施設を見て回ったんですが、消毒液とか実際設置はありませんし、確かに難しい問題もまた派生してまいるようでございます。

それでは、施設管理上、ハード及びソフト面の改善の方向性はどのように考えているかについてお尋ねしますが、この質問を行うきっかけとなったのは、同僚議員に寄せられた、一部住民の方からの本町の公共施設を利用して行われたグラウンドゴルフ大会に参加された際の御意見であります。楽しい大会の最中に利用したトイレの余りの汚さに、どうにかならないか、ということで、同僚議員に、是非議会で取り上げてくれという要望があったことから、今回、一般質問を行う次第でございます。多分、トイレを利用しようとして入ったところ、相当不衛生な状況に怒りを覚えられたことかと推察いたしますが、これは、大崎町の恥だ、議会で、是非取り上げてほしいとの声から、大変な状況であったろうことは推察できます。

これまでの質疑の過程で、現況や課題について、ある程度明らかにできたのではないかという観点から、この質問の4番目として、施設管理上、ハード及びソフト面での改善の方向性について、町長としてどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） トイレの安全・清潔・快適性は、管理者の努力のみならず、公園利用者周辺の居住者の多数の目がトイレに注がれていることによって、不正行為を未然に防止し、保たれていることが少なくないことから、利用者、地域住民との協力体制をつくりあげることが大切であると考えております。

その中で、設備の改修、管理委託の体制、清掃日数など、施設に合った対策を検討していかなければ、というふうに考えております。

○2番（富重幸博君） 利用者の声、地域住民の声、これを反映しながら、ということでお答えいただきましたが、論点を明確にする意味から、まず、ハード面に関して、確認の意味で質問いたします。

洋式トイレが一般的になりつつある今日、公共施設のトイレの在り方について、町長として、今後どのような方向で整備していこうとお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 居住スペースの中では洋式トイレが一般的となりつつあります

が、不特定多数の利用者がある屋外トイレとなりますと、衛生面も考え、おしりを便座につける様子を敬遠し、利用しない方もいることから、検討が必要であると考えております。

○2番（富重幸博君） 確かに、和式の必要性も、今お話があったとおりに思います。そうなりますと、ソフト的な発想でいきますと、管理の回数を増やす、あるいはイベント等が開催されることは、ある一定、関係課との連携を密にし、情報を共有すれば予測されるわけでありますので、全体の清掃管理の中で定期的な回数の見直しや、イベント等の時期を勘案して、曜日を振りかえるなど、弾力的な運用を図ることも可能ではないかと思いますが、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおり、可能であると思われま。

今後については、イベントや各種大会で施設全体を利用する場合は、大会終了後に参加者全員による清掃活動など、利用者との協力体制づくりや、管理者としても、イベント等の時期を考慮した清掃日の設定など、臨機応変な対応ができるよう体制を整え、誰もが快適に利用できるよう努めてまいりたいと思います。

ただいま、御質問に対しましても随分検討してみました。1箇所のイベントが行われるふれあいの里公園のトイレがドアがたたき割られたりとか、便器を割られたりとか、今までもいろんなことがありまして、その管理に非常に悩んできていたというのも事実であります。

先ほどの御答弁の中で、糞のまき散らしとかそういったことがあって、そういったところを見られたんだろーと思いますけれども、何ともいかんともしがたいものが起きているということが実態であります。それで、やはり管理業者がおりますので、イベントのときとか、あるいは通常でも、毎日来てちゃんとやってくださいというお願いもするわけでありますが、それだけではなかなか防ぐことができなかつたりしておりますので、ただいまの答弁の中でも、大会を主催された方々にも最後のところでは御協力いただければと、職員でそういうことができないだろうかという考えで答弁をさせていただきました。

○2番（富重幸博君） 大変前向きに答弁いただいたところでございます。町民全体の、また協力体制も大変大事かと思えます。

最後に、提案でございますが、全体としては、我が町における少子高齢化の過程で、公共施設の在り方を総合的に見直す時期に来ていることは間違いありません。本件につきましては、さきの相談者のお気持ちを察するに、町を愛する心、愛町心から、他市町からの参加者に対して、大崎町に対するマイナスイメージを払拭したいとの強い気持ちから要望された結果ではないかと思えます。

町長におかれましては、このようなことを踏まえ、ハード及びソフト面を含め

て、積極的に御検討いただきますよう提案申し上げ、この質問を終わります。

次に、災害避難場所の新型コロナウイルス対策について質問いたします。

先ほど同僚議員の質問と若干重複する部分もあるかと思いますが、そのところは御容赦お願いいたします。

まず、災害避難場所の現況と運営をめぐる課題について、どのように考えているかについてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染拡大が全国的に落ち着いてきた中、北九州市で新たに第2波とみられる感染情報が確認されたことにより、町民の皆さんも、成り行き次第では、再び、政府や地方自治体による不要不急の外出自粛の要請が始まるおそれもないとは言えないと、強い危機感を抱えておられるのではと思います。

この新型コロナウイルスについては、御承知のように、集団感染が起こった場所の共通点を探した結果、感染拡大を予防する新しい生活様式として、3密、いわゆるソーシャルディスタンス、日本語では社会的距離と訳されていますが、密閉、密集、密接の防止ということが、その要点となっているところであります。

そこで、梅雨の時期に入り、台風シーズンに当たって最大の懸念は、災害そのものの危険への対処はもちろんのこと、災害避難場所及び、そこでの運営について、3密防止の観点や、消毒その他について、新型コロナウイルス対策を見据えた見直しが喫緊の課題となっております。

そこで、災害避難場所の現況と運営をめぐる新たな課題について、町長としてどのように認識しておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 梅雨に入り、新型コロナウイルス感染症と自然災害とが重なる複合災害が懸念されます。避難場所は、密閉、密集、密接の3密が生じやすく、感染防止と災害対策の両立をどう図っていくかということが重要な課題だと認識しております。

そういった意味では、感染防止に向けた避難場所の受け入れ体制や、環境、備蓄品の充実など、従来の避難場所とは異なる管理運営の在り方を再検討する必要があると考えております。

○2番（富重幸博君） ただいまの答弁で、複合災害という表現、それから従来の災害避難場所と異なる様々な要件について触れられました。私も、確かにそのとおりだと思います。

そこで、昨年の災害発生において、特に梅雨末期の7月3日に、線状降水帯の発生により10箇所の災害避難場所に、合計136名の方々が避難されたこの事例を考える必要がございます。特に菱田地区の場合、菱田川右岸において氾濫危険水域を越え、堤防が決壊する寸前までいったことから、菱田改善センターが最大で52

人、次いでジャパンアスリートトレーニングセンターが36名というものでありました。このときの避難場所においては、場所によって新型コロナウイルス対策の示す、まさに3密の状態であったと思います。

本年5月27日付の南日本新聞でも、新型コロナウイルスの流行で、災害時の避難や避難所は大きな変化を迫られ、感染リスクを抑えながらどう身を守るか、自治体の取組や避難の在り方をめぐって特集記事を組んでおられました。地球温暖化の中で、当然、災害の発生が毎年懸念される今日、このような災害避難場所、及び運営の方法について、庁舎内及び災害対策本部等で入念な協議調整を早めに行っていく必要があると私は思います。

このようなことを踏まえ、今日までどのような協議等を進めてこられたか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 昨年の6月末から7月3日にかけての大雨については、一部の避難場所におきましては3密状態であったと記憶しております。また、令和2年4月1日付で、国から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知を踏まえまして、現在、担当課で、避難場所における管理運営の在り方について検討している状況でございます。

○2番（富重幸博君） 担当課のほうで協議を、ということですが、災害対策本部、また、いろんな消防とかです組織の方々との連携を密にして協調する必要があるかと思えます。

次にですね、現時点における町指定の災害避難場所は何箇所になっているか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 現時点における町指定の災害避難場所は何箇所になっているかというお尋ねではありますが、現時点で、指定緊急避難場所は18箇所でございます。

○2番（富重幸博君） 18箇所ということでございます。

いわゆる3密防止の観点から見た場合、他の自治体においては、避難者1人分の専有面積を、従来の2平方メートルから4平方メートルに見直しを行ったりした結果、収納可能人数が4分の1から5分の1程度まで減ったとのこととあります。そうすると、従来の避難場所では足りなくなってしまうので、新たな避難場所を検討する必要があるのではないかと思います。現時点でどのように考えているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 避難場所において3密を防ぐためには、人と人との避難スペースをより広くとることが必要となってきますので、従来の避難場所1箇所当たりの収容人数は半数以下になることが想定されます。

本町では18箇所の指定緊急避難場所を指定しておりますが、近年の避難場所の開設状況を見ましても、災害等の規模によりますが、開設していない避難場所も多数見受けられることから、混雑が予想される避難場所は、近くの別の避難場所を開設するなど、分散しての避難を考えているところでございます。

しかし、大規模災害発生時には、避難場所が不足することも考えられますので、公共施設のほか、民間施設も視野に入れた新たな避難場所も検討して行きたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 私も、まさに町長の答弁のとおりだと思います。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、災害避難所として選定された公共施設について、消毒など衛生機器等の設置または配置、及び補充物資の確保は必須要件となってまいります。現時点で問題ないかお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 現時点では、マスク1万枚のほか、避難場所用に消毒液や非接触型の体温計などの備蓄を進めているところでございますが、そのほかにも段ボールベッドや、避難者同士を仕切るパーティションなど、必要と思われる物資等もございまして、計画的に準備していきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 計画的に実施する一環として、マスク1万枚とか体温計とか言及をいただいたところでございますが、それと関連いたしますと、災害避難場所に入る方々への実際の体温確認、ソフト面での職員等の動員体制も、これまでと全く違う形で再編成する必要があるかと思っております。町長としての認識をお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 避難される方につきましては、マスク着用と手指消毒の徹底や、健康状態を確認するために受付時に検温や問診を行うなど、感染防止対策を講じてまいりたいと考えております。

また、感染対策に当たる職員の人員確保も重要な要素でありますので、災害対策に当たる職員も考慮しつつ、必要な人員の確保に向けて、職員はもとより災害規模によっては災害ボランティア等の御協力をいただくなど、適正な避難場所の維持管理が行えるよう調整していきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 災害避難については、いつ、なんどき、町民の誰が遭遇するかわからない中で、コロナ対策がらみも考えて、避難者である町民に対し、事前に必要最低限の携帯する必要があるもの等について、町広報紙等で周知を図る必要があるかと思っておりますが、十分な啓発活動を行っているか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 避難場所に来られる際の必要最低限の物資や、新型コロナウイルス感染症予防対策等の自己防衛品や、体調管理品などを掲載した情報を、広報お

おさき6月号や町のホームページ等で周知することとしております。

今後、必要なときに必要な情報を速やかに町民の方々に情報伝達できるよう、周知啓発に努めてまいります。

○2番（富重幸博君） 次に、今後の対応策はどのように考えているかについてお尋ねいたします。

これまで、新型コロナウイルス対策を踏まえた災害避難場所の現況と運営をめぐる課題等について、町長の所信をお尋ねしたところであります。そこで、さきに町長が示された認識に基づいて、これからの災害避難場所となる公共施設の3密対策についてどのように進めていこうと考えておられるか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） まずは、避難されて来られた方の入口での体温測定や、問診による健康状態の確認、そして、マスク着用や消毒液での衛生管理を徹底し、避難場所にウイルス等を持ち込ませないことが重要と考えています。

また、3密状態にならないように、避難場所に配置する職員と避難場所の状況を確認しながら、避難場所を追加していくことも検討していくところでございます。なお、避難場所に行くことだけが避難することではなく、避難とは難を避けること、つまり安全を確保するというところでございますので、自宅周辺の状況次第ではありますが、自宅が安全なら動く必要のない在宅避難や、知人、親戚宅などを頼る縁故避難、車中避難など、多様な形態による分散避難も有効な対応策の1つと考えております。

○2番（富重幸博君） 多様な避難の形態について考えているということでございますので、次にここを聞こうと思ったけれども、ちょっと次に移ります。

本町の災害マニュアルとして、今回の新型コロナウイルス感染症に係る対策等について、必要な事項を盛り込み、毎年いろいろな機会を見て、町民への周知徹底を図る必要があると思います。また、避難所への入場の際の検温や、ホテルなど民間会社等の協力体制の構築など、それぞれの役割分担と相互連携をマニュアル化して盛り込んでいくべきではないかと思いますが、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 議員の御提案のとおりであります。マニュアルの策定は必要であると考えております。

現在、避難場所の管理運営をはじめ、関係部署等との連携や役割分担、住民への周知啓発など、感染防止対策を盛り込んだ新たな避難所運営マニュアルの策定に向け、取り組んでいるところでございます。

○2番（富重幸博君） マニュアルは、確かに内容を充実して改訂しながら、臨機応変にですね整備していただくようお願いいたします。

3密対策としては、台風時の避難場所などについて、停電対策の徹底が必要であ

ります。そのための大型発電機の確保についてはどのようにになっているのか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 避難場所における停電時の対応については、無停電装置や発電機の整備は整っていないのが現状でございます。避難される方々には、懐中電灯などの携帯をお願いしている状況でございますが、避難所における熱中症も心配されるため、発電機の購入やリースなどを検討してまいります。

○2番（富重幸博君） 今、検討していくという答弁で、私もいいと思います。

それで、次にですね建物内の3密防止の換気対策や避難者の熱中症防止対策として、業務用の大型扇風機など確保していく必要があるのではないかとと思いますが、この点についてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 避難場所の3密防止について、空気を滞留させないことも重要であると思われ、夏場の熱中症対策も必要であると認識しています。

現状では、空調設備が整っている避難場所を優先して開設しておりますが、空調設備が整っていない避難場所もあることから、大型扇風機の確保については、既に備蓄している扇風機もございますが、避難所の開設状況により不足する場合もございますので、十分検討させていただきたいと思われ。

○2番（富重幸博君） 最後に、提言という形で閉めたいと思われ、業務用の大型扇風機などについては、町内の事業者なんかからかお借りするとかいうのも1つの方法かなと思われもしております。

今回の新型コロナ対策は、世界的な広がりの中で、先ほど来、出てまいりますように、いつ、第2波、第3波が突然襲ってくるか予測のつかない怖さがございませ。災害時期を迎え、ハード及びソフト面から必要な検証を進め、効果的な対応策を適切に実施し、我が町から1人の犠牲者も出さないう、最大限の努力を払われるよう要望申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） ここで、お諮りいたします。ただいま11時51分ですけれども、昼食のため暫時休憩に入りたいと思われ。異議ないですか。

それでは、今、質問議員からさせてくれということですが、皆さん、起立によって採決をいたしたいと思われ。

休憩することに賛成の方は起立願われ。

[賛成者 起立]

○議長（宮本昭一君） では、続けたいと思われ。

次に、7番、吉原信雄君の質問を許可します。

○7番（吉原信雄君） 私は、さきの通告に基づき、最初の学校給食無償化について質問をいたします。

本町においては、学校給食費について、平成29年度から実施しており、平成30年度1回目の補助額の単価の改正がなされたところであります。

そこで、確認の意味で、現在、児童・生徒数に対する学校給食費の補助額の推移と補助事業の総額について、直近の平成30年の決算でよろしいですので説明を求め、1回目の質問といたします。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

現在の学校給食費の補助の状況についての御質問ですけれども、児童及び生徒に対する給食費の補助は平成29年度から実施しております。平成29年度は、児童・生徒1人当たり月額1,000円を補助しております。そして、平成30年度から現在まで、月額2,000円を補助しているところであります。

また、学校給食費に対する補助額の総額は、2,120万円でございます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 次に、学校給食費の決算の状況はどのようになっているかについて、同じく平成30年度の決算でよろしいのでお伺いします。

○教育長（藤井光興君） 以下の質問につきましては、担当課長の給食センター長に答えさせます。

○教委管理課長（上野明仁君） お答えします。

平成30年度の決算額は約4,900万円でございます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） ただいま説明でございますが、主食、副食約4,900万円ということで理解していいかと思えます。

町の補助金、先ほど説明で2,120万円ということでもありますので、差し引き約2,800万円が保護者が負担されたという金額の理解でよろしいでしょうか

○教委管理課長（上野明仁君） はい。そのとおりでございます。

○7番（吉原信雄君） 現在の給食費の単価は、小学校と中学校はどのようになっていますか。また、今後、動向として単価の見直しはならないかについて説明を求めます。

○教委管理課長（上野明仁君） 現在の給食費の単価につきましては、小学校が4,050円、中学校が4,900円でございます。

次の質問の、今後の単価の見直しについてでございますが、物価等が大きく変動しない限りは見直しをする予定は今のところございません。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 続きまして、質問の本題に入ります。

本年度5月の志布志市議会だよりを見ますと、2名の市議が、学校給食費の無償

化について質問を行っています。この学校給食費の無償化は、市長が公約としたもので、市長答弁の中で、公約は果たす、令和3年度から実施したいとの答弁が記載されておりました。

本題に入る前に、引き続き少子高齢化の中にあつて、我が町の新入学児童はついに100人の大台を割り、今年は87人となりました。中でも菱田小学校はわずか4人が入学したということで、今後、複式学級が常態化することが懸念されます。このようなことを踏まえて、隣接市が学校給食無償化に踏み切った場合、子育て世帯は住所探しにあたっては無償化の自治体を選ぶ可能性が高くなっていくのではないかと思います。町長として、どのような考えを持っているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 学校給食費の無償化は考えられないかとの御質問ですが、給食費補助金の財源はふるさと応援基金繰り入れ事業によるもので、全国の方々から本町へふるさと納税として御寄附いただいたものであります。

ふるさと納税は、ほかの事業の財源にもなっていることから、均衡ある活用が必要であると考えております。今後は、老朽化している公共施設の建て替え等に多額の費用が要ることから、給食費の無償化につきましては、大変悩ましいところではありますが、検討させていただきたいと思っております。

○7番（吉原信雄君） 仮に、本町が学校給食の無償化に踏み切った場合ですね、児童・生徒数の減少を考慮したその時点が最高額で、児童・生徒が減少していくに伴って無償化しても金額は徐々に減ってくると思っておりますが、町長としてはどのように考えておられますか。

○町長（東 靖弘君） そのとおりだと思います。

○7番（吉原信雄君） 仮にですよ、小学校にとって児童1人当たり、年間給食費の単価は、給食費230円、給食日数で196日で換算して、年間1人当たり4万5,080円となり、これから助成額分の2万1,560円を差し引くと年額2万3,520円となります。これによると、子ども2人の場合で年間約4万7,000円で、3人となると7万560円以上になるようです。これは、現在、新型コロナウイルス感染症で苦しむ自営業者等をはじめ、多くの住民にとって非常に魅力的な金額であります。

先ほど、菱田小学校の新入児童が4名という話をしましたが、わずか直線距離で3キロ距離内に志布志市の通山小学校があります。平成31年度全児童が173名で、今年度の菱田小学校の全児童の約2.7倍となっております。このような実態の中で、隣接市が無償化を踏み切ったとすると、保護者の勤務先がどこにあるにせよ、扶養家族の多いほど給食無償化が住居選定の大きな決め手となっていくのではないかと思います。町長としてはどのように考えられますか。

○町長（東 靖弘君） 給食費の無償化については、先ほど教育長からそういった説明がありました。ふるさと応援基金を使って、少しでも保護者の方々を支援することができればということで、当初、ふるさと納税から1,000円を充てて、そしてまた30年度で1,000円を充てて2,000円を補助するということにいたしました。

非常に財源の問題もあって、各自治体、なかなかこれを全額無償化していくという事は難しい状況にあります。大隅4市5町においても、今まで志布志市は無償化、1円も補助をしておりません。その中で、大崎町は、先に優先して約半額の給食の支援をしましょうとやってまいりました。そのことは認めていただきたいなと思っておりますし、そのことで、志布志市が、大崎がやったから、うちも半額をやるということにはなっていないわけでありまして。下平市長さんの公約で給食費を無償化にするということは政策公約で取り上げられて、新聞にも掲載されておりましたので、その政策を実現するという事で志布志市にお聞きいたしましたところ、代わりの財源をどこを削るかということで調整中でありまして。恐らく、公約ですので、そのほかのことも含めて御当選しておられるので、これは実行されるというふうに思います。

大隅4市5町の給食の無償化等については、今までされていなかったところが3つの自治体があるところでありまして、本町とか、隣の東串良町とかは半額できております。どこまで構築したらいいのか、どこまで支援したらいいのかということが非常に悩むところでありまして、子育て中の保育者の皆さん方の解決していない部分があったりとかしております。そういったことも、いずれ解決していかないとならないのかという思いがありますし、学校給食費においても、できることであれば、そういう方向でやっていきたいという思いもありますが、今、財源をどこで捻出すればいいのか、それを財政担当、副町長、総務課長ともそういう協議をしております。

これをやったら、ほかのところを減らしますよということも考えていきたいと思っておりますが、すぐさま無償化に入れるという今の状況ではありません。御質問の状況はよく理解しておりますので、それなりにどうあるべきか、財源をどこから持ってくるべきか、あるいは国にも要望もいたしました、給食無償化についてはやるべきではないかということも、国会議員の方にもお願いもいたしました。そういった政策的なことも含め、努力していきたいと思っております。

○7番（吉原信雄君） 要望としてですね、先ほど少子高齢化における定住人口確保の観点から、一貫して学校給食無料化に質問をしてみました。これからの時代は、特に若年世代の本町移住を促進することが町の活性化に不可欠な問題になって

まいりますので、学校給食の無料化については遅きに失することなく、スピード感を持ってですね取り組んでいただきたいと提案申し上げ、この質問を終わります。

次に、2番目、昨年9月議会定例会の一般質問の経過について質問します。

簡単におさらいすると、通告のタイトルにありますように大崎町土地開発基金の有効活用による定住化促進についてというもので、平成23年、野方小学校の後ろ側にある町有地の分譲を行ったところ、隣接する民有地を含め、それぞれ購入者が住宅を8件建設し、昨年9月時点で25名の子どもたちが誕生して、一部は野方小学校の高学年で学んでいるというものであります。

このように、一定の立地条件を踏まえていれば、このような定住促進策は非常に有効と示しています。これを踏まえて、先行する土地の隣接する5筆の土地が6,211平方メートルについて、土地開発基金で住宅用地として取得して分譲として活用を目指せば、少なくとも約10件程度の立地が可能と見込めることとなります。このときの町長答弁は、当地が分譲条件に適した立地条件を備えていることから、分譲地候補として、財源確保や分譲事業の手法と合わせ検討したいというものでありました。

その後、今日まで、私も期待を持っておりましたが、何の進展もないことから動きが見えてまいりません。町長、候補地として十分に認識しておられる半面、具体的な動きが出てないことにどこに問題点があるのか。財源問題といわれるのか、また、具体的な手法を見ていないのか、検討された状況等について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおり、昨年の9月議会定例会におきまして、財源確保や分譲事業の手法と併わせて検討したいとの答弁をさせていただいたところであります。

当該土地についてのその後の進展は、具体的な検討状況については、御質問の土地開発基金の活用も含めた定住促進施策を検討いたしました。当該土地については民間事業としての分譲の動きがございまして、民間事業者からの提案もございましたことから、その推移を見守ってきた経緯がございまして。

ただ、開始時期など未定な点も多いとの情報も得たため、民間事業者に進捗状況や課題を、今後確認したいと思います。その上で、民間事業者との連携、あるいは土地開発基金の活用、及び当該土地以外の選定なども含め、定住促進事業を進めてまいりたいと思います。

○7番（吉原信雄君） ただいま、これまでの経緯を説明したところであります。

さて、令和2年度自治公民館研修会資料によりますと、本年3月31日現在、我が町の高齢化率は38%でございます。一方、さきの3月議会において同僚議員が質問する中で、野方地区の高齢化率は約44%を占めております。実態が示されて

おります。町平均よりも6ポイントも高い高齢化率、野方地区にとってとても重い数字であります。

今後、活性化について、他の地区よりも、特に定住化促進策の必要性が高いのを示して、このようなことを踏まえて、今後どのような検討を進められるか、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 野方地区の定住化促進施策の必要性についての御質問でございます。

本町の昨年度末現在における高齢化率が38.8%、平成30年10月現在の鹿児島県の高齢化率が31.4%、全国では28.1%となっておりますことから、町全体において、若年層の流出及び出生数の低下が続いており、野方地区においては、他地区よりも特に高齢化率が高いことを憂いての御質問であると認識しております。

今後の対応につきましては、野方地区はもちろんでございますが、町全体の定住促進をかんがみ、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、民間事業者との連携、土地開発基金の活用、及び土地の選定なども含め、定住促進事業を進めてまいりたいと思います。

吉原議員から、野方小学校近くの土地についての定住化対策で、土地開発基金を活用してやるべきだという御提案を昨年からいただいております。その間で、先ほど説明した民間事業者の方がやるということで、一旦、譲歩したいきさつがあります。この御質問をいただいたときに、それから現場に行きました。そして、地権者の方ともお会いいたしました。そして、非常に前向きにとらえていただいていることも、お話することができました。すべての方を話をしているわけではありませんけれども、非常に学校周辺でいい土地であります。そしてまた、御質問された土地以外にも非常にいい土地があるということも、職員ともども、それを発見しておりますので、先ほど吉原議員が、年少人口が少なくなっていることを、人口減少が進んでいること、特に野方においては高齢化率が高いことという御指摘で御質問でありましたが、やはり、子どもを産み育てる若年層の方々が転入して人口を増加させたりとか、あるいは地域活性化をさせたりとか、そういったことは必要でありますので、いろいろと御指摘いただいておりますことは、先ほどの答弁の中で民間事業者との連携も含めるとお答えいたしましたけれども、我々としても前向きに取り組んでいきます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 今の町長の答弁を聞きますと、まだ野方を見捨ててないというような言い方でございますので、頑張ってください。

最後に提案という形で、私の意見を述べさせてもらいたいと思います。志布志市においてですね松山町尾野見地区において定住促進のために、住宅用地を、7区画を坪1万円で募集し、市報に掲載して、残り4区画という記事には、市独自の移住者、新婚世帯向けの住宅取得金補助があるということで申し込みの条件が記載されております。とにかく、定住化人口確保なくして町の未来はないと私は思っています。是非、野方地区の当該物件について、町長は思いきって決断とですよ指導力を発揮していただくよう要望申し上げ、私の全質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 昼食のため休憩に入りたいと思います。午後は1時10分から再開をいたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時12分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 本日は、感染症について、同じような件名で質問がなされておりますが、重複するところは避けながら議論したいと思います。

まず、今回のウイルスによる経済的状況がかなり悪化したことに対する町の対応について伺います。

まず、大崎町事業者支援交付金、経営持続化給付金、クーポン券発行事業についてですが、クーポン券については評価できる事業ではありましたが、利用者の戸惑いと、先ほど同僚議員も質問の中で申し上げておりましたが、利用率の伸びがいまひとつだったのかなというふうに思われます。さらに、支援交付金については、多くの方々に喜ばれております。5月末現在で232件、さらに6月に入り25件、90.8%の利用となっております。さらに6件の新規申請もされており、6月末では270件に達すると思われます。また、大崎町事業者経営持続化給付金については、何件申請があったのか、まずお伺いしますが、同僚議員の質問に55件の給付であったとの答弁でありますので、給付数については了解しております。

国が実施しました特別定額給付金の本町の対応については、住民の方々から、直接受付にお伺いしたところ、そのときの一部職員の対応は非常に親切でよかったと評価をいただきました。非常にうれしいことではありますが、直接住民と接する職員について、今後もこのような評価を受けるよう努力されるよう期待しています。

この特別定額給付金の申請方法についてであります。持参、郵送、ネットによる申請があったと思いますが、個々の申請数はどうだったかと問い、1回目の質問

といたします。

○町長（東 靖弘君） 御質問が、ただいまの御説明の中で多岐にわたっておりますが、1回目の答弁でお答えできていない部分もあろうかと思いますが、そこは御容赦ください。

先ほどの児玉議員への答弁と重複する部分がございますが、御説明申し上げます。まず、特別定額給付金の給付状況についてでございます。議会初日の行政報告において報告させていただいておりますが、その後の給付状況としましては、6月8日現在の申請件数で6,556件、申請率で97.1%。給付については、6月10日給付予定までで12億6,150万円となっており、申請件数に対して100%の給付率となっている状況であります。

次に、現役高校生までの世帯に、1人当たり2万円を給付する大崎町子育て世帯臨時給付金でございますが、6月8日から申請を開始し、1回目の振込を7月20日に予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きかった飲食店の支援策として、約6,000枚を配布いたしました500円クーポン券チラシでございますが、6月4日現在の見込みで約1,500枚、25%程度の利用状況となっております。

次に、15%から50%未満収入が減少した第3次産業事業者に、一律30万円を給付する大崎町経営持続化給付金につきましては、6月4日現在で55件、1,650万円の給付となっております。

次に、商工会加入者に対して、一律5万円を給付する事業者支援交付金につきましては、6月4日現在で257件、1,285万円を交付済と、補助対象先である商工会から報告を受けております。

今後の対応策につきましては、国の補正予算及び本町の状況を見きわめながら経済活性化に資する何らかの手だてを講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 町長、先ほどの私の質問の中で、本町が行った大崎町事業者経営持続化給付金、これ55件ということでしたが、申請件数55件で、給付件数55件ということになるのか。

それともう1点はですね国が実施しました特別定額給付金の10万円の部分の申請について本町で受付をされたわけですが、郵送であるとか、ウェブで申請とか、それから持参ということがありまして、先ほど申しましたように、持参された町民の方々はですね一部の職員の対応が非常によかったということをお褒めをいただきました。これは非常にうれしいことですよ。そういったことを考えながら、今質問

したわけですが、まず、その2点についてお答えいただけますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

大崎町経営持続化給付金につきましては55件というふうにお知らせいたしましたけれども、55件申請があって、そのまま55件が給付となっております。

以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうからは、特別定額給付金の6月8日現在の申請受付の内訳について報告をさせていただきます。

全体としては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、6,556件でございます。その内訳といたしまして、郵送によるものが4,792件、窓口受付によるものが1,727件、それからネット申請によるものが37件となっております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 全体で6,556件の申請に対しまして、郵送が4,792、それから持参が1,727、ウェブによる申請が37件ということでございますけれども、この数字を御覧になりまして、町長、何か考えるところはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 私が当初感じたのは、郵送よりか直接窓口に来られて申請される方が多いだろうなという判断をしておりました。と申しますのが、やはりコピーをとったりとかそういったことも、我々も全部準備をしておりましたけれども、そういったことから直接持ってこられる方が多いと。また、その理由としては、やはり最寄りの郵便局とか近いところがない、遠いところの方々もおられる、役場にいった方が早いんじゃないかというようなの方々もおられるということで、そのことで職員も体制をとってやっていたんですけども、実際は、やはり直接窓口に来られた方は1,727件であったと、あとは郵送が多かったということと、もう1つは、マイナンバーカードで申請ができるということでありましたけど、そういった件数についてはちょっと少ないんですが、また、いろんな自治体でもそういった方法がストップしたりして、直接郵送に切りかえてくださいとかいうところもあったりして、なかなかオンラインによるというのはいまうまくいかなかったのかなという感じを受けております。

○8番（中山美幸君） 私も、町長と同様の考えを持っております。といいますのは、一番注視したいのがですねオンラインによる申請が少なかったということです。

よく本町の職員の方々が、いろんな質問をしますと、ホームページで広報しております、とか、ホームページ上で公開しております、というようなことをおっしゃるんですね。それと、あともって学校のAI関係についても御質問申し上げたいん

ですが、オンラインによる申請、オンラインによる広報の仕方は一考する余地があるんじゃないんですか、町長。いつも私がいろんなところで質問したときに、ホームページによって公開されております、ということは、本町の、先ほど出ました野方の高齢化率44%強、大崎町38.8%ということ、先ほどの同僚議員の質問の中に出ていました、そういったことを加味すると、オンラインによるいろいろなこういった給付金等の申請については、一考する考えはございませんか、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 答弁がずれるかもしれませんが、今回、国が力を入れたのも、マイナンバーカードを取得して、そのカードによって申請をするという方向性を力を入れているという状況で、また、実際、鹿児島市あたりはそのことによってマイナンバーカードの取得者が非常に増えてきたという状況が広報されておりました。また、本町においても、若干そういう傾向が見られたという事実は把握しているところであります。

今後の我が国の方向性は、マイナンバーカードを使って、国民健康保険証とかそういったものも充てていくんだとか一定の方向を示されておりますので、こういった分野については、我々はもっと勉強しながら、広報しながら、そしてまた理解していただくような、それで利便性を図れるような対策は講じていくべきだと思います。

○8番（中山美幸君） 町長の言われるのも理解できるんですよ。ところがやはり地域性、本町の人口の割合を考えた場合にはですね、やはりこういったホームページ上であるとか、オンラインによるPR、そういったもののほかにもう少しペーパー関係の広報の仕方、それから防災無線を使った広報の仕方、先ほども出ましたね、プレミアム商品券、先ほどDMと間違ったというようなこともありました、そういったところを考えていただくことも、1つの、私は住民に対するサービスの一環かなと思いますので、今後努力をしていただきたいと提案を申し上げておきます。

そして、今回、国が実施しました特別給付金ですが、令和2年4月27日以降、同一世帯において死亡された方も給付対象であったと思いますが、これについて漏れはなかったかどうかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 今のところ、私のほうでは確認はしていないところでございます。

ただ、独り世帯で、基準日以降に亡くなられた方については、残念ながら給付対象外となるということでしたので、そういった方は実際いらっしゃったところでご

ざいます。

○8番（中山美幸君） 了解です。

ちゃんとそこらへんはまだ調査をしていらっしゃらないということなんですけども、やはり漏れがあるとですね大変ですので、よく勘違いをされているというような状態も、ほかの市町村ではあったようですね。令和2年4月27日以降の、例えば世帯主が亡くなられて、それを代理で申請されるときその部分についてトラブルがあったり、いろいろしているということも情報もお伺いしておりますので、十分注意してほしかったなと思います。

次に行きますが、その次の、大崎町の事業者経営持続化給付金についてお伺いしておきますが、非常にこれは住民の方々からは、経営者の方々からは好評を得ております。さきの同僚議員に対する答弁で、税金の未納、国民健康保険税の未納が6%、滞納ということでもございましたけども、今回の持続化給付金の中にも、申請要項の中に町民税等の滞納がないことという条件がつけられておりました。これについてですね、私ちょっとどうかなと思ったんですけど、何件か経営者のところを伺いしたら、ちょっと体調が悪くて仕事ができなかったりあって、保険税が滞納になっているのよね、だから申請できないのよね、という話を伺ったところもあります。そういったところを考えたときにですね、よく外国では実施されているようですが、給付付税額控除という税金の賦課の仕方がありますね。例えばですね、今回は30万でしたので、20万円の未納の額があれば、その30万円から20万円を差し引いて10万円を給付するというような給付の仕方、そういうことによって外国では結構平等に税金が納入されているような評価といいまじょうか、そういった状態になっているということでもございますので、そういうことをしていただきますと非常に経営者としてはうれしいんですよ。あと5万円でも10万円でも残って、行政からいただきましたと、これについて一生懸命努力できるよねというような、町長、考え方はできませんかね、今後のことも考えてです。

○町長（東 靖弘君） 担当課長の説明を聞いておりましたら、それは対応可能ということでありました。ただし、支払いに対して、例えば現金を支払いして、そして一緒に税務課で未納分を支払いしていただくということであれば可能です、ということです。

○8番（中山美幸君） 今後、そういった施策を出されるときには、そういったことも含みながら、ほかのところでやっているところはあるようです、日本では少ないですけども、外国ではそれをやっているんですね。この前ですねある本を読んでいたたら、税金のそういった対応の仕方というのが出てましたので、やはり、そこは本町でも、何のための給付金なのかということ考えた場合に、原資が国からの助成

金もしくは交付金であって、紐付きであればですねなかなか難しいものがあると思いますが、今回の場合は本町独自の原資なので、そういった住民のところに着地をしたような対応の仕方というのを是非、今後は検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

それから、今回のコロナに対してですね、これは国策なんですけど、でも、申請が行政なんですけど、町なんですけれども、固定資産税等の軽減措置について、企画調整課と商工会が、この前、共同でこの冊子を配っておりますが、この冊子の一番最後のページ、固定資産税等の軽減措置で2つあるんですね。新規のいろんな設備をして助成する部分、それから減免する方法、それから、うちでこの前やられました経営持続化給付金30万円の部分、それに対応した人の何件かを、多分、固定資産税等の軽減、これの1番目の固定資産税、都市計画税の減免、私はこれに対応するような事業主の方もいらっしゃるんじゃないのかなと、その中で、2020年2月から10月までの任意の連続する3カ月の収入の対前年度同期の減少率、50%以上というのは国のやつでありましたので、30%から50%未満、固定資産の2分の1の減免、こういったことも対応できるんじゃないかというふうに私は思っているんですけど、本町での対応はどういうふうに考えていらっしゃるんですか、もう準備がされていますか。

○町長（東 靖弘君） 固定資産税の減免、軽減措置ということですので、税務課の担当課長の答弁とさせていただきます。

○税務課長（本松健一郎君） 今の御質問にありました固定資産税の対応についてということで、今、こちらのほうが想定しておりますのが、徴収猶予申請でございます。

それにつきましては、国が示された書式をもって、一応これは固定資産税にかかわらず、全部の町税について、この申請をいただきましたら、その1年に限って3月31日までをもって猶予すると、もちろん延滞金等はないということで、準備のほうはしております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） それもでございますが、私が言っているのは、固定資産税、都市計画税の減免措置のほうで、本町の経営者については、私は該当する経営者が多いんじゃないだろうかということを考えているわけです。これがですね2021年の1月31日までの間に申請しないといけないということなんですね。これについてはやはり、町長、ある程度、事前に準備をしておかないと、住民の方々が聞かれたときに、どうしようもないんじゃないのかなと。先ほど税務課長が答えられたのは、その下の2番目に書いてある特例等の問題ですよ、猶予をしたり、それから

減免したりというのは、中小企業であると認定をもらってからの申請という形ですよ。それじゃなくて、私が言っているのは、普通の個人経営者でも減免措置があるよと、それは企業で使っている部分についての固定資産の減免です。そういったものはありますので、町長、これはやはりですね、国が出しているんですよ、この前、企画課の関係で一緒に、私、いただいたんです。商工会の総会資料と同時に配布させていただきました。非常に企画課の対応としてよかったんですよ。だから、あとはですねもう少しそこら辺のところを真剣に、内容がどうだったのかということを担当課、税務課あたりとも協議をしながら、町長ももう少しここをですね真剣に読んでいただいて対応していただきたいと思いますが、今後、こういったところを対応できますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど税務課長から答弁していただいたのとはちょっと内容が違うという御指摘でありました。固定資産税の軽減とか都市計画税の軽減とか、そういった分野に触れておられます。

ただいま、お渡しした書類を確認いたしましたら、そのことも記載してありました。やはり、事前に我々が理解することと、それから周知すること、そういったことは大変重要なことですので、こちらについては担当課ともども勉強をして、前向きに政策を進めてまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） 是非ですね事前に、1月に入る前にですね準備をしていただきたいというふうに要望申し上げておきます。

それから、今後の経済対策についてですけれども、先ほど同僚議員も若干触れましたが、そのときの町長の答弁の中に、今後何らかの政策をとるという答弁をいただいておりますが、その中で、同僚議員はプレミアム商品券の発行ということでお話を申し上げておりますが、今後、時期を見て、やはり原資の問題もありますが、どういった原資を持ってくるかということもありますけれども、国の政策で、今後そういった助成金を出すような、交付金を出すような政策が打たれつつありますよね、そういったものを見ながら、同僚議員のほうは50%のプレミアムということでしたけれども、そこまで行かなくてもいいと思います、国の政策にのっとった比率の中でプレミアム商品券等の発行について、町長の考えはいかがなのかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 何が一体効果があるのかということとずっと検討しております。その中で、プレミアム付商品券の発行は非常に大きな価値があるのではないかとこのように思っております。やはり、何か対策を講じたいということ職員ともどもと検討しております。それで、そういう方向で9月議会なりとかの段階ではお示ししていかなければならないというふうに思っております。

県内の各自治体のプレミアム付き商品券の発行の形態を見たときに、様々な形態があるし、金額にしても50%のところもあれば30%のところがあるという状況であります。経済を喚起させるということはとても重要なことでもありますので、そういう方向性で進めてまいりたいと思います。

○8番(中山美幸君)　そこで、町長、もしプレミアムをですね発行されるに当たっては、ひとつ考えていただきたいなと思います。先般、国が発行しましたプレミアム商品券、非常に利用率が悪くて、経費のほうが多分かかったんじゃないかなと、国全体とすればですね。さほど、国がいつている効果は上がってないのかなと私は予測しています。

そこでですね前回は3歳未満の子どもたちを持っている家庭、子どもたち、それから非課税世帯ということで限定をして発行されましたけども、非課税世帯であるとか子供さんのいる家庭だとか、生活困窮者といわれる人たちがあつた場合に、そこらについてはですね企画調整課とも協議をされて、例えばプレミアム分については、その商品券を現物を送つてあげる、非課税世帯もしくは対象となる子どもたちをされるのであれば、総額じゃなくてプレミアム分の商品券を送付してあげるというような方法も私は一考かなと思うんですよ。そうでないと、商品券を買うための全体の金額について、非常にそれを出すためのお金自体が工面されるのに大変だと。この前のプレミアム商品券の動向を見てもですね、やはり年金のときに1冊ずつとかという購入も非常に多かつたんですね。そういったことを考えたときには、やはり低所得者もしくは生活困窮者の方々のことを考えると、やはりそこにも、先ほど町長も言つていらつしゃいました、必要とされるところに手をさしのべるのであれば、そういった方策も考えながら発行するという手段ということもあろうかと思うんですが、町長いかが考えですか。

○町長(東 靖弘君)　質問されましたようなことを担当課の課長ともども話をしているところであります。

プレミアム商品券が1.5倍の付加価値をつけて、これはたとえばの話ですけど、1万円で1万5,000円分の商品券を買つていただけますということになつて、それが非常に付加価値が高いということで、見た目には非常にこれはすごく魅力がある制度だということになりますけれども、中山議員がおっしゃるように、その1万円を出すこと自体が難しいという世帯もあるということも、課長ともども話をするとき認識しておりますので、こうするという具体的な答弁はできませんけれども、何らかの対応は検討してまいりたいと思つております。

○8番(中山美幸君)　町長、今後のこともですね経済かなり疲弊しております。もう営業体系を変えられたお店の方もいらつしゃいます。そういったことを考えるとで

すね、やはり早急な対応、時期を得た対応が必要かなというふうに思いますので、消費行動が伸びるようなですね政策をうっていただきたいなど。また、国のほうにもですねそういった政策等をどういったものができるかというようなことを考えながら、本町の一般財源に負担をかけないような政策の方法ということも一考していただくとありがたいなというふうに要望申し上げておきます。

次に、コロナの感染防止のために、学校の休業もありました。先般ですね、県議会の中の中村正人県議、自民党の県議がおりますが、彼が新型コロナウイルス感染拡大を受けて休校した鹿児島県内の小・中学校で実施できなかった授業時数について、県教委の東條教育長に質問しております。その中で、東條教育長が、小学校が平均17時間、中学校が20時間、高校が42時間だったということを答弁されているんですが、本町では、小学校、中学校、どれぐらいの時数が不足したのか。それについて、まずお示しをいただけませんか。

○教育長（藤井光興君） 答弁いたします。

授業をしなかった時数、学校からデータを出してもらいました。東條教育長も申されたとおり、あれは県の平均ですが、大崎町も大体20時間から、中学校で35時間ぐらいあったと思いますけど、そのぐらいの数字だったと思います。

○8番（中山美幸君） そこでですね、先ほど同僚議員も質問しましたが、夏休み期間中をどうするのかという質問をいたしました。私はですね、その20時間、34時間、それをどこで、どのような形で補完していくのかということをお伺いしたいんです。

例えば体育祭を半日するとか、文化祭を半日にするとかして時数を増やしていくという方法もあろうかと思いますが、教育長、先ほど50時間から70時間の余裕時間を教育の過程の中で組んでいるということも答弁されておりますので、そこをどういうふうにして補っていくのかということがまず1点。

それから、時間の割り振りについては、この前の県の教育長の答弁の中にもありましたが、各市町村、学校設置者が、もしくは教育委員会にお任せすると、それに委ねているというような答弁でございました。だから、そこを、我々本町としてはどういう対応をとっていくのか、その点についてお示しをいただきたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 約5週間、25日間の休みを取ったわけですけど、学校はいろんな工夫をして対応をしています。

さっき言いましたとおり、年間70時間前後、各学年、余裕時数を持っているわけですけど、余裕時数というのが、考えてみてください、1週間、毎日5時間授業、あるいは火曜日から金曜日までは6時間授業やりますね。6時間授業で5日間

やった場合には30時間あります。3時間の実施自習が年間42週ぐらいですか、それを平坦した時間が総時間数です。その総時間数から、文科省が示している教科ごとの時間数があります。その時間数を総額を引いて、残ったのが余裕時間数です。その時間が大体、今言いましたとおり70時間ぐらいあるはずですが、その時間は、今、何をしているかという、現在、その時間は、例えば算数を年間150時間すればいいんだけど、実際はずっと埋めていきますので、160から170ぐらいあるわけです、余裕時間数がありますから、そこまで授業をしているわけです。

それから、学校行事をカットしたり、きょうは学校行事で縄跳び大会をする予定だったけど、2時間をカットして授業に切りかえたとか、総合的な学習の時間で、これは民間の方々を呼んで、未修になるからこれもカットしたと、そんな工夫をしていけば、先ほど言いましたとおり、大体、学校によってはこれだけで収まるというところもあるわけです。この時間数で十分ですよというのがありますが、ただ、私は、5週間休んだので、先ほど言いましたとおり、今後2波、3波が来ることを考えたり、それから台風等があったりインフルエンザ等があったときに、時間が足りなくなる。そう考えたら、やっぱり幾らか授業数をとって授業をしたほうがいいと、自分では思っているところです。

それから、そのあとの対応については、各学校に聞き取りをしまして、大体、学校長さんが、うちはこれだけあったらいいとか、全部聞き取りは終わりました。それから、今、出たとおり、県教委の段階での話し合いとか、それから、大隅地区、自分の段階の話し合いとか、大崎町は大崎町で話し合いがあって段階があるわけです、学校は学校での段階、それから給食センターの様子、それからスクールバスの状況、すべてをかんがみて、そして大崎町だけでの判断をしていますがいいんですけども、他市町との関係もあったりするものですから、そのあたりを考えて、最終的には決断ということで、早ければ今週末になるか来週いっぱいなのか、おそくても6月いっぱいには決断できるのかなと思っているところです。

以上です。

○8番（中山美幸君） ということの答弁を今聞きますと、教育長、夏休み期間中にその部分についてその時間の授業を実施するというので理解しておいてよろしいですか。

○教育長（藤井光興君） 3月の段階で約3週間程度の時間をどこで補ったかという、あの時間で履修しなかった部分があるわけですね、3学期の教材等で、そこについては4月当初に、各学校、1週間程度で、今言いました時間等を埋めながら大体やっております。

だから、その1週間分が遅れたわけですから、それについてはまた5月の休みで

と考えると、1週間ぐらい本当はあるんですけど、さっき言いましたとおり埋めていったときに、各学校、1週間ちょっとで収まるだろうということなんです。だから、そのことにつきまして、今言いましたとおり、今後、夏休みに授業をすることになったときに、そこでまた補って、場合によっては2学期分まで授業が進むかもしれないよ、それはそれでいいんです。また2波、3波が来る場合もあるし、台風が来るかもわかりませんので、そこも考えた上で夏休み中に授業をやろうと考えています。その期間については、ちょっとまだなんですけど。

○8番（中山美幸君） 大体想像とすれば多分夏休みに1週間なり2週間なり、2週間まではいかないでしょうけども、それぐらいの時数の補講をされるんだろうというふうに予測します。

そうした場合に、今度は気象との関係がございますね。それと、先ほど同僚議員が何回も密のことで話をしていましたが、そういったところをどういうふうにして補っていくのか。エアコンをかけて窓を開けっ放しにするのか、それとも、その教室自体をどういうふうにしてもっていくのか、そこら辺についてはどのような検討がなされておりますか。

○教育長（藤井光興君） これまで文科省から、例えば、ここにありますが、新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校の実施に関するQ&Aが6回ぐらい出ました。今、最終版がこれです。これが大体117問ぐらい、全部文科省が示した分。今、授業のことが出ましたが、この前も学校を回っておりますけれども、どこの学校も、当然3密を避けるために窓を開けて、そしてマスクをして、それから机と机の間もとってと書いてありますが、ご存じのとおり、5月25日付で新しい生活様式が出されました。それについて、また文科省から、ここにありますように、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが出てきています。これもまた50ページぐらいあるんですけど、それにとって、部活動からすべて、国はこういうことを考えていると、これも学校におろしてあります。ただ、大崎町は、今、レベル1のところですよ、レベル3じゃありませんから。レベル1に合わせたもので、学校は対応していると。だから、最大限の感染対策は各学校とも行っているところです。

○8番（中山美幸君） 非常にですね心配するのは気候なんですね。暑い夏休み期間中にどういったことをやるのか、どういった授業をやるのかということになりますと、やはり間隔の問題でありますとか、教室の狭さの問題だとかいろんな問題が浮上してきますし、先ほどからあった熱中症の問題もあります、マスクによる熱中症、それから水分補給についても、かなり、これはやはり問題になるだろうというふうに思います。中学校においては、トイレの使用、それから水分の補充につい

て、どこどこは何年生、どこどこのトイレは何年生ということを決めているようですね。そうした場合に、休み時間に向こうまで行って水分補給をしないといけなかったり、離れたところのトイレを使用しないといけなかったりという状況も、今でもあるんじゃないんですか。そういった状況を考えたときに、私は危惧しているわけですよ。

それは、学校の職員とすれば管理はしやすいでしょう。管理はしやすいんですけども、軸足をどこに置いているかです。先ほど町長に答弁をいただきましたように、生徒に軸足が置いてあるかどうか、生徒の健康ということに軸足が置いてあるかどうかなんです。自分たちの管理の体制がしやすいような状況であつたらまずいです。管理も必要ですけども、そこら辺のところをもう少し子どもたちが生活しやすい状況の中をつくっていってあげて、暑い中でも補講していくというような状態を是非つくっていただきたいということを教育長に要望しておきますので、是非考えてください。どうですか。

○教育長（藤井光興君） 水分等については、一応学校のほうには水筒を持ってこさせる指導はしております。

それから、今、・・私も今、中山議員のを聞いて、ああ、そんなことがあり得るのかなと思ったんですが、多分、子どもたちは、トイレについては恐らく近いところを使うだろうし、わかりませんが、多分そんな指導をしていると思いますけど。授業によって・・があつたり、近いところ、技術があつたら近いところだと思いますけど、わざわざ自分の学年の決まったトイレまで行ってトイレをしているのかちょっと考えられませんが、すべての先生方がそんな指導をしてないだろうと思うし、ちょっと考えられませんか、そのことについては。だから、やはり一番近いところで、水飲みにしても、トイレにしても、使いやすいところで使っているだろうと思います。

ただ、3密やら考えたときに、ひよっとすると管理のことを考えたら、ここを使いなさいという指導をしているかもしれません。そこは確認不足です。

○8番（中山美幸君） 教育長、実際はそれはあるんですよ。私が何人か子どもたちと接する機会がありまして、聞いたところ、やはりそういった状況が見受けられます、そして、それを守らなかった場合には指導をされるというような状況があるようです。もうちょっと、だからそこらへんは、さっきも言いますように、くどいようですけど、軸足がどこに置いてあるのか、自分たちの管理がしやすい体制をつくりつつあるのかな。でも、それは昔のことですよ。今は、子どもたちのほうに主眼を置いた教育の在り方ということを考えるべきであつてですね、そこは、教育長、もう一回真剣に考えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひした

いと思います。

それから、続きまして、教育問題についてお伺いしますが、さきの2016年にGIGAスクール関係のを文科省が出しておりましたね。今回に一般質問の中で、早急に2023年度までの予算措置ということでしたけども、前倒しをしてやるということでしたので、一般質問でそれを要望しようかなと思ってはいたんですけども、三反園知事が、もう2020年度内に鹿児島県内の学校については、全学年、全児童について対処するというような記事が出ていました。それについて、本町ではどういった対応をするのか、これは予算の関係がありますので、まず、町長にですね、その予算関係でどういったことを考えていらっしゃるか、まず、町長お伺いします。そのあと、教育長に、その政策的な問題についてお伺いします。まず、町長からお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 国の補正予算の中で、今回、GIGA構想スクールについての整備については予算化してありますので、それについて前倒しで、国もだし県もそういうふうにするということでございます。

我々としては、このことについては事前に検討して、今回、小学校1年生から中学校3年生までですけれども、GIGA構想スクールをちゃんと、子どもたちの成長の過程の中でしっかりと取り入れてやっていこうということで予算化するというところで、教育長とも話ができていますところでございます。恐らく、県のほうにもそういう報告をしていると思います。

以上です。

○教育長（藤井光興君） 今の件については、議員から前もって申し出があったことの答弁について一応準備しておりますので、それで一応読ませてください。

GIGAスクール構想について、対応はどうなっているかということでの答えになりますが、昨年、令和元年12月13日に閣議決定され、令和元年度補正予算においてGIGAスクール構想の実現が示されました。内容の1つ目は、校内通信ネットワークの整備ですが、校内LAN整備につきましては、6月5日に業者が決定したことから、休日、夏休み期間を利用して早期に整備を進めてまいります。また、タブレット等を保管する電源キャビネットの整備につきましては、タブレット等と合わせて整備を推進する予定でございます。

内容の2つ目、児童・生徒1人1台の端末の整備につきましては、現在のところ、県の義務教育課の共同調達により機器の整備を考えております。現段階の共同調達計画によりますと、4月末に業者を決定し、8月からの整備開始を予定しております。業者との契約締結後、早期に整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、オンラインの教育環境等についてですが、お答えします。国のコロナ対策

等に対する、国の令和2年度補正予算において、GIGAスクール構想の加速による学びの保障が示されました。当初、令和5年度までに、タブレット等の整備を段階的に進める計画でございましたが、本年5月、国の1人1台端末の早期実現において、小・中学校の全学年を前倒して整備するよう示されました。学校の臨時休業等の緊急時においても、オンライン教育等によるICTの活用により、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するよう示されたことから、本町においても、今回の事業を活用して前倒して整備する計画でございます。これまで本町は、ICT教育の整備が遅れていたこともあり、オンライン教育の環境も整っていないことから、今回の国のGIGAスクール構想の加速による学びの保障で示されたGIGAスクールサポーターの配置及び、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備の補助事業等を活用し、できるところからオンラインの教育環境等を関係機関と連携しながら整備を進めてまいりたいと思っています。

○8番（中山美幸君） 順次、国の政策にのっとって進めるということで答弁いただきました。OKですね。

そこで、町長、お伺いしますが、町長でも教育長でもいいですけども、担当課長でもいいですが、今回、本町の施設整備で、前回の議会の中で2,961万円、これは小学校ですね、それから中学校で8,770万円の無線LAN設置の予算が計上されておりました。これは繰越明許でやるということでしたよね。この問題はですね無線LANの考え方なんですよ。6月5日に業者が決定したということでありまして、無線LANがこういったものを設置できるのかということ、もう既にわかっているはずですが、無線LANのことについてお伺いしますが、本町の児童数が一番多い教室が大体40人ぐらい、それが40人に児童が一斉に立ち上げた場合に、いただいた端末が動かなくなったり、そういった状況が起こるようなLANシステムでは、私はこれは無理だと思っています。だから、そこら辺をどういうふうに改善されているのか、そこらへんは十分注意をされると思うんですが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） ちょっと資料を探し出せませんが、5月17日に、県のほうで文科省から説明があった分の資料なんですけど、無線LANについてはいろいろあったんですが、大容量で、子どもたちが例えば900人使えるように、しかも、そこまで考えたのを入れるということで計画は進んでいるかと思います。

○8番（中山美幸君） 教育長はいろんな資料を持っていらっしゃるようなんですが、ついでにお伺いします。その資料の中でそのLANの会社、もしくは型番がわかっていたら教えてください。

○教育長（藤井光興君） 型番等についてはここに書いてございませんが、いろんな資

料を見たときに、県内の3社ぐらいの大きな会社が入っているのか、これは県の義務教育課と関連して、それから県の教育センターとも関連しておりますので、そのあたりの事業等で進めておりますので普通のあれじゃないと思いますけど、県の指導のもとで行っておりますので、詳しくはちょっとわかりませんが。

わからないんですが、このことについてはアドバイザーというのはIT活用の国のアドバイザーというのが文科省に設置されて、そのあたりの細かいこと等はそこで指導して、あるいはこちらから聞いたら教えてくれるという形で進んでまいりますので、問題なく行くのかなど。国のほうはICT活用の教育アドバイザーを持つ、これは国のほうですね、相談もできるようになります。それから、今度は、国のほうでは、またあとの議員さんの質問があるかもしれませんが、GIGAスクールをサポートも予算を配分しております。そのあたり、ICTの支援も置きますというのも出ています。だから、そういう流れで行きますと大体漏れなく行くのかなど、私は思っております。

○8番（中山美幸君） 私がですねちょっといろんなところの学校の各県のを調べたところ、シスコというメーカーの9200シリーズというやつがかなり優秀だというような情報を得ておりますので、そこら辺も十分気をつけながら、最低でも40人の子どもたちが一緒に使用できる、そういったネット環境の構築をお願いしたいというふうに思います。

今度は町長にお伺いしますが、ハードの整備に対して、今、国の補助事業だとかいろんなところがありました。先ほどから出ています生活困窮者の家庭におけるウェブ環境の整え方、こういったものについて町長の考え方はどうなのかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 今回、こういったコロナ関係で学校が長期間で休みになったりしたときに、オンラインで家庭で勉強ができるとか、あるいはインターネットが接続していない家庭の子供たちが勉強できなかつたりとか、鹿児島県もそうですし、大崎町もそうですし、日本全国、その差が非常に大きいということがデータとして出されておりました。そのことは理解できていると思っております。

今回、こういう整備を急いでいくのも、これからの社会の中ではそういった時代に、ソサエティ5.0とかありますけど、やっぱりそういう時代に入って行って双方向の事業ができるようなことも整備していくということがあります。

お尋ねは、光が引いてあるけれども、家庭への動線がないんじゃないかとかいうことに触れられるのかなというふうに思っておりますが、現在のところ、そこまでどうしなくてはならないという結論は出ていないところであります。

○教育長（藤井光興君） 今の件ですが、いろんな子どもたちに学びの保障をしなきゃ

いかんわけですから、機会均等ですので、今、教育委員会のほうで考えていますのは、一応、経済的にWi-Fi環境が整わないところにつきましては、私は詳しくはわかりませんが、モバイルWi-Fiルーターというんですか、それを一応考えようと。今のところ、各学校学級数プラス1台、例えば大崎小13学級あったら14台、持留小が4学級だったらプラス1台で5台とかで考えてはいます。それについては補助が1台につき1万円です。そんな状況ですけど、それについて担当のほうで考えているようです。

○8番（中山美幸君） 町長に質問したのはですね、今、教育長から答弁がありましたモバイルWi-Fiでもいいんですが、そういった接続できるような設備をですね、例えば、今、児童手当等の補助事業を出している家庭についてはですね援助をしてあげるといようなこともですね必要なのかなというふうに思います。町長が、今、胸にバッジをつけていらっしゃいますが、手を当ててみてください、SDGsのターゲット4の1の5に書いてありますよ、質の高い教育ということで書いてあるんですが、町長、どう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。モバイルWi-Fiルーターでした、こういったのを貸与とかリースとかありますので、こういう対応はやっていくことと、教育は大切でありますので、今御指摘がありましたけど、そういったところは大切にやっていきたいと思います。

○8番（中山美幸君） 是非ですねそういったところまで目を向けていただきたいというふうに思いますし、それから、教育長、先ほど、ICTアドバイザーということでお話をいただきました。これも、今回の助成事業の中で交付税措置されるということなんですが、福岡県田川市では鹿児島大学の情報教育を担当していらっしゃる教授を、准教授ですけど、お願いされてICTアドバイザーに選任されております。それはものすごく前からやっていらっしゃるって、ロボット関係の授業までもそういったアドバイザーをしていらっしゃるというようにございますので、是非ですねそういった方々のアドバイス、すぐにはですね教職員の方々もこれに対応できないと私は思っています、だから、そういったアドバイザーをですね予算措置の中でやっていただくようなことも是非早急に検討していただきたいというふうに思いますし、それから、そういったソフトを使う分についてですね学習指導要領との整合性だとか、先ほど言ったように時間数の問題だとか、そういったものも非常に関係がございます。それから著作権の問題もありますよね。教育関係については著作権法第35条の中で許されている部分もありますけども、ほかのソフトを使った場合の著作権の問題とかありますので、十分注意をしながらやっていただいて、早急にそういった改革がなされるように努力を期待いたします。

それから、もう1つ、申し上げておきましたが、コアジサシの保護の問題、本町ではSDGsの中で、町長、やっていますよね、SDGsを町長は提唱されておりますが、今、コアジサシが2箇所ほど、鹿児島県でもほとんどないですけども、大崎町に2箇所ほど産卵の場所が発見されておりますし、隣の串間市で産卵していたのが、現在は無いということで、大崎町に2箇所ありますが、これについて広報活動をやっている団体等もありますが、本町でもやはりそれは手助けをすべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） コアジサシの生息地として、本町の横瀬海岸、また菱田海岸がコアジサシが渡ってて、そこで産卵して、またオーストラリアに戻っていく渡り鳥でありますので、そういう行いがなされるわけではありますが、どこでも産卵する、飛来するというものでもありませんので、我々の地域に来て営巣を営みながらやっていくということは非常に環境の面からはありがたく思っております。

したがって、なかなか全国各地にもそう見られないような傾向でもありますので、自然環境の保護・保全というものはしっかりとやっていながら、産卵地として、いつまでも持続できる環境をつくりあげていく、守っていくことが非常に重要なことであるというふうに思っています。

○8番（中山美幸君） 県の野鳥の会等も一生懸命保護活動を、今やろうとしておりますよね。企画調整課の担当の方々ともお話をしたりしてはいたけども、まだですね資材的に不備な部分があります。看板等も設置していただきました。しかし、町長、先ほどから申しますが、SDGsの中にも陸の何たらを守るというのがあって、その中にもバッジの中にも、町長、SDGs提唱されておりますが、うたってありますよ。県内でも絶滅危惧種、日本でもそういう指定を受けている鳥ですので、是非ですねそういった保全活動ということに力を注いでいただいて、そっちのほうにも予算の若干の助成あたりをしていただくことが私は望ましいのかなど。職員の方々にですねネットを張ってくれとかいろんなことを要望する気はございませんけども、そういったネット環境等ですね助成等は、町長、簡単にできるし、人材についてはそういった見識を持たれた方々をうまく使って、そういった保護活動をするによって保全できるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） コアジサシの繁殖地に関する御質問でありましたので、ちょっとネットで調べてまいりました。

鹿児島県におきましても、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例をつくっております。また、市町村は、その施策に基づいて策定することというようなこともなされておまして、隣の宮崎県もそういった条例を整備しております。やはり、先ほども言いましたけれども、保護するための対応策については考えながら、

そしてまた、日本野鳥の会の皆さん方とも連携しながら保護活動ができるようにやっていきたいと思っています。

御質問がありましたので、現場に行きました。偶然、日本野鳥の会の方が来ておられまして、いろいろお話を伺うことができました。非常に熱心に保護するための活動を展開しておられて、お話を聞くことができましたので、いい勉強をさせていただいたと思っております。

貴重な生息地でありますので、しっかりと対応できるように考えていきたいと思っています。

○8番（中山美幸君） 是非、それはですね保護活動をやっていただくような手当てをしていただきたいというふうに思います。

7月の後半、8月の前半まででしょうか、ウナギも終わっておりますし、そういった時期でございますので、あとはフライフィッシングであるとか、投網であるとか、それから四輪駆動車による走行、それからウミガメ監視員の方々の車による、というようなこともありますし、ノネコ、タヌキ等の食害、そういったところもありますので十分注意をしながらですねそういった環境を整えていただきたいというふうに要望申し上げておきますし、これが本当に大崎町だけしかないんですよ、鹿児島県内だけの。本町のトリといった関係でも私はいいのかと思ったりもします。ものすごくかわいいトリで、白いのに頭に若干毛がついておりますけれども、そういったかわいいトリが本町に来ているということです。是非頭数を増やせるようなですね、世界的にも絶滅に近いということでございますし、鹿児島県の唯一の繁殖地ということでございますので、帰化性がありますので、是非お願いしたいというふうに、要望申し上げておきます。

また、教育長におかれましては、GIGAスクールにおいて子どもたちのために、子どもたちのところに軸足を置いた政策ということを考えていただきながら進めていただけたらよろしいかなと思いますので、是非、御期待申し上げておきますのでぴしゃっとやっていただいて、ICTアドバイザーの件も的確な人材を把握されまして活用されますように望みます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、6番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○6番（中倉広文君） 私は、今回、2つの項目について質問をいたします。

まず、感染症拡大防止時における避難所の対応策について、障害者や感染疑いのある方を含め、避難者受付時の対応について質問をいたします。世界中に蔓延し、現在も一部の国で拡大し続けている新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会生活を大きく変え、これまでの当たり前とされていた生活習慣を根底から覆される

ほど大きな出来事となっています。これまでに経験のない規模の事象であったことから、感染症拡大防止のための対策を、ありとあらゆる場面で講じなければならなくなり、自治体や企業、様々な機関も対応に苦慮していることと察するところです。

対策に時間的猶予のある場面では、多くの先例から学び、また、応用しながら3密の対策を講じることができますが、いざ災害が発生した場合の災害避難所に置いては、突発的に発生、なおかつ集中的に密閉した空間で住民を守らなければならないということから、この災害避難所における対応策をどのように講じるべきか質問をいたします。

先ほど同僚議員の質問と重複するところもありますが、執行部におかれましては、できるだけ多くの視点から見た課題解決策を持ち寄り、様々な提案を集約して、本町の住民にとってよりよいサービスの選択、実行することが望ましいと考えますので、重複部分については御容赦いただき、答弁をいただきたいと思っております。

基本的に災害時の避難行動は、自治体任せではなく各々の危機意識のもとに行動することが大前提ではありますが、今回のように感染症が全域的に広がっている中では、これまでの災害時避難者支援マニュアルが通用せず、誤った対応にもなりかねません。そのような中で、避難を必要とする災害等が発生した場合、避難者を避難所に受け入れる時点でどのような対応が必要となってくると考えられるのか。特に、体力的にハンディのある高齢者や、基礎疾患など病気療養中の方々、あわせて身障者や子どもなどへの対応、また、現在の基準で感染症が疑われるような症状のある方など、こういった方々を災害から守るためにはどうすべきかについて、先ほどの同僚議員と重複する質問もありますが、お聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 障害者や感染疑いのある避難者の受付時の対応はどのようになされるのか、というお尋ねでございますが、身体等に障害がある方が避難所に来られた際には、感染症予防策として、体温測定や問診など、一般の方と同様の対策を講じた後、身体の状態に応じて、避難所に配置をしている職員等が介助等をしながら避難スペースへ誘導することとしております。

しかしながら、避難所での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦等の方で、一般の避難所で生活に支障を来し、特別な配慮を必要とする方は、福祉避難所を開設し、そちらに避難していただくことになると思っております。

また、受付時の体温測定や問診等で感染疑いがあった場合には、感染症防止対策の観点から隔離することが必要と考えますので、避難所で隔離のできる部屋があればそこで避難していただき、難しいようであれば、町で指定した別の避難所を案内

し、一般の避難者と感染症疑いのある避難者と分けるようにしたいと考えているところでございます。なお、感染疑いのある方につきましては、志布志保健所内に設置してあります帰国者・接触者相談センターで相談していただくよう案内し、その後につきましては、保健所等の指示等に従っていただくこととなります。

以上です。

○6番（中倉広文君） 災害時ですね感染症拡大時の災害についての一定のマニュアルということで、今お聞きしたところでございますが、この受付時、災害時というのは1つのパニック状態なんですけど、どういった形で、選別じゃないですけど、この方はこっち、この方はこっちのほうに行ってもらいたいというのを瞬時に判断をしないとイケないんですが、そういった場合に必要な書類として、避難行動要支援者名簿というのがあると思うんですが、そういったものは作成されているとはもちろん思うんですが、災害時において避難行動支援者名簿を今現在してあるのかどうか、まず、そこについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 避難行動支援者名簿につきましては、毎年、自治公民館長に、災害が発生した場合など地域の支援が必要な方の名簿、災害時要援護者登録支援申請書兼登録台帳を総務課に提出していただき、その登録台帳に基づき、保健福祉課で名簿作成を行っているところです。なお、要支援者名簿は、民生委員や社会福祉協議会、警察署などに提供し、日常の見守り活動や災害対策など、支援が必要な場合に活用していただくこととしております。

○6番（中倉広文君） これまで、避難という事態が何回かあったわけですが、そういったときにそういったものを活用を実際されているんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問には、私のほうで回答させていただきたいと思います。

ちょうど昨年の大雨災害があったとき、菱田川の堤防が決壊しそうになった災害がございましたけれども、その際に、菱田地区の要支援を要する方々の名簿を地元消防団の方に提供して、消防団活動の一助にいただいたというようなことがございます。

以上です。

○6番（中倉広文君） そういう例があったということでお聞きしましたが、このことについては非常に難しい問題ではありますけど、できましたら、災害支援に当たるスタッフ、もちろん消防団も含め、それから民生委員とか、そういったものにかかわる方々に対しては平時から情報を提供していただいでですね、そういったいざというときの、避難行動をしなければならないいざというときに、瞬時に判断、行動ができるような体制をとったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、このこと

についてはいかが思いますか。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうで答弁させていただきますが、現在の状況としては、要支援者名簿というのは必要に応じて民生委員さんであったり、警察署であったり、それから消防団の方々に御提供しているところではあるんですが、ただいま中倉議員さんから御提案があったとおり、平時からのやはりそういった準備というのは大変必要なのかなというふうに、担当者としては思っておりますので、保健福祉課あるいは社会福祉協議会、関係部署とうまく連携がとれるような形で、今後検討していきたいと思えます。

○6番（中倉広文君） もちろん、情報を得た場合には、守秘義務というのは当然のことではございますけれども、そういったものは是非とも進めていただいて、少しでも瞬時の判断、行動ができるというような体制をとっていただきたい。

これは、感染症だけではなくして一般の災害の場合もですね全く同じようなことなので、このことについてはよろしくお願いをしたいと思えます。

防災の観点から見ますと、自分の身は自分で守る、先ほど、私は登壇でも申しましたが、おのずから危険予知の判断が冷静にできるということが基本になっております。避難行動の要支援者の方々が、自宅付近での災害のリスクを把握されているのかどうかということが疑問なんですね。本来なら、自分でそういったものは危険予知ということで判断していなければならぬんですが、できたら、こういった要支援の方々に対しては、行政だけに頼むわけにはいきませんが、例えば自治公民館の代表者の方とか、消防団も含めてですねそういった方々のところに赴いて、こういったことが想定される場合もありますというような、変な恐怖を与えるわけじゃありませんが、備えるということは大事なことなので、そういった情報提供はできないものかどうか、これは提案です。

○町長（東 靖弘君） 避難行動要支援者の方々が自宅周辺の災害リスクを把握することは、適切な避難行動につながるとともに、感染防止策にもつながると思っております。そういった意味では、本町が作成した防災マップや津波防災マップ等も参考にしながら、普段から自宅周辺を観察していただき、自分の住んでいる場所が土砂災害や浸水被害を受けやすいところなのかどうかを把握しておくことで、災害が予想される場合に避難が必要かどうか、事前に確認していただくことが重要だと思います。

また、災害リスクを把握することで、避難が必要な場合、より早い避難行動にもつながると思えます。なお、住民の方々への情報提供は、広報紙等を通じて行っていますが、避難行動要支援者の方々の安心・安全を確保するためには、やはり自治公民館や民生委員、消防団等、地域にお住まいの方々の支援・協力をいただきなが

ら、きめ細かな情報提供を行うことも必要ではないかと考えております。

○6番（中倉広文君） 是非とも、梅雨の中にも入っておりますので、そういった対応をとられますように、また、情報提供をいただきますようお願いをしておきます。

次の質問に入ります。避難スペースにおける対応策について、どのようになっているか。先ほど同僚議員からも質問がございました。収容については半数以下になるのではないかというような答弁もございましたが、それについて、新たな避難所の指定について検討をするというような答弁があったと思いますが、避難所の増設とかについては、また、その次の質問で問いますけれども、指定されている避難所の中ですら避難された人々の動き、動線、また、個人ごとの、あるいは家族ごとの一定のスペースですね、パーティションを使うかどうかはちょっとわかりませんが、その確保はどんな感じになるのか、ちょっとイメージが湧かないんですけど、どんな感じになるのか。避難所ごとの一定のレイアウトというんですか、この避難所であったらこういった形につくるんだという、そういった基本的なレイアウトがあるのかどうか、そこをちょっとお聞きします。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいま、避難所におけるレイアウトについての御質問をいただいたところでございます。

ご存じのとおり、避難場所でも、当然、広さだったり、部屋の数だったり、そういうのは違いますので、必ずしも一概には言えないところはございますけれども、基本的には避難所の入口付近で体温測定や健康状態の確認、それから手指消毒を行い、特に問題がなければ避難スペースに御案内するというようなことになろうかと思えます。

一方、発熱や体調不良の方などにつきましては、一般の方と分離するために専用スペースを設けて、パーティションを設置するなど感染防止を図る予定でございます。

また、一般の方々の避難スペースでは、世帯ごとの間隔を2メートル程度空けて過ごしていただくよう検討してまいりますけれども、従来よりスペースを広げることによって避難所の収容者数が減少し、避難場所が不足する場合も想定されますので、ほかの避難場所を開設するなど、災害の規模等により柔軟な対応ができればというふうに考えているところです。

それから、人の動線についての御質問もありましたけれども、一般の方が避難するスペースと、発熱等がある方が避難する専用スペースの動線を分けて分離したレイアウトを検討中でございます。すべての動線は、交差を避ける通行にしたいというふうに、今のところでは考えているところでございます。

以上です。

○6番（中倉広文君） 感染症の拡大防止ということで、今までにない状態の対応ということで、大変な作業にはまたなろうかと思えますけど、是非ともそういったものもしっかりと検討、それから実施に至るようにお願いをしておきます。

質問事項についてはですねいろいろ重複しておりまして、大分飛ばすところもありますが、備蓄状況については、先ほど答弁をいただきました。マスク1万枚とかいろいろありましたが、こういったものが、例えば災害が長期化、そして避難をずっと余儀なくされていって、少しずつこういった備蓄品が少なくなってきたとき、また、補給がスムーズにできるのかどうかということも、また心配な課題の1つでもありますけれども、そういった場合の対応というのはどうなんでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） おっしゃるとおり、備蓄品については、非常に難しいところがございます。従来の災害に対する備蓄品につきましては、食料品、それから飲料水含めて、大まか300人程度であれば3日程度は何とか生活できるような数量を確保しているところでございます。

今後、パーティションなり段ボールベッド、ビニール手袋とか、いろいろ必要になる物資も増えてくると思うんですが、それについては町長のほうで計画的に進めていくという答弁でしたので、それに向けて予算を含めて準備をしていくところではございますけれども、ただ、先ほども申し上げたように、水それから食料品についても、今の段階では300人の3日程度しかない。そこで、先ほど、中倉議員さんから、長期化に及んだ場合どうするのかというような御質問でしたけれども、今のところは、国のほうから3日程度、必要最低限備蓄しておくよという指示もございます。ただ、今後、日本における、あるいは鹿児島県における感染症の状況を見ながら、必要であれば1週間程度とか、必要な物資の備蓄については準備をする必要があるのかなというふうに思いますけれども、ただ、それについては、先ほど申し上げたように今後の感染状況、それから災害の種類、それから災害の規模にもよると思いますので、そこについては今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

○6番（中倉広文君） 感染症防止の備品というのはものすごく、今回の場合も全域的に広がったということで、マスクとか消毒液の問題とか、今回、非常に少なくなったと。購入したくても購入できないという事態が発生したわけですね。そういったこともかんがみると、できれば早い対応をしていただくというのが一番いいことなんでしょうけど、悲観的に考えれば切りがありませんが、できればそういったこと

も頭に入れていただいて、早め、早めの対応というものをしっかりととっていただきたいと、これは要望です。よろしく願いをいたします。

それから、これも、先ほどの質問にございました、暴風などで窓を開けられないというような状態がある、当然のことです、もう開けられないんですが、そういった場合に、大型扇風機のこととか、空調の活用とか、いろんな手だてがあると思います。この前ですね、ちょっとありましたけど、ほんのわずかの隙間をつくっていただただけで空気の流れができて、いけば一定の効果があるというようなことをいわれた専門家の方もいらっしゃいました。私はその中身についてはよくわかりませんが、そういったことも検証されていたところもありましたので、また、その辺も勉強していただいて、どういった対策をとればいいのかと、きょうはもう提案はございませんけど、どういった対策が一番いいのかということも御検討いただきたいと思いますが、町長、このことについてお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 避難所で、台風や大雨など暴風雨などで窓等を開けられない場合は、感染防止を図るためのマスク着用や手指消毒の徹底、避難者世帯を区切るパーティションの設置、発熱や体調不良の方の専用スペースを設けるなどの密接、密集を回避する基本的な取組のほか、除菌効果のある空気清浄機や加湿器の設置も有効なのではないかなというふうに思っております。

○6番（中倉広文君） 是非とも、今言われたようなことを、新たにまたいろいろ御検討をされたら、そういった手だても組み入れて対応に臨んでいただきたいと思います。

それから、避難所において健康管理ですね、避難者が入ってこられたあとのことなんですが、健康管理についてはどういった対応になっているのか。保健師などが常駐できるのか、避難所もたくさんありますので、保健師にも限りがありますが、どういった対応をとられるのかですね。それから、避難者において、例えばの話ですが、発熱とか咳とかが出た場合にはどういった手続を経て対応するのかというのをちょっと教えてください。

○町長（東 靖弘君） 避難所において体調が悪くなる方もいらっしゃると思います。そういった場合は、保健師などの医療従事者が避難所に常駐することが望ましいと思いますが、本町職員の保健師は、現在6名であります。また、感染拡大時に民間医療機関から支援をいただくにも非常に厳しい状況ではないかと考えられますので、避難所の開設数にもよりますが、保健師の常駐は厳しいものと考えます。

しかしながら、体調の悪い方を放置することはできませんので、保健師による避難所巡回や、避難所従事者が、電話により初期手当の指示を仰ぐなど柔軟な対応をとりたいと考えております。

なお、避難所に、発熱、咳などの症状が出た場合は、施設の状況や、その天候次第ではございますが、医療機関で受診するまでの一時的な措置として、別室に隔離したり、別の避難所に移すことも検討しなければならないと考えております。

○6番（中倉広文君） 現在検討中ということですが、是非とも明確な対応をしっかりとっていただけて当たっていただきたいと思います。

質問がちょっと前後しますが、先ほど、受付時の対応についていろいろ聞きましたが、そのことについて、もう1点だけちょっとお聞きしたいところがありました。

現在、感染症の軽傷者で、自宅で療養されていた方がいらっしゃる、いざ、災害が来て一時的に避難をしないといけないと、そういった避難者が来た場合はどういった対応をされるのか、これはシミュレーションですけど、ちょっと教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 自宅療養を行っている軽傷者、それから感染症の陽性者との濃厚接触者の避難支援を円滑に行うために、一般の避難所とは別の避難所を開設し、感染防止対策に努めていく予定としているところでございます。

○6番（中倉広文君） 避難所を新たに開設しているということになるわけですよね。距離的に近場にそういったものを開設するというような想定でよろしいですか。

○総務課長（上橋孝幸君） なかなか避難所というのも、町内には指定避難所9箇所しかございませんので、そうたくさんは、そういった感染の疑いのある方を隔離する施設は少ないと思います。

なので、たとえばの話ですけど、野方地区に1箇所とか、大崎地区に1箇所とか、そういうレベルになるのかなというふうに、今のところでは想定しているところです。

○6番（中倉広文君） はい。了解しました。災害時は様々な機関が一緒になってチームとして目的に沿った行動をしなければなりません。町職員や、あるいは消防団、また、避難者支援に当たるスタッフの留意点、先ほど感染防止対策を講じると、これは一番大事なことですが、皆がチームとして避難者を守らなければならないといった時点で、それぞれのスタッフはどういったことに、感染症拡大防止ももちろんですけども、あるのかなというふうにお聞きしますけれども、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 災害時の職員や消防団員、また避難者支援に当たる方々の留意点はこういったことが考えられるかとお尋ねでございますが、まずは、自己の安全確保が第一だと考えております。避難者支援に当たる場合には、感染防止対策を十分に講じた上で、単独で行動せず複数人で支援に当たり、常に他の人と連絡がとれる状況をつくり、避難所への誘導もしくは搬送といったことが必要と思われま

す。

また、支援に当たる関係者の連携や、的確な情報収集手段の確保、避難者のプライバシー保護などにも留意することが必要であると認識しています。

○6番（中倉広文君） 今、そういった情報の共有を、各所含めて、事前の情報の共有という場を設けた方がいいんじゃないかなと思っております。そういった機会をつくっていただけないか、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） やっぱり避難所運営をするためのマニュアルの作成とか大変大切なことであります。作成をして、その後に消防団とかチームの方とか、そういった方に情報提供をしていくとかいうことはやっていかなければならないと思っております。

○6番（中倉広文君） 是非ともそういうふうに進めて、いざというときに、それぞれの機関が力を発揮できるように対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。住民への事前周知はどのようにするのかということで、これについても、先ほど質問があり、一定の答弁をいただいたところでございますが、広報やホームページで実施するというものであります。

先般、私が質問したSNSももちろん活用していただいて、それから、各自治公民館には自主防災組織というのがございますので、そういったものをやっぱりしっかり活用していただいて、防災訓練だけのというところとちょっと語弊がありますが、自主防災組織の活動というのがなかなか見えない部分もありますので、そういった部分も是非とも活用していただいて、いざというときに機能できるように、この部分も考慮いただきたいと思います。

災害避難所の増設ということで話がございました。公共機関ほか民間も検討するというような答弁がございましたが、現在梅雨期となって、災害リスクや地域性を考慮すると、なかなかその時点で民間にお願いしても厳しいものもあろうかなというふうに思うところですが、民間団体との協議というのは、できれば早めに調整をできないのかなと、打診というかそういった話は出せないのかどうか、その辺はいかがでしょうか、町長。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルスの感染症対策では、大きな市等においてはホテルを活用して行って、そういったところで軽傷者とは、あるいは感染者の滞在場所にしていくということで、かなり避難所を確保されたという情報は目の当たりにしているところでございます。

本町に例えたときに、やはり民間施設がそんなにあるわけではありませんので、しかしながら、感染者がいたりしたときに、その対応と隔離していくこととか大変重要になってまいりますから、相談を申し上げるということは大変必要だと思いま

す。ただ、相談したときに、また、後々の風評被害とかいろんなことが出てくるので、そこらは確保はしたいという思いと、相手方への配慮とか営業上の配慮とかそういうことも十分考えた上でお願いするときはしていくという考え方でおります。

○6番（中倉広文君） 言われるとおり、そういったものをものすごく心配される場所だと思えます、民間業者においてはですね。その辺は慎重に対応をお願いをしたいと思います。

それから、例えば近隣の親戚宅とか知人宅とか友人宅とかというところにも駆け込めるといふ、それも選択肢の1つだということで答弁がございました。私も、そのとおりだと思います。安全が確保されるのであれば、指定避難所だけが避難所じゃないという考え方は、これはまた、ちょっと今回の質問の趣旨とはちょっとずれるかもしれません、関連はしているので質問はしますが、こういった友人、知人宅に駆け込むというのが大事だということを述べるのであればですね、日常からやはり自治公民館組織とかそういった地域の組織のコミュニケーションというのをもっとも密に、大事にしていけないといけないというふうに感じるんですね。そういった場合に、こういった住民同士のコミュニケーションがさらに密に図れるような施策というものは、行政側が何かしら手だてをすることじゃないかなというふうには私は思うんですが、1つのインセンティブですね、これこれをしなさいということじゃなくして、それはもちろん地域が考えることですけども、1つのインセンティブを与えるというのは行政の仕事だと思っているんですが、地域間のコミュニケーションを密にするというのはどのようなことに力を入れていったらいいのかということについて、ちょっとお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 日頃から近隣の方々とのコミュニケーションをとっていることということは、その集落の中で生活をする上でとても大切なことでもあります。

災害で避難するときに、自助・共助・公助とかいろんな言葉が使われておりますけれども、その中でやはり大切なのは、いわゆる御近所つき合いであると。近所とのつき合いが十分になされて、その方々の身体的状況とか把握できていたら避難誘導をしていただいたりとかいうことがありますので、コミュニケーションをとるといふことはいろんな面で非常に難しいところが、今日の社会ではありますけれども、やはり、いざ災害が発生したときのこと等も考えながら、普段から自分の集落、隣近所の方々に挨拶をしっかりとすることとか、日常の会話をすることとか、そういったことが第一歩ではないのかなという思いと、誘引する、インセンティブというお話でありましたけれども、集落の抱えている課題、地域の抱えている課題とかそういったものがたくさんありますので、そういったことも1つ1つ取り上げな

がら、高齢者が非常に多い、また担い手が少ない、支えてくれている人が少ない、こう行った中でどういう避難態勢が構築できるか、あるいは、この集落をどういふふう将来維持していくのかとか、そういった課題を投げかけながら、また、それをうまく誘導する人もつくらないといけませんけど、そういった課題を投げかけながら、日常の生活の中で生活の営みを密にするとか、地域の考え方を1つにしていくなとか、こういったことが今、非常に大切なのではないかなというふうに思います。

また、我々としても、そういうものは投げかけていって、地域の代表者の方々にこういったことも交えて協議してみてくださいとか、行動をとってみてくださいとかいうことの誘引をしていくことは大切かなと思っています。

○6番（中倉広文君） 1つ提案ですけれど、今、町長からる御答弁いただきましたが、例えば、今現在、本町が実施しているがんばる地域応援交付金の部分の自治公民館活性化事業、あるいは自主防災組織の活動に対して補助金といった形で交付金をというサービスをやっておりますが、そういったものの拡充といいますか、適用項目をもっと広げて、いろんな形でそれぞれの地域の活動が活発になるようなことができないのかどうか。とあわせて、同僚議員からも未加入者問題が何回も出ますけれども、未加入者問題の解決策になるかどうかはちょっとわかりませんが、自治公民館の枠を超えた地域連携の活動に対しての交付金というものを創設すれば、また、より地域のコミュニケーションといいますか活動が活発になっていくんじゃないかなというふうに私は思うんですが、そのことについてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） それぞれの集落において、自主防災活動をしていただいたりとかしながら頑張る応援交付金の交付をしているところでもありますけれども、ただいまの御質問の中で、集落のコミュニケーションとか、あるいは未加入者の問題とか、いろんなものも重なってきているという中で、もうちょっと、その幅を拡大して対応するべきじゃないかという御提案でありました。それが、集落の自主防災組織の取組であったり、あるいは校区の課題を投げかけた取組であったりとか、そういう大変貴重な御提案でありますので、それにつきましては十分検討させていただきたいと思えます。

○6番（中倉広文君） 是非とも、これは災害時の、いえ、先ほど駆け込む避難所にもやっぱりかかわってくるというようなことですので今回取り上げましたが、こういった形で、地域がやっぱり盛り上がるということが町が盛り上がってくると、これは当然のことですので、是非とも御検討いただいて、できればいい答えがいただけますようによろしく願いいたします。

先日、国土交通省から避難施設など増強するというような方針が出されておしま

した。これは交付金で対応をされるのかなとは思いますが、避難所の改築や、民間備品の活用ということも含まれるということでありました。また、感染症対策についても対象になるということなので御確認いただいて、この問題の検討課題について該当する部分については是非とも活用していただいて、いざというときに住民の方々の不安を少しでも軽減できるように対応をお願いしたいと思います。この質問については、以上で終わります。

引き続き、学校ICT教育における対応策について質問をしたいと思います。

この質問についても、同僚議員から詳しい質問がなされておりますが、それぞれ具体的な事例についてちょっと私が疑問に思ったことについて、幾つか御質問したいと思いますが、まず、本町でもこの関連の予算が、先ほどもありましたが、昨年度補正予算、それから令和2年度当初予算において約7,000万円余りの予算が計上されて、現在、実行に向けて着々と進んでいることかと思いますが、本町及び私たち地域の未来を創造する子どもたちの健やかな成長、この成長を支えるための教育設備への予算、あるいは時代に即応した学習ツールであるという認識、私もそのよう認識をしましたので、この提案に理解を示しましたが、詳細については、先ほども申し上げましたが、まだこれからスタートということであるので、わからないこともありますし、進める上で、いろんな課題もあるだろうと思いますが、そのような質問に対して御答弁いただきたいと思いますが。

まず、ICT教育、注釈に情報活用能力の育成やICTを活用した学習活動の充実というふううたってありますが、この本来の目的について、再度お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

まず、理解していただきたいことは、ICT教育、情報通信技術教育ですけれども、教育の目的、つまり、どんな人材を育成するかということに対する方法の1つであるということです。そのため、ICT教育の目的の前に、これからの社会に生きる子どもたちをどのような人材に育てることが大切なのかということについて説明いたします。

これから訪れる社会は、ソサエティ5.0というスマート社会といわれています。例えば、その人にとって最適な旅行先を、天気や人の動き、その人の好みなど様々な情報をAIが分析し、その場所へ自動運転で運んでくれる社会です。このような社会において、学校は一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心においた学びの場となることが予想されています。

しかしながら、このような情報化が大きく進んだ社会によって、私たちの生活が

どのように変化するのか、誰も予想はできません。そのため、どのような時代の変化を迎えるとしても、知識、技能、思考力、判断力、表現力をベースとして言葉や文化、時間や場所を越えながらも自己の主体性を軸にした、学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることとなります。つまり、ICT教育を含めた教育目的は、みずから考え、行動する創造的な人間の育成であります。このことは、OECD、経済協力開発機構が提唱するエデュケーション2030や、経済産業省が提唱する社会人基礎力、文科相が提唱しています生きる力にも共通する考えであります。

このような人材を育成する効果的な方法の1つが、ICT教育です。なぜならば、教師がICTを活用することで個別最適化された課題が子どもたちに提供され、学習内容の理解がより深まります。また、子どもたち自身がICTを活用することで、情報活用能力が育成され、より広い協働による新しい価値の創造が期待されます。そして、こういった学習を重ねた子どもたちが、いわゆるSDGsを実現していくと考えております。

以上です。

**○6番（中倉広文君）** ICT教育の目的について、今御答弁をいただきました。

実際、本年、いろんな基金の設置、設備をされて、本格的にはいつから稼働するか、ちょっと今のところはわかりませんが、学校の教育現場で、小学校、中学校、ちょっと私、ピンと来ませんが、どういった科目にどんな使い方をするのかなというのがちょっとまだわからないんですね。もし、何かそういう例がご存じでしたら、教科によっても使用頻度は変わるとは思いますけれども、わかる範囲でお答えいただければ、よろしく申し上げます。

**○教育長（藤井光興君）** 今朝のニュースに、出水のテレビ施設のあれが出ていましたよね、あのあたりやら、徳之島と鹿児島県の学校がテレビ会議システムでやっている情報を見たことがあります。県内でオンラインによる授業をやっているところはまだまだ少ないのかなと思っております。

今回、文科省の資料を見ますと、今回のコロナウイルスに関する事でオンラインでやっている学校のデータは、全国で5%という様子でした。そういうことからすると、鹿児島県もまだまだ今からなんですけれども、これからなのかなと思ってます。

先ほど、目的のことで言いましたが、私もこれはいい勉強をしましたが、個別最適化という言葉が出ていました。この言葉は自分たちで考えてみたら、自分が昔30代の教師のときに、学級40人の子どもたちに算数を教えるときに、例えば答えが1、2、3、黒板に書いてやりますよね、その場合、教師は教卓に立っておっ

て40人を把握することは難しいです、ノートを見なければ。40人を全部見て回らなければいけない。私が工夫したのは、三角柱を立てて、1、2、3番を持っていて、教師のほうに自分の答えを1、2、3と見せれば大体把握ができるわけですよ。昔はそんなことをやっていました。

ところが、ICT化によりますと、その問題をやってぶつかったときに、AIがその子どもの引っかけたところについて解釈をして、その子に合った問題を出してくれるということに変わっていくわけですね。そうしたら、ここに書いてあるとおり、本当、個別最適化という言葉が出ていますが、それぞれに応じた授業をやってくれて、最終的には先生の目標が達することなのかなと思っています。

ですから、例えば算数の例も言いましたが、社会科の授業についても、どんどん資料を自分の子どもの能力に応じてインターネットでどんどん調べられる、能力によって違いますけど、そういうことで社会やら各教科によって、その子どもの狙いによって勉強が広がっていくという形で、どの教科と言えませんが、そんな使い方になっていくのかなと思っています。

○6番（中倉広文君） 児童・生徒にとってはものすごく興味深い、するかなというふうに思うところですが、実際、使用する学校現場の先生方、本当に研修も含めて大変だと思いますけど、この事前研修を実施される、機器の使用法とか学習指導の組み合わせ、そういったものの調整というのは現在行われているんですか、そこをちょっと確認させてください。

○教育長（藤井光興君） 情報科教育の講習等については、教育センターのほうではやっています。先生が希望すれば受けることができますし、GIGAスクールが出てきましたので、これからもあれなんでしょうけど、私のほうでも、今回、5月から、1年生から中学3年生まで持たせるということになってきたものですから、これはものが入ったときに学校の先生が対応できるだろうかと思って心配しました。

早速、ICT活用促進委員会と名をつけまして、各学校でタブレット等を使って、今まで先進校等でやっている先生方がいらっしゃいますので、各学校、何人かいらっしゃいます、その先生方で各学校で一番よくやっている方を呼び集めて、7人で、この前、第1回目の会議があったところで、第2回目もまた19日に行いますが、この先生方で研修したことを、タブレットの使い方からでしょうけど、そのあたりからだんだんだんだん広げていって、それを各学校に勉強したことを持ち帰ってもらって、各学校に広げてもらう。そして、ものが入ったときにさっと指導ができる形で持っていけたらなと思っていますが、物が入るのが恐らく10月か11月かわかりませんが、できればそういう準備が早くできたらなと思っています。

それから、これにつきましては、今回、急々なことで5月に出たわけですので、県のほうでも、教育委員会のほうでも、あるいは教育センターのほうでも、これについてはこれから研修等についてはどんどん計画して、募集をかけて研修を進めていくだろうと思っています。

○6番（中倉広文君） 長期休暇のときに整備するんですかね。恐らく2学期の途中では使えるような状態ができるんでしょうか。そういったことを考えると、できれば早い段階でそういった研修も含めてですね行っていただきたいと思いますが。

先生方の使い方です、私も学校訪問の機会がちょっとあって、デジタル教科書の授業を見させていただいたことがありました。教育長おっしゃるように、好きな先生とたけた先生は、ただ、デジタル教科書で授業を進めるんじゃなくて、ほかの電子機器も接続をしながらうまい形で授業をやっているんじゃないかと感心したんですね、応用を利かせてですねそういったこともやっていたらいいので、できれば、各学校、そういった先生がいらっしゃると思うので、是非ともそういった先生方を中心に授業の指導のレベルが上がりますように、皆さん、足並みがそろえるようにお願いをしたいと思います。

それから、これは単純なことなんですが、タブレット自体は児童・生徒分あるということだったんですが、これは貸与品として学校で管理をするのか、あるいは、各個人、自宅に持って帰れるのかどうかということについて、その取り扱いについてちょっとお聞きします。

○教育長（藤井光興君） 持たせたときに、そのあたりも課題になるわけですが、これから約束づくりでしょうけど、学校から家庭に持ち帰らせることも考えています。そのあたりについてはどのようにしたときに、使用料の問題なりいろいろありますよ、あれについてこれからの課題なのかなと。持たせることについては、いろいろ家庭との約束事もあるでしょうから、そのあたりも検討して、また今後検討していかなきゃいけないのかなと思っています。

最終的にはやっぱりコロナ関係がありますので、家庭に持ち帰って、さっきも言いましたようにモバイルルーターも貸し出しができるようにしておりますので、各家庭に設置できれば一番いいんでしょうけど、そんなことを考えています。この前、ある方から聞いたんですが、鹿児島情報高校もそんなことをやっていたらいいんですけど、家にそんな環境のない子どもたちがいるんだそうです、その子どもたちは学校に来させて先生と一緒に授業をしながら、ある家庭についてはオンラインで結んで授業を進めているんだそうです。ですから、家にそんな環境のないところは学校に呼んでという形も考えられるのかなと思ったりもしますが、一応、モバイルルーターについては貸し出しできるように、先ほど言いましたとおり学級数

プラス1で考えたいと思っています。

ただ、これを早く入れると使用料が変わるみたいです。そのあたりもこの前、教育長会で出たんですが、早々に入れるとそんなものも出てきますよということでしたけど、そんな問題もあります。とりあえず、いずれにしてもタブレットに慣れることが先でしょうから、5年以内、去年から2023年度までですので段階的にやっていくことにはなりますが、先の問題なのかなと思います。できるだけ早く、それについてはこぎ着けたいと思っていますところでは。

○6番（中倉広文君） はい、わかりました。猶予期間ということで把握いたしました。

ほか聞きたいこともございますが、次の質問にいきます。授業推進における課題ということではどのようなものがあるかということをお聞きしますが、先ほどの目的と、本町が目指すべき教育効果を考えますと、慎重に、かつ効果的に授業を進めていかなければなりません。本事業を推進していく中で、現在、教育委員会のほうで把握されている課題があれば示してください。

○教育長（藤井光興君） 課題について、先ほど中山議員からもございましたが、さっき答えませんでしたので。本町で懸念している課題につきましては、大きなことを3つ考えていますけど、1番目に、急速な学校がICT化による教員等の機器等の取り扱いの活用方法等についてです。これまでと異なる環境の中で授業を実施しますが、教員にも個人差があります。教育現場において人的体制が不十分であることから、制度施行当初のGIGAスクールサポーターの配置と授業支援等のICT支援員を配置することは必須であると考えております。人の整備だけでなく、活用が目的であることから、活用方法については検討し、取り組んでまいりたいと考えています。

2番目ですが、児童・生徒1人1台端末の整備です。これについては、今朝の新聞で県のあれで本年度中に行き渡らせるということでございますので、この改題は解決できるのかなと思っています。

3番目ですが、ICT整備が進むと同時に、学校現場における使途のトラブル対応でございます。使途の増加に伴い、校内LANや教師及び児童・生徒のタブレットの不具合による授業への影響が考えられます。また、校内LAN環境等のICT整備をしても、学校現場でつながりにくい事例を国も示していることから、学校外の通信環境及びサーバー等の環境についても、保守業者等と調査及び連携しながら環境整備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（中倉広文君） 今、課題について示していただきましたが、3番目に述べられ

ました機器の不具合、あるいはいろんな操作等の手間取りでの正常に起動しないとかというもので授業の停滞が起こるんじゃないかということがありました。そういった場合に、実際、現場ではどういった対応をとっていくのか、何か案がありましたら教えていただきたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 先ほども答えたかもしれませんが、今回、ICT活用について文科省が示しているのは教育アドバイザーというのがあります。先ほど中山議員がおっしゃったとおり、大学の教員とか自治体職員等、教育情報化の知見を有するもので対応しなさいと、これについては電話等でとってますが、情報化に関して全般的な助言・支援を行うのがアドバイザーです。その下に、国が2分の1金を出してGIGAスクールサポーターとなります。これは、学校の環境整備の初期対応を行うと。これもICT関係の人材を、知見する者からとなっておりますが、このあたりについては2分の1補助がありますので、お願いできればなと思っているところです。

それから、その下に、今度は地方財政措置で4校に1人、ICT支援員を置くことになっています。これについては、当然、業務等について知見を有する者で、ICTの操作支援、それから活用支援、研修支援等を行うと。その下に考えているのが、今回立ち上げました活用委員がおりますが、そのあたりを使ったり、それから町内にも詳しい方もいらっしゃいますので、その方のボランティアもできればなと思っているところです。

以上です。

○6番（中倉広文君） ただいま、機器の不具合とそういった操作等の問題で停滞があった場合の対応ということでお聞きしましたが、先生方も初めてというわけじゃないんでしょけれども、ICTの教育の指導ということには、今回初めて着手するわけなんですけど、特に長年教壇に立たれている先生方、教職のプロということで自分の授業スタイルが完全に定着している先生方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、そういった先生方、実際ICTの機器を使って、授業を本当に難しいとか、なかなか進めていくのが難しいんじゃないかなというふうにひとり勝手に考えてしまうんですけど、こういった町内の教職員の意識の差によって、授業自体の効果というのもまた大分変わってくるのかなというふうに思うんですが、今までにそういった教職員からの不安の声はないのか、そういったことをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○教育長（藤井光興君） そのことについては、この前、学校に実態調査を行いました。聞きましたら、教師が教育等についてタブレット等について学習指導を行っているという先生方は大体8割いらっしゃって、約2割は行っていないという答えが

出ています。

それから、オンラインの授業については不安があるという方々は8割いらっしゃいます。2割はどうにかだけど、オンラインの授業については不安があるという方は8割。それから、通信機器を用いて学習指導に不安があるという方が約半数いらっしゃいます。そんなのが大崎町の実態です。

○6番（中倉広文君） 今確認しましたが、そういった現状を考えると、次の質問にも入るわけですが、一定の水準に至るまではやはりこういった専門の指導員というのに町内に来ていただいて、即座に対応ができるといった方がいらっしゃったほうがいいのかというふうに私は思うんですね。

教職員はこれまでの学習指導に加えて、また新たなことを覚えていかなければならない、そういった不安といいますか負担も増えてくるわけですね。町長も施政方針で申されました、教職員の働き方改革に言及されていますね。こういったこともありますので、少しでも、現在の本町の教職員の新たに負担になるということを少しでも軽減するために、ICT教育に精通した人材、あるいは業者に対して、支援員としてサポートを依頼すべきだと思います。

先ほど教育長からも、活用教育アドバイザー派遣事業の件にも触れていただきましたが、こういったものももちろんあるかと思いますが、あるいは民間のこういった部分にたけている方を依頼して来ていただいてサポートに当たっていただくとか、いろんな考え方があろうと思いますが、そういったところをもうちょっと詰めて検討していただけないかなと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（藤井光興君） 先ほどお答えしたような気もするんですけど、一番、文科省のほうにいるのはアドバイザーです、その下に、町としてはGIGAスクールサポーターは一応国が2分の1補助して使うことができます。その場合、ICT関係者ですけど、これはさっき言いましたICT環境整備の設計とか、それから事業者対応、それから端末等の仕様マニュアルやルール作成等が、このサポーターの仕事になります。

それから、その下にICT支援員につきましては、町としましては地域おこし等の人材を募集して、2人ぐらい支援員を確保できればなと思っていますところです。それから、役場にもものすごく詳しい方もいらっしゃいますし、きのうも大崎小に行ったようですけど、そんな方もいらっしゃいますし、それから先ほど言いましたとおり、各学校の割とたけた方も何人かいらっしゃいますので、この先生方を使ったりとか、先ほど言いましたとおり、庁内にも結構いらっしゃいますので、できればボランティア等で入っていただければありがたいなと思っていますところです。

以上です。

○6番（中倉広文君） 是非とも、そういった多様な人材はたくさんいらっしゃるか  
と思いますので、そういったスキルを生かしていただきたいと思います。

先行で実施されている他自治体の各学校のアンケートにおいてはテストの成績と  
か理解の定着、それから学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などの観点にお  
いて、ICTを取り入れた教育に高い効果があるというふうに認められているとい  
うことでした。国県が示す目的、いろいろありますけれども、先行自治体  
の取組事例からもしっかり学び、対応されて、これからの時代をつくる子どもたち  
を、健全に育む大変機能的なツールとして活用できるように要望して、私の質問を  
終わります。

○議長（宮本昭一君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。3時30分から再開  
します。

-----○-----

休憩 午後3時17分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 30分になりましたので、再開いたします。

次に4番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○4番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連  
することについて質問をいたします。

コロナの影響で住民の生活支援や感染予防対策が進められております。収束しつ  
つはあるものの、国内においては第2波の感染者が出ています。気を緩めることな  
く、生活をしていただきたいと考えます。新聞にも、9割の方々が今後も外出を控  
えるという記事が出ております。さきに同僚議員も同じ質問がありましたが、重複  
する点は、再び十分なる答弁をいただきたいと思います。

それでは、コロナの災いから住民の暮らしをどう守るかについてであります。5  
月臨時議会で、国の給付金事業に加え、本町でも独自の支援策が出されました。近  
隣自治体も、独自支援策が新聞等で公表されたところでございます。

1番目でございますが、本町独自の事業の周知と、新たな支援策についてお尋ね  
をして最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） これまでの答弁と重複する部分もございますが、御説明いたし  
ます。

本町独自事業といたしましては、御承知のとおり、現役高校生までの世帯に、1  
人当たり2万円を給付する大崎町子育て世帯臨時給付金、2番目に、新型コロナウ  
イルス感染症の影響が特に大きかった飲食店の支援策として、約6,000枚を配

布いたしました500円クーポン券付チラシ、3番目に、収入が15%から50%未満減少した第3次産業事業者に、一律30万円を給付する大崎町経営持続化給付金、4番目に、商工会加入者に対して、一律5万円を給付する事業者支援交付金でございます。商工会会員283件及び第3次産業事業者321件へ、郵送にて各種支援策を案内しております。ほかにも、広報紙やホームページ等など、可能な限りの周知を図っております。

新たな支援策につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、国の補正予算及び本町の状況を見きわめながら、経済活性化に資する何らかの手だてを講じてまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 今、周知のことと独自の4つの件で報告をいただきましたが、やはり、どう皆さんに周知をするかということだと思っんですね。1番目でいえば、本町独自に子育て世帯ということで、児童手当支給世帯ですから従来どおり世帯支給の方とかわかっていらっしゃることなんですね、町から自動的に名前とか世帯数はわかっていると。あと、難しいのが、第3次産業への支援策だと思うんですが、やはり申請があつて初めて町独自の給付金をもらうということですよ。町としても、いろんな商工業者に、コロナウイルスに対して影響を電話等でですね企画調整課が主になって聞かれておるといふことで聞いております。

それではですね第3次産業事業者ということで15%から50%未満に対して、一律30万円を支給するということに決まっているんですが、私は町内の方にいろいろお話を聞いてですね、この第3次産業事業者、例をとりますと、町内の小売店、お酒屋さんですね、日頃もそんなに売上がない方、お酒屋さん等はですね、当然、イベントや宴会などの減少で、以前にも増してことは収入が減ったと。あと、もう1つはですね、2つ目はお花をつくっていらっしゃる、菊を栽培されている、お葬式が今、個人でやる、あとは御自宅で作る自宅葬に移ったために、花がなかなか出ない、収入減少になる。もう1つは、3件目はクリーニングさんなんですね。やはり冠婚葬祭がこういう事情で減ってくる。そうしますと、本来はそういうときにクリーニング屋さんに礼服を出します、3着、4着。そういうところでもお話を聞きますと、やはり15%どころじゃない、半分以下、3分の1になったとかそういう話を聞いているわけです。

それで、先ほどの同僚議員の答弁でありました、第3次産業の申請者数55件と、その中身ですね、職種といたしますか、55件の中の職種はほかにもあると思っんですが、割合的にわかりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 55件の職種についての御質問でございますので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） 55件の割合についてでございます。リストはあるんですけども、個人情報に関係もでございますので、ここでちょっとお知らせすることはできませんが、大体、先ほど稲留議員から御質問のあった、いわゆる小売店であったり、飲食店であったり、代行運転であったり、いわゆる第3次産業といわれるものであれば大丈夫だろうと思います。先ほど御指摘のありました花屋さんとか花の販売をされている方、それからクリーニング店も対象になろうかと思えます。

あと、50%以上の売上減の方につきましては、国の持続化給付金の対象となりますので、そちらのほうへの案内をしているところでございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 個人情報ということで、ちょっとそこ辺は大体第3次ということで了解をいたしました。

それでは、本町の第1次産業から第3次産業、部門別があるんですが、就業者数の割合というのはどうなっているか示していただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） 本町における各産業部門の就業者数の割合ですが、直近の平成27年国勢調査におきまして、第1次産業就業者数割合が3割、第2次産業就業者数割合が2割、第3次産業就業者数割合が5割となっております。

○4番（稲留光晴君） そういう割合でございまして、2次産業が一番少ないということで、もちろん、ことしのコロナウイルスの影響が多岐、きょう、あしたも困るといふ方、第3次産業の支援策を打ち出して、一律30万ということで打ち出されておりますけれども、やはり、今、答弁をいただきました、今現在で申請は55件ということなんですけど、まだまだ周知されてなくて申請されていない方がまだいらっしやると思うんですよね、半分以上は。そこ辺ではいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 担当課長と話をしていたんですけども、これまでも該当する事業者に対しては、すべて通知をしておりますということです。その上で返事が来ない、対応がないということでもあります。

それでも、行き届いていないとか、わからなかったという人もいるかもしれませんので、やはり重ねて周知はいたしたいと思えます。

○4番（稲留光晴君） 重ねて周知をして、申請をしてもらおうということですか。それでいいんですね。

今回、町の独自支援策で第3次産業ということでやっていますが、町長はいつも、畜産の町大崎とよく言われておりますが、2年後、全国和牛共進会もあるわけですね。先般の南日本新聞では、霧島市が牛の畜産農家、子牛、肥育農家に対して支援策を打ち出しているところも、もちろん、各自治体によってはいろんな業種、

産業の割合がございますけれども、やはり第3次産業より第1次産業がメインですが、町独自の支援策をですねつくっていただきたいと考えておるんですね。子牛の下落で一番心配されるのがですね、高齢者の方で2頭、3頭飼われている方ですね、離農者が出ないように。また、肥育農家の実態というの、私も町内のオーナーの方にお話を聞いたところでございますけど、第1次産業に関して支援策というものを考えていただけないだろうかという提案でございますが、いかがでございますか。

○町長（東 靖弘君） 第1次産業の就業人口等については、少子高齢化等の影響により減少傾向にあります。また、第1次産業のうち、畜産農家戸数も同じく年々減少している状況にあります。

このような状況で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、インバウンド事業の激減やイベント自粛などで第1次産業の方々も、品目によっては大きな打撃を受け、収入が大幅に減少している状況は承知しているところでございます。

畜産関係では、ロース肉などの高級肉の消費が停滞し、外食需要の減少等に伴い、国内の牛肉価格が低下しています。また、本町の肉用牛子牛の価格につきましても、昨年の平均価格が一番高かった頃と比較いたしますと、雌で11万6,000円、去勢で15万3,000円、総体で14万3,000円の安値となっております。肉用牛の肥育農家につきましては、素牛価格や配合飼料価格の高どまりや、枝肉価格を見ますと、東京市場では、昨年4月の和牛去勢Aの4ランク1キログラム単価は2,413円を取り引きされておりましたが、ことしの4月1日は1,703円と大幅に下がっているようでございます。

繁殖牛農家はもちろんでございますが、肥育農家におきましては特に影響が大きいと認識しております。このような状況で、これに伴う対応としまして、現在、国の持続化給付金を活用していただくよう周知しているところでございます。

さらに、畜産農家への町単独の支援策につきましては、状況を踏まえ、何らかの支援を講じてまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 何らかの支援を考えるということは、支援をするということで理解していいのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま説明しましたように、経営するに当たって、今回の新型コロナウイルスの関係で影響を受けている実体が浮き彫りにしていく、そういったところが確認されていけるとお思いますけど、そういった確認をしながら、新たな支援策は講じていきたいというふうに考えています。

○4番（稲留光晴君） 子牛の相場なんですよ、鹿児島県の子牛成績表というのが経済連でインターネットでとりだしておるんですが、子牛でいえば曾於中央市場です

ね、4月ののが対前年度比で税込みで18万から20万、これは平均の分ですね。5月のはちょっとよくなって、対前年度比で15万から17万、安くなっていると。こういうデータがあります。これは経済連がインターネットで出しておりますので。

あと、肥育のほうが一番大変だということなんですよ。80万、90万という牛が高い持期に買われて、その人が今は赤字の現状、高い牛を買われた人ほど、今大変だということなんです。肥育農家の人は、当然ご存じのように、せり市に出かけて子牛を買われて、それから約20カ月養われるわけですね。買われるときは、食料品じゃないですから消費税10%を出して買われる。それで、20カ月に肉として出されるときには、牛は解体をして枝肉にしますよね、その状態で等級が出るわけですね、当然ご存じのようにA4とかね。A3ならば400キロあれば、売値が1,500円ぐらいらしいですね、そうしますと400キロで60万ぐらいで売られたと。60万で売られて、20カ月育てるまでに約40万経費がかかるので、それで、45万で買われたということであれば、赤字がそこでもう1頭当たり25万と。割ってみなければわからないということなんですよ。だから、10%出して牛を買って、今度は売るときは価格はキロ当たりはわからない中で、8%の値段でもらうと、こういうことですよ。だから、そこからでも消費税の分が所得が減ってしまうということなんです。それは、当然ご存じだと思いますが。

先ほどおっしゃられました施策を講じるということでございました。最初の同僚議員の質問に対して、肉用牛安定給付金は牛丸金と理解してよろしいんですか。上乘せをして支給をすると、町長答えられましたけれども、丸金のほうもですね生産者が負担金を4分の1、国が4分の3、生産者が4分の1負担をしているけれども、これを当分、生産者が負担をしている分を6カ月間、実質的に免除をするというような発表がありました。ところがですね、この負担金の免除にはからくりがあって、結局、丸金の交付額も負担分を免除した4分の1を減額すると、本来は肥育牛の販売額が生産費を下回った場合に、差額の9割が補てんされる牛丸金という制度なんです。本来は90%が補てんされるべきところが、67.5%しか補てんされなくなると、こういう状況だと思うんですよ。だから、その中で、25万も赤字であればですね、従来、差額分の90%が67%下がってしまえば、この場合は、やはり本来の生産費と売値との差額の90%にならないわけですよ、実際の丸金はですね。その場合の上乗せといったら、町長、どういうふうな計算になりますか。

○農林振興課長（中村富士夫君） 先ほど町長が答弁した丸金のほうの上乗せということで、今のところ、それも視野に入れているということで、これに特化するものと

いうことではございませんので、一番何がいいのかということで、稲留議員さんも、個人名を出すといけないんですけれども、肥育農家の方に聞かれたと思います、こちらの担当のほうも一応話を伺いに行って、どういった状況なのかということで、今言われたように、現在、丸金の積立金、個人1万8,000円ですけれども、先ほどありましたように、4月から9月については、鹿児島県はこれを免除するというので、その分を今度は丸金のほうから差し引くということで、若干そうすると不利益をこうむるんじゃないかというようなことだと思っております、これがまた、今度は実際に、10月からになると6万3,000円に上がるということもございまして、町としては積立金の部分の個人負担の部分のところ、2分の1なのか、あるいは3分の1なのか、金額を3万円以下にするのかということで、現在、町長とも協議をしながら、肥育農家の方になるべく負担がかからないような形で、いい方向で検討をさせていただくということでしていただいております。

○4番（稲留光晴君） 了解をいたしましたので、9月補正でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではですね、次の質問にも関連がありますが、同僚議員の質問、答弁と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。500円クーポン券のですね使用状況の実績はどうだったかということで、5月臨時議会で、このクーポン券をなくしたり、持っていったら店が開いてなかったり、それで余り評判がよくないと。そこで、企画課長は第2弾も出る可能性もあるのではなかろうかという、それに似た答弁をされましたが、重複しますが、5月31日までの実績はどうだったか、再度お願ひをいたします。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きかった飲食店の支援策として、約6,000枚を配布いたしました500円クーポン券付チラシでございまして、6月4日現在の見込みで、約1,500枚、25%程度の利用状況となっております。初めての試みであったことなどもあつてか、4分の1の利用実績にとまっておりますが、換金に来庁された飲食店の皆様からは、非常に助かったというお声をいただいております、飲食店支援という当初の目的はおおむね達成されたと考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 25%の普及だったということで、商店街の方は500円でもうれしいということでございます。

提案というかですね、やはりクーポン券とかプレミアム付商品券とか、そういう名前で、1万5,000円を出して5,000円余計に買えますというプレミアム券

ですが、先ほども同僚議員から出ました、まず1万5,000円払わなきゃいけないというのが当然ネックになるわけですよ、非課税世帯とか高齢者世帯、そうなりますから、私としては、やはり今後して、1世帯に5,000円ぐらいの商品券を直接配る。例えばですねJAの肉券を1世帯に2,000円配る、Aコープで2,000円分商品券を渡して肉が買える、これは例ですけれども。あと、今、和牛のだぶつきで、鹿屋市役所職員、議員さん、大崎町もそうなんです、肉をですね買ってもらっているという話を聞いておりますが、そこ辺はJAの商品券じゃなくても、商工会の商品券でも構いませんので、やはり1世帯にこういった5,000円ぐらいの支援策は考えていただけないだろうかということですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほども全く同様の質問がございました。稲留議員さんがおっしゃる意図もよく理解しておりますので、先ほどの議員さんにも、前向きに検討いたしますとお答えしておりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。よろしく申し上げます。

それでは、ちょっと関連することとして、私は頭が痛かったんですが、町独自の支援策の中に、町内商工業支援策として商工会加入事業者に対して5万円を支給するというので、商工会に加入された方は5万円いただいているんですね。ところが、商工会に加入していない方から抗議といひますか、三、四人、電話がありました。町内商工業支援策であれば平等に、私たちも大崎町に税金を払っている、少なからず役に立っているのではないだろうか。そこで、町長、私は、平等じゃない、おかしいんじゃないですか、と住民からあったんですけどね、町長、いかがでしょうか。商工会加入以外の商工業者もいらっしゃるわけですよ。曾於市と志布志市は分け隔てなく、商工会に加入している、していないにかかわらず支援策をつくっております。町長、その辺、大崎町としていかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 同一ではない、平等ではないという御質問ではありますが、政策を立てるときに一定の把握をする根拠となるものはどうしても必要でありますので、まず、それが商工会の会員数が幾らであるかということから算出したということで、どれぐらいの人数がいるのか、不特定多数ではなかなか読み切れないので、政策を考える上では非常に数字というのは大切なことで、商工会加入という限定をしたところであります。

それと、もう1点が、やはり町のにぎわいをつくっているのは商工事業者であることは間違いないと思っております。その中で、商工会に加入されておられない方々も相当いらっしゃるという情報も入りました。6月30日までを限定すると猶

予していこうと思ったのも、商工会自体もそういったところにやはり加入の促進を図って、町全体を一緒になって活性化させましょうとか、そういうことでの加入推進をしていただくということを期待を込めて、そこにこういった形で打ったところであります。現段階では、そういう状況で進めていきたいと思っています。

○4番(稲留光晴君) 町長のおっしゃることも、私もわからなくはないんですよね。でも、やはり、ここに書いてある町内商工業支援策とありますよね、町内商工業支援だったら、として商工会員加入でしょう、そしたら商工会加入以外は商工業支援はしないよということなんですよ、これはね。そうしたら、商工会員加入事業者に対して、と書けばよかったんじゃないですかね、町内商工業支援策となっていますからね。これはちょっと当てつけになるかもしれませんが、一応、これは住民の方からこういうような声があったということなんですよ。せつかく、町の一般財源を使ってですねやっているわけですから、その辺は是非、こういう方に対して、私はどう説明したらいいのかなと思うんですよ。議会で言っくやせんと、一人二人じゃないんですよ。ですから、やはりこういったときですから、やっぱり説明というか、私も、今町長が言われたような説明というのは非常に難しいし、そういった商工業者に対してのおつき合いということも深くはないわけですけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、国の持続化給付金事業をですねどう周知していくかについて質問いたしますが、この事業は農林水産省ホームページの申請ということでですね5月1日から申請が始まっております、申請のほうは年内一杯で来年1月15日までの期限ということで、法人は200万、個人事業者は100万ということでございます。私も本当にありがたく、企画調整課、当初の頃からフォローをしていただいております。大崎町が、国から委託をされてやっているわけでもないし、やはり企画担当課の仕事が一杯ある中でですね、やっぱり住民のそういった要望に応えていただいているということで感謝を申し上げたいと思います。

一番、今問題なのは、企画調整課とですね農林振興課のほうでもウェブ登録をしていただいておりますが、大体、企画課のほうでも60件オーバーと、申請もあわせまして、今までの件数ということ聞きまして、農林振興課も20件、30件、もっとそれより増えているのかわかりませんが、そこ辺について、行政として、国のこういう給付金事業の周知というのは非常に難しいというか、私のほうも知り合いとかいろんなところで、民報等で申請しましょうというところでお知らせをしているんですが、なかなか、これは国の給金でしょうと、私たちは関係ないでしょうみたいな、この1週間に何人もそういう話を聞きましたが、いちいち出向いて説明をして、申請をしてくださいということでですね、農家の方に関しては約9

割は申請できるんじゃないかと、そういうふうを考えております。

本題に戻ってですね、今後、ことしの12月までありますけども、どう周知していただけるかということについて質問をいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 国・県においても新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどあらゆる情報媒体を活用して周知に努めておりますが、本町においては企画調整課において、商工会会員283件、及び第3次産業事業者321件へ各種支援策を案内し、農林振興課においては、認定農業者217件の方々へ持続化給付金とあわせて、国の農業に関連する支援措置を含めた案内を通知しております。そのほか、支援措置については町ホームページへ掲載しております。

現在まで、町において60件程度、商工会において10件程度の相談がございまして、随時申請を行っているところでございます。

今後の周知といたしましては、認定農家でない農業者へは個人宛に通知を実施して、そのほか広報紙、集落発送、ホームページへの掲載更新を随時行い、また、防災無線による周知など、周知に漏れがないよう徹底してまいりたいと思っております。

また、申請状況を確認の上、申請されていない農家の方々へは、再度連絡をとり、申請の意思の確認を行っていく予定でございます。

○4番（稲留光晴君） よろしくお願いをしたいと思います。

この100万円というのは非常に大きなお金でございまして、うれしい一報が入ったんですね、100万円入金されましたと、トラクターの修理代に回せるとか、そういう声が結構入っておりますので、是非、私のほうも担当課のほうに相談しながら、自分でもちょっと7月からインターネット環境もよくしてですね、一人でも申請をしていただいて、給付金をもらって。当然、こうなりますと、町の財政にもいい影響がございまして、一人でも増やすように担当課と頑張りたいと、そういうふうに思っております。

それでは、最後に、コロナの収束もいずれはするんでしょうが、町の収束後の住民の暮らしを守るための今までの支援策の延長とか、感染予防策などについて、最後にお尋ねをしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、まだワクチンが開発されていないことなどから、以前のような経済活動に戻ることが難しいことなど連日報道されております。本町におきましても、幸いにして感染者が発生していないものの、感染への恐怖心から経済活動が非常に停滞しているものと思われま。

御質問の、課題といたしましては、感染防止のための新しい生活様式を守ることと、雇用確保を含む経済活動推進の両立の困難さであると認識しております。

○4番（稲留光晴君） 引き続き住民から暮らしを守るための課題ということで、今、町長からお聞きしましたので、今、質問させていただいたことに対して9月議会でひとつ組んでいただくよう再度お願いをして、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時12分

第 3 号

6 月 1 7 日 (水)

## 令和2年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月17日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第 2 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 同意第 1号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書

### 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄  |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸  |
| 3番 児 玉 孝 徳 | 9番 上 原 正 一  |
| 4番 稲 留 光 晴 | 11番 諸 木 悦 朗 |

5番 神 崎 文 男

12番 宮 本 昭 一

6番 中 倉 広 文

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農委事務局長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企画調整課長	中 野 伸 一	教委管理課長	上 野 明 仁
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、中倉広文君、及び7番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 議案第24号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第24号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第24号、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月4日に委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,884万8,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

まず、款8、項1、目2、節17備品購入費の切創防止用保護衣等350万円について、委員から、切創防止用の備品は完全装備的なものか、それとも部分的に保護するものかとの問いに対し、今回お願いしている切創防止用保護服は、火災現場等においてチェーンソーの操作を行う場合、保護用品の着用が義務づけられたため、下肢用の保護パンツ、厚手の手袋、目を保護するためのゴーグルの3点を1セットとして整備するものであるとの答弁。さらに、委員から、防護服1セットの価格は幾らかとの問いに対し、保護パンツが1着、税抜き価格で4万円、グローブについては1組4,200円、保護ゴーグルについては1,200円であるとの答弁。

また、委員から、土砂崩れなどの災害現場における労働災害用のチェーンソー等の使用については、労働基準監督署における資格等の問題もあると思うが、そういった資格を有している方が消防団員の中にいるのかとの問いに対し、消防団員の特

別講習については、平成28年11月に、各消防団の班長以上の方について、少数ではあるが講習を受講してもらっているとの答弁でありました。

次に、款3、項1、目3、節10需用費の修繕料108万円及び節17備品購入費の老人福祉センターエアコン35万4,000円について、委員から、老人福祉センター内にある2台のエアコンを修繕料と備品購入費で整備することであるが、金額など、どこまでを備品購入費としてみているのかとの問いに対し、備品購入費として計上している部分については、実際の品物の価格と取付に要する費用を含めた35万4,000円を計上している。整備の区分としては、エアコンの類いものは備品の分類表に登録があるため、基本的に備品としての計上が望ましく、また、建物等の施設と一体型に整備されているようなエアコンは、基本的に修繕料での整備が望ましいと考えているとの答弁。

さらに、委員から、この2つのエアコンは、社会福祉協議会の事務所のエアコン修繕と、登録ヘルパーの方が業務の場として使用している部屋のエアコン取替に係る購入費ということであるが、実際、老人福祉センターの大広間にあるエアコンも何基か使えない状況にある。このスペースは、来客者がくつろぐ休憩場所として、また、いろいろなサークルの方が活動の場として使用している部屋であることを考慮すると、こちらの整備が後回しになることに少し疑問を感じる部分がある。福祉という観点からも、今後は保健福祉課の立場として、どこに軸足を置かなければいけないのか十分注意していただくよう要望した。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第24号、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第24号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

○9番（上原正一君） ちょっと確認いたします。

11ページ、備品購入のところで35万円を350万円という報告がございましたが。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 35万円と、もう1つは350万円だったと思います。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第24号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第25号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第25号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第25号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月4日に委員出席のもと委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,771万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億326万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、令和元年度分の介護給付費国庫負担金等の確定に伴う精算のための補正でありました。

特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第25号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第25号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第25号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第26号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第26号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第26号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る6月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長から補足説明がありましたが、その内容については本会議での説明のとおり、本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたために、第1号被保険者で低所得者の介護保険料軽減をさらに図るべく、第1段階から第3段階までの保険料を改正するため、大崎町介護保険条例の一部を改正するものであります。

具体的には、第1段階の保険料は、令和元年度の2万9,250円から令和2年度は2万3,400円に、第2段階の保険料は、令和元年度の4万8,750円から令和2年度は3万9,000円に、第3段階の保険料は、令和元年度の5万6,550円から令和2年度は5万4,600円に、それぞれ金額に軽減がなされる条例改正であります。

特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第26号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のと

おり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第26号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第26号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 同意第1号 固定資産評価員の選任について

○議長（宮本昭一君） 日程第5、同意第1号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、固定資産評価員として、税務課長である本松健一郎氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

今回選任する本松健一郎税務課長は、平成30年4月1日から令和2年3月31日まで税務課長補佐兼固定資産税係長として、また、令和2年4月1日から現在まで税務課長として勤務しております。このことから固定資産の評価に関する知識及び経験を有しており、また税務課長として課内を統括する立場にありますことから適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

同意第1号「固定資産評価員の選任について」何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号「固定資産評価員の選任について」を採決をいたします。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第1号「固定資産評価員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 同意第2号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第6、同意第2号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在の農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となるため、令和2年5月8日に農業委員会委員選考委員会を開催し、十分な御審議をいただいた上で、大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第8条の規定に基づき11名を次期候補者として選任いたしました。いずれの候補者も農業委員会委員として適任であると思えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

はじめに、大崎町永吉9562番地2に在住の下橋清美氏でございますが、昭和

35年5月9日生まれの60歳で、新田水利組合から推薦を受けております。氏は、認定農業者として普通作、和牛の生産を中心とした土地利用型農業に従事されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行ひます。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願ひます。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。  
これより投票に移ります。  
職員の点呼に応じて順次投票を願います。  
点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。  
1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、  
5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9  
番、上原正一君、11番、諸木悦朗君。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。  
開票を行います。4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、立  
会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。  
投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。  
有効投票中、賛成、10票、反対、0票。  
以上のとおり、賛成が多数であります。  
よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

#### 日程第7 同意第3号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第7、同意第3号「農業委員会委員の任命について」を議  
題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同意第2号と同じく、農業委員会委員の任命について  
でございます。

大崎町井俣906番地4に在住の大野純一氏、昭和27年1月1日生まれの68  
歳です。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、

平成29年7月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第3号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、児玉孝徳議員、4 番、稲留光晴議員、5 番、神崎文男議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、11 番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。7 番、吉原信雄君、8 番、中山美幸君、9 番、上原正一君、立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

#### 日程第 8 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第 8、同意第 4 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、同意第 2 号と同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉 6 9 6 2 番地に在住の東幸二氏、昭和 31 年 12 月 19 日生まれの 63 歳で、曾於農業共済組合から推薦を受けております。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、現在、曾於農業共済組合の理事とし

て活動されております。また、これまでに農業委員会委員として2期6年活動された経験があります。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第4号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行ひます。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、諸木悦朗君、1番、平田慎一君、2番、富重幸博君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願ひます。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、児玉孝徳議員、4 番、稲留光晴議員、5 番、神崎文男議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、11 番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。11 番、諸木悦朗君、1 番、平田慎一君、2 番、富重幸博君、立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 4 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

#### 日程第 9 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第 9、同意第 5 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉 5 5 5 7 番地 2 に在住の豊住秀史氏、昭和 33 年 10 月 9 日生まれの 61 歳であります。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、平成 29 年 7 月から現在まで農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委

員として適任と思われるので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第5号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、児玉孝徳議員、4 番、稲留光晴議員、5 番、神崎文男議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、11 番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。3 番、児玉孝徳君、4 番、稲留光晴君、5 番、神崎文男君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。

以上のおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 5 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

#### 日程第 10 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第 10、同意第 6 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町野方 8895 番地に在住の春田範雄氏、昭和 28 年 2 月 5 日生まれの 67 歳であります。氏は、和牛の生産を中心とした農業に従事されており、平成 29 年 7 月から現在まで、農地利用最適化推進委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第6号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、11番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

#### 日程第11 同意第7号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第11、同意第7号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町菱田821番地に在住の橋口貞夫氏、昭和19年6月20日生まれの75歳であります。氏は、水稻を中心とした農業に従事されており、平成20年から現在まで、農業委員会委員を4期12年、また現在は農業委員会会長として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第7号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、上原正一君、11番、諸木悦朗君、1番、平田慎一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、児玉孝徳議員、4 番、稲留光晴議員、5 番、神崎文男議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、11 番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。9 番、上原正一君、11 番、諸木悦朗君、1 番、平田慎一君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 7 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

## 日程第 12 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第 12、同意第 8 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎仮宿 1058 番地 1 に在住の二見さち子氏、昭和 27 年 3 月 20 日生まれの 68 歳です。氏は、大崎町役場を退職後、家業の生花店にて従事されており、平成 29 年 7 月から現在まで、農業委員会委員として活動されております。農業委員会委員には農業者以外の中立的な立場の委員を入れることが法律で定められております。氏は、農業委員会の所掌する事項に利害関係を有しない中立的な立場で公正な判断をすることが可能であり、農業委員会委員の委員として適任と思われまので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第8号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、児玉孝徳議員、4 番、稲留光晴議員、5 番、神崎文男議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、11 番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。2 番、富重幸博君、3 番、児玉孝徳君、4 番、稲留光晴君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 8 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

### 日程第 13 号 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第 13、同意第 9 号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町永吉 5305 番地 2 に在住の高橋みよ子氏、昭和 31 年 11 月 1 日生まれの 63 歳です。氏は、認定農業者として、夫婦で養豚業を経営されており、現在、農地利用最適化推進委員及び農業女性の会「こすもす」の理事としても活動されております。また、これまでに農業委員会委員として 1 期 3 年活動された経験があります。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第9号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光

晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、11番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。

よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

#### 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第14、同意第10号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町神領1580番地1に在住の藤井亨氏、昭和28年12月11日生まれの66歳で、高尾原地区保全協議会から推薦を受けております。氏は、認定農業者として水稻を中心とした農業に従事されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第10号は、会議規則第39条第3項の規定

により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第10号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、中山美幸君、9番、上原正一君、11番、諸木悦朗君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、11番、諸木悦朗議員。

〔投票〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。8番、中山美幸君、9番、上原正一君、11番、諸木悦朗君、立会いを願います。

〔開票〕

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

-----○-----

#### 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第15、同意第11号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町野方7357番地7に在住の田中博昭氏、昭和31年5月5日生まれの64歳です。氏は、認定農業者として和牛の生産を中心とした農業に従事されており、平成17年から現在まで5期15年、農業委員会委員として活動されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されており、農業委員会の委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第11号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、11番、諸木悦朗議員。

〔投票〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、立会いを願います。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、5票、反対、5票。

以上のおり、投票の結果、賛成、反対が同数で、よって地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

同意第11号については、議長は現状維持の原則により否決と採決します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

#### 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第16、同意第12号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は同じく、農業委員会委員の任命についてでございます。

大崎町持留637番地1に在住の戸床トシ子氏、昭和22年9月30日生まれの72歳であります。氏は、御兄弟が経営する和牛の生産に従事されております。農業委員会委員には、青年・女性の積極的な任用に努めることが法律で定められていることを踏まえ、農業委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

○1番（平田慎一君） 2点ほど御質問させていただきます。

先ほども、ちょっと町長のほうから答弁がございましたが、本農業委員の法律規定の中でですね中立委員と女性委員、そして40代以下の青年委員を推進するよという形で確か法律規約の中に入っていたと思うんですが、今回のこの候補名簿の中には40代の青年農業者のほうが入っておりません。これは何でかというのを1点御質問するのと、もう1点はですね前回の選挙の折には選定委員等は非公開ということで、選定委員の名前の公表はなかったと思います。今回におきましては、前お聞きしたときには公表されるということでお聞きしたんですけども、まだ議会のほうにも名前は挙がっておりません。この部分についてどうお考えなのかという

のをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問があった点につきましては、副町長のほうで答弁をさせます。

○副町長（千歳史郎君） ただいまの御質問でございますが、まず、第1点の青年・女性の積極的な任用ということで、以前あったということで、今回、その青年の申し込みがなかったということで青年のほうは入ってございません。

それと、情報公開の部分でございますが、これについては選定委員の委員については選考委員会の設置条例のほうでそれぞれ8名以内をもって組織する、そして、その委員のメンバーは、まず1人目が副町長、2人目がそお鹿児島農業協同組合の南部総合センター代表、そして3番目が自治会の組織等地域の代表者、4人目が農業委員会の委員経験者、5人目が農業団体の組織代表、そして6人目が認定農業者または農地所有者適確法人代表、7人目が、その他町長が必要と認める者として、この条例の中でメンバーの代表という方が選考委員としてなっておるところでございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。もう1つお伺いしますけども、今、代表メンバーということで、ある程度の大枠の肩書きだけの御回答でしたが、これは個人名は公表されないのかという部分と、もう1点、それにあわせて議事録の公開はされるのかどうか、お願いいたします。

○副町長（千歳史郎君） 個人名ということで、これは事務局のほうで、この方どうかということで起案がございまして、それは今、ここで公表というのは問題はないということで、議事録の公表についてでございますが、議事録につきましては公表はできるということでございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第12号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） 議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、11番、諸木悦朗議員。

〔投票〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、立会いを願います。

〔開票〕

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。  
有効投票中、賛成、10 票、反対、0 票。  
以上のとおり、賛成が多数であります。  
よって、同意第 12 号は同意することに決定いたしました。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

#### 日程第 17 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第 17 「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。  
委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申し出があります。  
お諮りいたします。  
4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。  
よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和 2 年第 2 回大崎町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後 0 時 21 分